

資料 2

令和7年度

定時総会要望事項提案書

公益社団法人 全国都市清掃会議

頁	要 望 事 項	協議会名	提案会員名
	I. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充		
11	1 循環型社会形成推進交付金等の財政措置について	北海道地区	札幌市
12	2 循環型社会形成推進交付金等の財政措置について	北海道地区	旭川市
13	3 循環型社会形成推進交付金の財政措置と予算配分について	北海道地区	函館市
14	4 循環型社会形成推進交付金の財政措置について	北海道地区	西いぶり広域連合
15	5 循環型社会形成推進交付金等の財政措置について	北海道地区	十勝圏複合事務組合
16	6 循環型社会形成推進交付金等の財政措置について	北海道地区	根室北部廃棄物処理広域連合
17	7 循環型社会形成推進交付金の制度拡充について	東北地区	山形広域環境事務組合
18	8 廃棄物処理施設整備に係る財政措置について	東北地区	福島市
19	9 廃棄物処理施設整備に係る財政措置について	東北地区	郡山市
20	10 循環型社会形成推進交付金制度の拡充について	関東地区	水戸市、鹿嶋市、日立市、北茨城市、さしま環境管理事務組合、筑西広域市町村圏事務組合、宇都宮市、足利市、那須塩原市、那須地区広域行政事務組合、小山広域保健衛生組合、南那須地区広域行政事務組合、前橋市、高崎市、館林衛生施設組合、さいたま市、川崎市、川口市、所沢市、東松山市、久喜市、川島町、蓮田白岡衛生組合、東埼玉資源環境組合、大里広域市町村圏組合、千葉市、船橋市、松戸市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、佐倉市酒々井町清掃組合、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、八王子市、立川市、三鷹市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、多摩市、多摩ニュータウン環境組合、ふじみ衛生組合、柳泉園組合、小平・村山・大和衛生組合、東京たま広域資源循環組合、東京二十三区清掃一部事務組合、浅川清流環境組合、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、秦野市、伊勢原市、湯河原町真鶴町衛生組合、厚木愛甲環境施設組合、甲府市、富士吉田市、山梨西部広域環境組合
22	11 循環型社会形成推進交付金の要望額等の確保について	関東地区	水戸市、鹿嶋市、さしま環境管理事務組合、筑西広域市町村圏事務組合、宇都宮市、足利市、佐野市、栃木市、日光市、那須塩原市、那須地区広域行政事務組合、小山広域保健衛生組合、前橋市、高崎市、伊勢崎市、館林衛生施設組合、さいたま市、川口市、所沢市、東松山市、上尾市、久喜市、川島町、蓮田白岡衛生組合、東埼玉資源環境組合、大里広域市町村圏組合、千葉市、市川市、習志野市、流山市、浦安市、四街道市、佐倉市酒々井町清掃組合、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、八王子市、立川市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、多摩ニュータウン環境組合、小平・村山・大和衛生組合、東京たま広域資源循環組合、東京二十三区清掃一部事務組合、浅川清流環境組合、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、湯河原町真鶴町衛生組合、厚木愛甲環境施設組合、山梨西部広域環境組合
23	12 循環型社会形成推進交付金の予算確保について	北陸東海地区	新潟市
24	13 循環型社会形成推進交付金に必要な予算確保について	北陸東海地区	上越市
25	14 廃棄物処理施設整備等に対する循環型社会形成推進交付金制度に関する国への要望について	近畿地区	大津市、中部清掃組合、京都市、京田辺市、城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、大阪市、堺市、岸和田市、貝塚市、守口市、枚方市、寝屋川市、豊中市伊丹市クリーンランド、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉南清掃事務組合、泉北環境整備施設組合、大阪広域環境施設組合、枚方京田辺環境施設組合、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、奈良市、天理市、桜井市、新宮市、和歌山市

頁	要 望 事 項	協議会名	提案会員名
29	15 し尿と下水道との共同処理について	近畿地区	大津市、城南衛生管理組合、堺市、豊中市、寝屋川市、門真市、岸和田市、泉北環境施設組合、明石市、伊丹市、宝塚市、高砂市、三田市、奈良市
30	16 循環型社会形成推進交付金における交付対象設備の拡充について	北陸東海地区	新潟市
31	17 循環型社会形成推進交付金の要件緩和について	中国・四国地区	四国中央市
32	18 一般廃棄物処理施設の整備等に係る財政支援の継続・拡充	九州地区	ふくおか県央環境広域施設組合、佐世保市、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、大川市、佐賀県東部環境施設組合、長崎市、大村市、五島市、県央県南広域環境組合、県央地域広域市町村圏組合、熊本市、人吉球磨広域行政組合、大分市、別府市、中津市、佐伯市、宇佐・高田・国東広域事務組合、都城市、日向市、大隅肝属広域事務組合、北薩広域行政事務組合、屋久島町、那覇市、石垣市、浦添市
33	19 循環型社会形成推進交付金の交付対象の拡充について	九州地区	長崎市、宮崎市、福岡市、大牟田市、田川市、大村市、県央地域広域市町村圏組合、熊本市、別府市、日向市、大隅肝付広域事務組合、北薩広域行政事務組合
34	20 浄化槽設置補助金について	九州地区	大牟田市、北九州市、久留米市、田川市、大川市、佐世保市、五島市、県央県南広域環境組合、熊本市、大分市、別府市、佐伯市、宮崎市、都城市、日向市、屋久島町、那覇市、石垣市、倉浜衛生施設組合
35	21 廃棄物処理施設解体費にかかる循環型社会形成推進交付金対象事業の拡充について	北海道地区	十勝圏複合事務組合
36	22 一般廃棄物処理施設の解体に係る財政措置について	東北地区	青森市
37	23 施設解体に対する財政措置について	東北地区	仙南地域広域行政事務組合
38	24 一般廃棄物処理施設の解体・除去に係る財政措置について	東北地区	登米市
39	25 し尿処理施設の解体費用に対する財政措置について	東北地区	石巻地区広域行政事務組合
40	26 一般廃棄物最終処分場の閉鎖整備及び廃止に対する財政支援について	東北地区	大仙市
41	27 廃棄物処理施設整備事業等に対する財政支援について	東北地区	山形市
42	28 し尿処理施設解体費用に対する財政措置について	関東地区	水戸市、土浦市、北茨城市、栃木市、日光市、那須地区広域行政事務組合、南那須地区広域行政事務組合、前橋市、川越市、蓮田白岡衛生組合、浦安市、藤沢市、相模原市、甲府市
43	29 廃棄物処理施設の解体に係る循環型社会形成推進交付金の対象範囲の拡充をはじめとした財政支援の充実について	北陸東海地区	上越市
44	30 廃棄物処理施設の解体に係る財政支援について	北陸東海地区	小浜市
45	31 廃棄物処理の広域化・集約化等に伴う廃棄物処理施設の解体工事に係る財政支援について	中国・四国地区	広島市、東広島市、高松市、米子市、広島中央環境衛生組合、松山市
46	32 解体工事に係る財政支援について	九州地区	ふくおか県央環境広域施設組合、長崎市、佐世保市、宮崎市、鹿児島市、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、田川市、大川市、佐賀市、大村市、五島市、県央県南広域環境組合、県央地域広域市町村圏組合、熊本市、人吉球磨広域行政組合、大分市、別府市、中津市、佐伯市、宇佐・高田・国東広域事務組合、都城市、日向市、大隅肝属広域事務組合、屋久島町、那覇市、石垣市、浦添市、倉浜衛生施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合

頁	要 望 事 項	協議会名	提案会員名
47	33 循環型社会形成推進交付金の交付率を一律1/2とすることについて	関東地区	水戸市、鹿嶋市、さしま環境管理事務組合、筑西広域市町村圏事務組合、宇都宮市、足利市、佐野市、栃木市、日光市、那須塩原市、那須地区広域行政事務組合、小山広域保健衛生組合、南那須地区広域行政事務組合、前橋市、高崎市、館林衛生施設組合、さいたま市、川口市、東松山市、久喜市、川島町、蓮田白岡衛生組合、松戸市、流山市、八千代市、四街道市、佐倉市酒々井町清掃組合、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、立川市、青梅市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京たま広域資源循環組合、東京二十三区清掃一部事務組合、浅川清流環境組合、横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、湯河原町真鶴町衛生組合、厚木愛甲環境施設組合、山梨西部広域環境組合
48	34 循環型社会形成推進交付金の交付率維持及び必要額の確保について	九州地区	ふくおか県央環境広域施設組合、長崎市、宮崎市、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、田川市、大川市、朝倉市、佐賀市、佐賀県東部環境施設組合、大村市、五島市、県央広域環境組合、県央地域広域市町村圏組合、熊本市、人吉球磨広域行政組合、大分市、別府市、中津市、佐伯市、宇佐・高田・国東広域事務組合、都城市、日向市、大隅肝属広域事務組合、北薩広域行政事務組合、屋久島町、那覇市、石垣市、浦添市、倉浜衛生施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合
49	35 管理型最終処分場延命化に伴う埋立物・気象変動に対応する水処理施設改修・増設に対する交付金措置の創設について	東北地区	滝沢・磐石環境組合
50	36 最終処分場の確保と外部委託処理に対する財政的支援について	関東地区	水戸市、土浦市、さしま環境管理事務組合、日光市、南那須地区広域行政事務組合、前橋市、さいたま市、船橋市、八千代市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、川崎市、横須賀市、相模原市
51	37 循環型社会形成推進交付金について	東北地区	石巻地区広域行政事務組合
52	38 プラスチック資源循環促進法施行について	東北地区	山形広域環境事務組合・酒田地区広域行政組合
53	39 循環型社会形成推進交付金に係る都心部等の大規模自治体からの要望について	関東地区	東京二十三区清掃一部事務組合、川崎市
54	40 プラスチック資源の分別収集に係る循環型社会形成推進交付金の交付要件化に伴う自治体への必要な支援の実施について	北陸東海地区	上越市
II. リサイクル関連法の推進			
II-1 容器包装廃棄物の3Rの円滑な推進			
55	41 容器包装リサイクル法における事業者責任の強化等について	関東地区	水戸市、鹿嶋市、宇都宮市、小山広域保健衛生組合、前橋市、館林衛生施設組合、さいたま市、川崎市、所沢市、川島町、東埼玉資源環境組合、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、港区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、東村山市、国分寺市、国立市、多摩市、ふじみ衛生組合、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、湯河原町真鶴町衛生組合、甲府市

頁	要 望 事 項	協議会名	提案会員名
56	42 容器包装リサイクル法に関する国への要望について	近畿地区	大津市、京都市、宇治市、城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、貝塚市、守口市、枚方市、八尾市、箕面市、豊中市伊丹市クリーンランド、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉北環境整備施設組合、泉南清掃事務組合、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、豊岡市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、奈良市、生駒市、和歌山市、新宮市
59	43 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」における市町村の費用負担の軽減について	北海道地区	札幌市
60	44 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」における費用負担軽減と財政措置について	北海道地区	旭川市
61	45 プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に係る財政的支援について	北海道地区	帯広市
62	46 プラスチック製容器包装と製品プラスチック（プラスチック使用製品廃棄物）の一括回収方法の確立と財政措置について	北海道地区	北見市
63	47 製品プラスチック・容器包装プラスチック資源化対応に向けた、一括収集・一括出荷対応事業者のブロック指定や誘致活動推進について	東北地区	滝沢・雫石環境組合
64	48 プラスチック資源循環に係る財政措置等の検討について	東北地区	仙台市
65	49 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行に伴う循環型社会形成推進交付金への配慮について	東北地区	仙南地域広域行政事務組合
66	50 プラスチックごみの資源循環の促進に向けて	東北地区	秋田市
67	51 プラスチック資源循環に係る財政措置等の検討について	東北地区	須賀川市
68	52 プラスチック製容器包装の品質評価方法の見直しについて	関東地区	水戸市、小山広域保健衛生組合、前橋市、高崎市、館林衛生施設組合、川島町、市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、四街道市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、江東区、杉並区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、東村山市、国分寺市、国立市、ふじみ衛生組合、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、湯河原町、真鶴町衛生組合、甲府市
69	53 プラスチック製容器包装に係る再商品化手法の選択について	関東地区	水戸市、鹿嶋市、さいたま市、朝霞市、川島町、文京区、杉並区、武蔵野市、三鷹市、調布市、ふじみ衛生組合、相模原市
70	54 リサイクル率の算定方法の見直しについて	関東地区	水戸市、川島町、東埼玉資源環境組合、大里広域市町村圏組合、八王子市、武蔵野市、三鷹市、調布市、町田市、ふじみ衛生組合、東京たま広域資源循環組合
71	55 容器包装の対象範囲及び識別表示の見直し等について	関東地区	水戸市、宇都宮市、前橋市、川島町、船橋市、松戸市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、台東区、江東区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、八王子市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、東村山市、国分寺市、国立市、ふじみ衛生組合、川崎市、横須賀市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、甲府市
72	56 紙製容器包装の識別マークの見直しについて	関東地区	所沢市
73	57 リターナブル容器の普及促進等について	関東地区	水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、太田市、川口市、所沢市、川島町、船橋市、松戸市、多摩市、横須賀市、相模原市、秦野市

頁	要 望 事 項	協議会名	提案会員名
74	58 デポジット制度の導入について	関東地区	水戸市、栃木市、大田原市、前橋市、川越市、川島町、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、港区、三鷹市、調布市、東村山市、国立市、ふじみ衛生組合、横須賀市、秦野市、甲府市
75	59 色の識別が容易なガラスびんの製造について	北陸東海地区	長野市
76	60 プラスチックのリサイクル制度について	関東地区	水戸市、宇都宮市、所沢市、東埼玉資源環境組合、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、八千代市、港区、墨田区、品川区、豊島区、練馬区、八王子市、武蔵野市、東村山市、国分寺市、横浜市、川崎市、平塚市、相模原市、甲府市
77	61 市民が分別に協力しやすい製品の製造について	北陸東海地区	富士市
78	62 プラスチック資源のリサイクルについて	北陸東海地区	四日市市
79	63 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について	近畿地区	大津市、京都市、城南衛生管理組合、大阪市、堺市、豊中市、豊中市伊丹市クリーンランド、神戸市、姫路市、西宮市、川西市、三田市、伊丹市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、奈良市
80	64 製品プラスチックの資源循環に係る費用負担等について	中国・四国地区	鳥取県東部広域行管理組合、松江市
81	65 製品プラスチック専用マークの新規作成について	中国・四国地区	下関市
Ⅱ-2 家電リサイクル法の円滑な推進			
82	66 家電リサイクル法の見直しについて	関東地区	水戸市、鹿嶋市、さしま環境管理事務組合、宇都宮市、栃木市、佐野市、大田原市、真岡市、那須塩原市、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、館林衛生施設組合、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、川島町、蓮田白岡衛生組合、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、港区、台東区、江東区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区、八王子市、三鷹市、調布市、東村山市、国分寺市、ふじみ衛生組合、横浜市、藤沢市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、甲府市
83	67 家電リサイクル法対象品目の追加について	関東地区	川口市、蓮田白岡衛生組合、八千代市、佐倉市、酒々井町清掃組合、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、八王子市、国分寺市、多摩ニュータウン環境組合、藤沢市、甲府市
84	68 家電リサイクル法に関する国への要望について	近畿地区	大津市、京都市、宇治市、京田辺市、城陽市、城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、大阪市、堺市、岸和田市、池田市、豊中市、貝塚市、守口市、枚方市、八尾市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉南清掃事務組合、神戸市、姫路市、明石市、西宮市、伊丹市、宝塚市、高砂市、三田市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、奈良市、生駒市、和歌山市
86	69 資源有効利用促進法及び使用済小型電子機器等の再資源化に関する法律に関する国への要望について	近畿地区	大津市、京都市、京田辺市、城陽市、城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、堺市、岸和田市、豊中市、貝塚市、守口市、枚方市、八尾市、箕面市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉南清掃事務組合、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、高砂市、川西市、三田市、奈良市、桜井市
88	70 持続可能な小型家電の回収と再資源化について	北海道地区	函館市
89	71 使用済小型家電の処理に係る財政支援措置について	北海道地区	旭川市
90	72 持続可能な小型家電回収、再資源化システムの構築について	北海道地区	帯広市

頁	要 望 事 項	協議会名	提案会員名
91	73 小型家電リサイクル制度の見直しについて	東北地区	仙台市
92	74 小型家電リサイクル制度の見直しについて	東北地区	秋田市
93	75 小型家電リサイクル法の見直しについて	関東地区	水戸市、鹿嶋市、前橋市、伊勢崎市、野田市、 流山市、府中市
94	76 使用済み物品の適正な処理の確保について	近畿地区	岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組 合、泉南清掃事務組合、尼崎市
	II-3 食品リサイクルの推進		
95	77 食品リサイクル法に関する国への要望について	近畿地区	大津市、京都市、城陽市、岸和田市、貝塚市、 岸和田市貝塚市清掃施設組合、尼崎市、西宮 市、高砂市、三田市、奈良市
	II-4 廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための 施策の推進等		
96	78 循環型社会形成を推進するための数値目標につ いて	東北地区	秋田市
97	79 建設リサイクル法の見直しについて	関東地区	横浜市
98	80 建設リサイクル法に係る解体工事業者に対する処分 規定の見直しについて	中国・四国地区	岡山市
99	81 古紙リサイクルシステムの維持について	関東地区	所沢市、船橋市、松戸市、港区、文京区、中野 区、荒川区
100	82 各種リサイクル諸法の見直しについて（容器包装廃 棄物以外のプラスチック製廃棄物に係る拡大生産者 責任など）	関東地区	水戸市、鹿嶋市、筑西広域市町村圏事務組合、 宇都宮市、前橋市、館林衛生施設組合、所沢 市、朝霞市、川島町、東埼玉資源環境組合、市 川市、船橋市、松戸市、習志野市、八千代市、 鎌ヶ谷市、四街道市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛 生組合、港区、台東区、墨田区、江東区、品川 区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島 区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、八王子 市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、調布市、町田 市、東村山市、国分寺市、ふじみ衛生組合、柳 泉園組合、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原 市、秦野市、大和市、伊勢原市、湯河原町真鶴 町衛生組合、甲府市
101	83 EPR（生産者責任）法の制定について	関東地区	水戸市、筑西広域市町村圏事務組合、大田原 市、那須塩原市、朝霞市、蓮田白岡衛生組合、 東埼玉資源環境組合、船橋市、習志野市、八千 代市、鎌ヶ谷市、四街道市、柏・白井・鎌ヶ谷 環境衛生組合、千代田区、港区、品川区、世田 谷区、杉並区、八王子市、三鷹市、調布市、東 村山市、国分寺市、国立市、多摩市、横須賀 市、秦野市、厚木市、甲府市
102	84 拡大生産者責任の強化について	北陸東海地区	名古屋市
103	85 ごみ指定収集袋へのバイオマスプラスチック素材の 利用推進について	関東地区	水戸市、太田市、蓮田白岡衛生組合、市川市、 船橋市、町田市、東村山市、藤沢市、甲府市
104	86 バイオプラスチックの利用推進について	関東地区	水戸市、川口市
105	87 レアメタルリサイクルの拡充に関する国への要望に ついて	近畿地区	泉北環境整備施設組合
106	88 新素材や新製品のリサイクル処理技術に関する国へ の要望について	近畿地区	京都市、乙訓環境衛生組合
107	89 太陽光パネルのリユース・リサイクル体制の構築に ついて	北海道地区	釧路市
108	90 太陽光発電施設に設置に係る法整備	近畿地区	綾部市
109	91 家庭用ウォーターサーバーの製造者等による回収の 義務について	近畿地区	大津市、城南衛生管理組合、姫路市、尼崎市、 宝塚市

頁	要 望 事 項	協議会名	提案会員名
	Ⅲ. 適正処理困難廃棄物対策の促進		
110	92 適正処理困難廃棄物に係る法整備について	関東地区	水戸市、鹿嶋市、筑西広域市町村圏事務組合、宇都宮市、佐野市、栃木市、日光市、真岡市、大田原市、那須塩原市、那須地区広域行政事務組合、小山広域保健衛生組合、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、館林衛生施設組合、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、上尾市、川島町、蓮田白岡衛生組合、東埼玉資源環境組合、千葉市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、佐倉市酒々井町清掃組合、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、東村山市、国分寺市、国立市、多摩市、多摩ニュータウン環境組合、ふじみ衛生組合、柳泉園組合、小平・村山・大和衛生組合、東京二十三区清掃一部事務組合、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、湯河原町真鶴町衛生組合、甲府市、富士吉田市
112	93 小型二次電池の回収、再資源化の徹底について	北海道地区	札幌市
112	94 小型二次電池の回収・リサイクルについて	北海道地区	旭川市
114	95 小型二次電池の回収・リサイクルについて	北海道地区	帯広市
115	96 小型二次電池の回収、再資源化の徹底について	北海道地区	釧路市
116	97 加熱式たばこの回収・リサイクルシステムの確立について	北海道地区	旭川市
117	98 使用済み加熱式たばこ機器等の回収・リサイクルについて	北海道地区	帯広市
118	99 リチウムイオン電池の製造業者等の責任の強化等について	東北地区	仙台市
119	100 適正なフロン回収の仕組みの構築について	東北地区	仙台市
120	101 リチウムイオン電池を内蔵している電化製品の製造事業者による自主回収・処理の推進について	北海道地区	北見市
121	102 リチウムイオン電池等の脱着が困難な電子機器類の回収体制・安全な処理方法の確立について	東北地区	盛岡市
122	103 リチウムイオン電池が内蔵された製品の回収ルートの構築について	東北地区	秋田市
123	104 リチウムイオン電池の製造者としリチウムイオン電池を使用した機器製造者及び小売業者等の責任の強化について	東北地区	山形広域環境事務組合
124	105 リチウムイオン電池の回収ルートの整備について	東北地区	酒田地区広域行政組合
125	106 リチウムイオン二次電池の処理ルートについて	東北地区	郡山市
126	107 リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池使用製品の製造者及び販売者等の責任強化等について	東北地区	会津若松市
127	108 リチウムイオン電池の製造者としリチウムイオン電池を使用した機器製造者及び小売業者等の責任の強化について	東北地区	須賀川市
128	109 リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池が内蔵された製品の回収・処理ルートの構築について	東北地区	南相馬市
129	110 自治体での処理が困難な廃棄物の処理ルートの構築について	東北地区	秋田市
130	111 処理困難廃棄物の処理ルートの構築について	東北地区	東根市外二市一町共立衛生処理組合
131	112 小型充電式電池による火災事故に係る復旧費用及び対策費用に対する財政支援について	北陸東海地区	新川広域圏事務組合
132	113 使用済小型家電に内蔵される小型充電式電池等の火災防止及びリサイクル活動の充実について	中国・四国地区	広島市、丸亀市、中讃広域行政事務組合、高松市、福山市、下関市

頁	要 望 事 項	協議会名	提案会員名
133	114 適正処理困難指定廃棄物等に関する国への要望について	近畿地区	大津市、京都市、宇治市、城陽市、京田辺市、城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、池田市、貝塚市、守口市、枚方市、八尾市、箕面市、豊中市伊丹市クリーンランド、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉南清掃事務組合、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、たつの市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、奈良市、橿原市、桜井市、生駒市、和歌山市、新宮市
137	115 ごみの収集運搬、処理の過程において、爆発・発火の恐れのある一般廃棄物の処理について	九州地区	北九州市、ふくおか県央環境広域施設組合、宮崎市、福岡市、大牟田市、久留米市、田川市、大川市、佐賀市、大村市、五島市、県央県南広域環境組合、県央地域広域市町村圏組合、熊本市、大分市、別府市、中津市、佐伯市、宇佐・高田・国東広域事務組合、都城市、日向市、大隅肝属広域事務組合、北薩広域行政事務組合、屋久島町、那覇市、石垣市、浦添市、倉浜衛生施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合
138	116 農薬・薬品等の回収システム及び適正な処理ルート の整備について	北海道地区	旭川市
139	117 農薬や化学薬品等の適正処理ルート の整備について	北海道地区	帯広市
140	118 在宅医療廃棄物の適正処理について	関東地区	水戸市、宇都宮市、館林市、さいたま市、船橋市、松戸市、八千代市、港区、品川区、世田谷区、中野区、杉並区、北区、荒川区、練馬区、八王子市、武蔵野市、町田市、東村山市、国分寺市、多摩市、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、逗子市、相模原市、厚木市、大和市
141	119 スプリングマットレスの製造者及び小売業者等の責任の強化について	東北地区	山形広域環境事務組合
142	120 廃スプリングマットレスの回収処理システム構築 について	東北地区	酒田地区広域行政組合
143	121 廃スプリングマットレスの回収処理システム構築 について	北陸東海地区	新潟市
144	122 P C B 廃棄物の期限内処理に向けた国の役割強化 について	関東地区	水戸市、千葉市、横浜市、横須賀市、相模原市
145	123 超高齢社会に対応した紙おむつのリサイクルシステムや拡大生産者責任の確立について	関東地区	水戸市、宇都宮市、千葉市、市川市、船橋市、四街道市、港区、品川区、目黒区、北区、練馬区、八王子市、町田市、国立市、多摩市、川崎市、平塚市、藤沢市、相模原市、秦野市、甲府市
146	124 自治体・民間事業者による紙おむつリサイクル実施 に向けた財政措置・技術支援について	関東地区	所沢市、品川区、練馬区、八王子市、町田市、横須賀市
147	IV. 廃棄物の適正処理等の推進 125 循環交付金等を活用した事業における財産処分の承認基準について	東北地区	弘前地区環境整備事務組合
148	126 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の推進 方法について	北陸東海地区	津市
149	127 広域化に向けた分別収集区分の統一基準の策定 について	近畿地区	宝塚市
150	128 系統連系ルールの見直しについて	東北地区	仙台市
151	129 電力の自家消費を促進するために、自己託送制度の 見直しを図ることについて	関東地区	多摩市、多摩ニュータウン環境組合、小平・村山・大和衛生組合、東埼玉資源環境組合
152	130 R P S 経過措置廃止後、F I T 制度の適用から外れる 施設に対する新たな制度の制定について	関東地区	多摩ニュータウン環境組合、ふじみ衛生組合、柳泉園組合、西多摩衛生組合、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、富士吉田市
153	131 廃棄物処理施設の系統連系への支援について	北陸東海地区	新潟市
154	132 再生可能エネルギー固定価格買取制度について	近畿地区	城南衛生管理組合、堺市、岸和田市、吹田市、貝塚市、枚方市、豊中市伊丹市クリーンランド、岸和田市貝塚市清掃施設組合、枚方京田辺環境施設組合、尼崎市、三田市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、和歌山市
155	133 廃棄物発電事業の安定性確保に向けた小売電気事業者登録制度の充実について	関東地区	水戸市、船橋市、町田市、横浜市、川崎市、相模原市

頁	要 望 事 項	協議会名	提案会員名
156	134 熔融スラグの利用促進について	関東地区	鹿嶋市、宇都宮市、栃木市、小山広域保健衛生組合、さいたま市、川越市、川口市、西秋川衛生組合、相模原市、甲府市
157	135 ガラス製廃棄物のリサイクルについて	近畿地区	岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合
158	136 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準に関する要望について	近畿地区	城陽市、岸和田市、池田市、八尾市、貝塚市、尼崎市、西宮市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、伊丹市、和歌山市
159	137 廃棄物処理法施行令第4条第6号の規制の緩和	東北地区	鶴岡市
160	138 廃棄物の収集運搬業務委託に係る手数料徴収事務の円滑な推進について	関東地区	前橋市、館林衛生施設組合、鎌ヶ谷市、平塚市
161	139 安定型最終処分場の見直しについて	中国・四国地区	岡山市、福山市
162	140 広域的な廃棄物埋立処分場の早期整備について	九州地区	ふくおか県央環境広域施設組合、大牟田市、田川市、大川市、佐賀県東部環境施設組合、大村市、五島市、県央県南広域環境組合、県央地域広域市町村圏組合、熊本市、大分市、別府市、佐伯市、宇佐・高田・国東広域事務組合、都城市、日向市、大隅肝属広域事務組合、屋久島町、那覇市、石垣市、倉浜衛生施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合
163	141 産業廃棄物処理施設の集中について	関東地区	那須塩原市
164	142 特定支障除去等事業終了後における環境モニタリング費等の確保について	関東地区	横浜市
165	143 メタンガス化における再生利用量の算定方法の見直しについて	関東地区	市川市
166	144 非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置に関する特例の緩和について	北陸東海地区	静岡市
167	145 大規模災害発生時における災害廃棄物について	近畿地区	大津市、大阪市、岸和田市、豊中市、神戸市、尼崎市、明石市、高砂市、三田市
168	146 し尿処理施設と下水道の接続について	東北地区	仙南地域広域行政事務組合
169	147 電動塵芥車の性能向上にかかる支援について	近畿地区	豊中市、姫路市、西宮市、
170	148 一般廃棄物処理事業実態調査の公表データ取扱の注意事項記載について	北陸東海地区	富士市
	(東日本大震災関連)		
171	149 放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物」埋立基準の変更について	関東地区	那須塩原市
172	150 放射性物質汚染対処特措法に基づく特定一般廃棄物の焼却施設に係る対象地域要件の見直しについて	関東地区	東京二十三区清掃一部事務組合
173	151 焼却灰処理費用の損害賠償について	関東地区	栃木市、横須賀市

要望事項：循環型社会形成推進交付金等の財政措置について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：札幌市

提 案 理 由

一般廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づき市町村の責務で行っているが、廃棄物処理施設の建設、改修、解体等に膨大な費用を要するなど財政負担が大きく、循環型社会形成推進交付金等の財政措置が不可欠なものである。

しかしながら、ダイオキシン類対策のために集中的に整備された一般廃棄物処理施設の多くが老朽化の進行により全国的に更新時期を迎えていることから、交付金の要望額は今後膨らむことが想定され、交付金が満額交付されないことが危惧される。

ついては、廃棄物処理施設整備計画に掲げられた事業の円滑な実施のため、当初内示において交付限度額の満額が交付されるよう、適切な予算措置を行うとともに、交付額が交付限度額の満額に満たない場合は、その不足分を補填する財政措置を講ずるよう要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金等の財政措置について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：旭川市

提案理由

一般廃棄物処理施設の整備更新に対する国の財政支援制度として、循環型社会形成推進交付金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）がそれぞれ予算措置されているところであるが、全国的な一般廃棄物処理施設の更新需要の高まりを受けて、交付金等の需要が非常に高まっている状況にある。

当該交付金等は、各市町村の要望額を当初予算で確保できず、補正予算や未済繰越を活用しながら所要額を満たしている状況が続いていたが、今回の交付金等需要の高まりは、補正予算等を活用してもなお不足する可能性があるものと認識している。

当市でも各一般廃棄物処理施設が更新時期を迎えており、各施設の整備更新に向けて取り組んでいるが、当市の厳しい財政状況の下、市内の一般廃棄物処理を安定的に行い続けるためには、交付金等が満額交付され、計画的に整備事業を進めることが必要である。

このため、交付金等を要する時期に必要な金額が満額交付されるよう、予算措置を行うとともに、万が一、交付金額が交付限度額の満額に満たない場合は、その不足分を補填する追加の財政措置を講ずるよう要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の財政措置と予算配分について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：函館市

提案理由

廃棄物処理施設の整備にあたりましては、多額の財政負担を要することから、国からの財源措置は不可欠なところであり、整備事業につきましては、要望額の満額が交付されることを想定して計画しているところであります。

このため、循環型社会形成推進交付金の財政措置につきましては、これまでどおり交付限度額の満額が交付されるよう、適切な予算措置を行うとともに、交付額が限度額の満額に満たない場合は、その不足分を補填する財政措置を講じるよう要望します。

また、国から都道府県への交付金予算については、地域によって交付状況に差が生じないよう配分するよう、併せて要望します。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の財源措置について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：西いぶり広域連合

提案理由

当広域連合では、平成15年度に設置した中間処理施設の更新をすすめており、令和6年10月に新施設が稼働しました。

今後は、地域住民と現地建替えの条件として取り決めをした既存焼却施設の解体について令和7年度から3か年の計画で取り組んでいくため、引き続き事業の推進に多額の財政負担が必要となる見込みです。

一方で、財源となる循環型社会形成推進交付金の予算額については、北海道地区においても施設の整備や長寿命化などへの活用事業が増加している状況に加え、建設資材や労務単価の高騰、建設業の働き方改革により週休2日制を導入するため必要工期が長期化しており、その対応も必要となることから、事業費が増嵩しており、必要額の確保がますます重要となっています。

つきましては、循環型社会形成推進交付金の財政措置について、交付限度額の満額が交付されるよう、適切な予算措置を行うことを要望いたします。

また、交付額が限度額の満額を満たせない場合は、その差額を補填する財政措置を講ずるよう要望します。

要望事項：循環型社会形成推進交付金等の財政措置について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：十勝圏複合事務組合

提案理由

廃棄物処理施設の整備には多額の費用が必要になり、自治体のみで負担できるものではないことから循環型社会形成推進交付金の交付を前提として整備を検討しております。

当組合が検討しております新しい廃棄物処理施設では、管内の19市町村すべてが共同処理に加わり、地域にとって不可欠の施設になります。つきましては、整備事業の円滑の実施のため、要望額が満額交付されるよう要望いたします。

要望事項：循環型社会形成推進交付金等の財政措置について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：根室北部廃棄物処理広域連合

提案理由

一般廃棄物処理施設の整備更新に対する国の財政支援制度として、循環型社会形成推進交付金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）がそれぞれ予算措置されているところですが、過去にダイオキシン類対策のために集中的に整備された一般廃棄物処理施設について、全国的に更新時期を迎えていることから、交付金等の需要が非常に高まっている状況にあり、本広域連合においても、一般廃棄物処理施設の基幹改良に向けて取り組んでいるところです。

しかしながら、当該交付金（補助金）において、令和10年度以降着工の事業から新たな施設規模の上限が定められるとのことですが、この新たな施設規模の上限を基幹改良事業にも適用した場合、地域の過疎化とごみの減量意識の向上等によりごみの処理量が減少している現状では、必然的に焼却炉等の中心的な設備の新調が求められるため、事業を実施する自治体において厳しい財政状況の中、事業費が膨れ上がることが懸念されています。

つきましては、既存施設の基幹改良においては、既存の焼却炉等の改良により施設の延命化を図ることがライフサイクルコストを勘案しより経済的となる状況があることから、当該交付金（補助金）の補助要件については、既存施設の基幹改良における施設規模の上限を適用しない等の除外規定を設けていただけるよう要望します。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の制度拡充について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：山形広域環境事務組合

提案理由

廃棄物処理施設を解体する場合の交付金の交付対象は、従来は、廃焼却施設の解体跡地を活用し、新たな廃棄物処理施設を整備する場合に限定されていたが、令和3年度より、廃焼却施設の解体跡地以外に関連性・連続性のある焼却施設を整備する場合も加えていたところである。

当組合では、廃止し未解体のし尿処理施設（旧矢口クリーンセンター）等も有しているが、し尿処理施設の解体は未だ交付対象となっていない。厳しい財政状況において設置主体が一般財源で全ての費用を賄うことは困難であることから、し尿処理施設等を含む廃棄物処理施設の解体を解体工事単独で行う場合についても交付対象となるよう、制度拡充を要望する。

要望事項：廃棄物処理施設整備に係る財政措置について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：福島市

提案理由

廃棄物処理施設の整備は、複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要となるため、自治体においては厳しい財政状況のもと循環型社会形成推進交付金を財源とした財政計画に基づき事業を進めている。

廃棄物処理施設は、市民の日常生活と密接な関わりを持つものであり、要望した交付金が得られない場合には、整備計画による事業が実施できなくなり、市民生活に多大な影響を及ぼすことになる。

については、廃棄物処理施設整備事業が計画的に実施できるよう、地域計画に計上された交付金を事業完了までの間、確実に財政措置を講ずること。

また現在の取扱要領上、管理棟や構内道路などの設備は、マテリアルリサイクル推進施設、廃棄物運搬中継施設などにおいては交付対象となっているが、エネルギー回収型廃棄物処理施設や高効率ごみ発電施設、最終処分場などにおいては交付対象外となっている。これらの設備は、廃棄物処理施設整備にあたり、一体として整備が必要となるので、全ての廃棄物処理施設整備において交付対象とするように財政措置を講ずることを要望する。

要望事項：廃棄物処理施設整備に係る財政措置について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：郡山市

提案理由

廃棄物処理施設の整備には、その特性上複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要となるため、循環型社会形成推進交付金制度を活用し、その交付金収入を財源とした財政計画に基づき事業を進めている。仮に見込んだ交付金が得られない場合には事業を実施できなくなる恐れもあり、市民生活に多大な影響を及ぼすことになる。

ついては、施設整備事業が計画的かつ確実に実施できるよう、要望に見合う交付金を満額確保できるよう財政措置を講じること。

要望事項：循環型社会形成推進交付金制度の拡充について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、鹿嶋市、日立市、北茨城市、さしま環境管理事務組合、筑西広域市町村圏事務組合、宇都宮市、足利市、那須塩原市、那須地区広域行政事務組合、小山広域保健衛生組合、南那須地区広域行政事務組合、前橋市、高崎市、館林衛生施設組合、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、東松山市、久喜市、川島町、蓮田白岡衛生組合、東埼玉資源環境組合、大里広域市町村圏組合、千葉市、船橋市、松戸市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、佐倉市酒々井町清掃組合、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、八王子市、立川市、三鷹市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、多摩市、多摩ニュータウン環境組合、ふじみ衛生組合、柳泉園組合、小平・村山・大和衛生組合、東京たま広域資源循環組合、東京二十三区清掃一部事務組合、浅川清流環境組合、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、秦野市、伊勢原市、湯河原町真鶴町衛生組合、厚木愛甲環境施設組合、甲府市、富士吉田市、山梨西部広域環境組合

提案理由

ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインに基づき策定された「ごみ処理の広域化計画」を受けて、各自治体においては他の自治体と共同でごみ処理の広域化を進めている。

広域化のためには、焼却施設を新たに整備するとともに、老朽化した既存施設を解体することとなるが、解体には多額の財政支出を要するため大きな負担となっている。

この廃焼却施設の解体については、循環型社会形成推進交付金制度を活用できるが、これは、「焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。）及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する場合」にのみに限定されているため、財政的な問題から早期に着手することが困難となっているところである。

このことから、合理化等により不要となった施設も含めすべての廃棄物施設の解体や関連する対策工事についても交付金の対象とすることを要望する。

また、廃棄物処理施設廃止後の周辺環境の整備及び有益な跡地利用を行う必要があることから、廃棄物処理施設の跡地活用に係る事業費についても交付金の対象とすることを要望する。

循環型社会形成推進交付金制度におけるごみ焼却設備について、令和2年度より排ガス処理設備のうち湿式法の設備が交付対象外とされたが、水銀などの有害物質除去の確実性と飛灰量の増加回避の観点から湿式法の設備を交付対象とすることを要望する。

マテリアルリサイクル推進施設では、管理事務室、管理制御室等といった管理棟に係る工事費が交付対象となっているが、一方で、エネルギー回収型廃棄物処理施設では管理棟に係る工事費が交付対象外となっている。エネルギー回収型廃棄物処理施設においても、ごみ処理を円滑に行うに当たっては、必要な施設であることから、循環型社会形成推進交付金制度の対象とすることを要望する。

また、廃棄物処理施設の長寿命化を図る基幹改良事業については、現在、循環型社会形成推進交付金制度等の対象となっているが、これは基幹改良に伴い一定以上の二酸化炭素の排出が削減される場合であり、また交付対象となる設備・機器は、二酸化炭素の排出削減に寄与するものにのみ限定されている。

しかしながら、市町村の厳しい財政状況の中、廃棄物処理施設についても、効率的なストック管理が行われることが、結果として費用対効果を高め、総合的に施設の長寿命化及び地球温暖化対策の推進に繋がると考えられることから、地域の実情を踏まえた柔軟な対応ができるよう、二酸化炭素削減を伴わない基幹改良事業についても、循環型社会形成推進交付金制度の対象とすることを要望する。

また、廃棄物処理施設の長寿命化を図る基幹改良事業に含まれない主要設備（中央監視制御装置など）の補修・更新についても、廃棄物処理施設の安定稼動には必要不可欠であり、多額の財政支出を要するため、循環型社会形成推進交付金制度の対象とすることを要望する。

マテリアルリサイクル推進施設への交付金については、新設、増設が要件となるが、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業と同様に、今後、マテリアルリサイクル推進施設でも基幹的設備の改良が必要となり、多額の財政支出を要するため、循環型社会形成推進交付金制度の対象とすることを要望する。

また、メタンガス化施設の整備事業は、前処理設備及びバイオガス利用設備等を含めた施設全体が交付対象となっているが、既存し尿処理施設を利活用する取り組みとして、し尿処理施設で受けたし尿を隣接する下水処理場のメタンガス化施設へ下水汚泥と混合消化を行えるよう、メタンガス化施設の前処理施設へ改造することが挙げられるため、し尿施設を有効利用し消化ガス発電事業の増進を促す為に必要な前処理設備を持った施設とする整備もバイオマスの有効利用に役立つと考える。

このため、メタンガス化施設全体に限らず、し尿処理施設をその前処理施設として整備する事業についても補助対象とするよう要件の緩和を要望する。

また、わが国におけるごみの処理は、焼却により減量化した後、焼却残渣（焼却灰及び飛灰）を埋立処分する方法が中心であるが、ごみの排出抑制やリサイクルを進めているものの、大幅な焼却残渣の削減は困難な状況である。そのため、焼却残渣を埋め立てることなく、全量を資源化し、既存の最終処分場を長期にわたって活用していくことは、新たな処分場を確保することが困難な状況下では非常に重要な取り組みといえる。焼却残渣の資源化には、焼却炉と灰熔融炉を組み合わせた技術や、ごみを直接熔融スラグ化するガス化熔融技術が開発され、近年は民間委託先においてセメント原料化や焼成、熔融固化する処理ルートも確立されつつあるものの、安定的な処理ルートの確保や、民間委託先で処理できる焼却残渣の性状が限られていることなどから、継続的に全ての焼却残渣を埋立処分せずに民間施設で資源化することは困難である。焼却残渣を全量資源化するための施設については、施設を新設（更新を含む）するにせよ、既存施設の基幹的設備改良をするにせよ、多額の財政支出を要するため、循環型社会形成推進交付金制度の対象とすることを要望する。

さらに、埋立てが終了した一般廃棄物最終処分場は、埋め立てられた廃棄物が安定化するまでの間、長期間にわたる維持管理が必要となり、複数の最終処分場を管理する市町村にあっては、汚水処理施設の補修・更新に多額の財政支出を要することとなる。そのため、最終処分場汚水処理施設単独の補修・更新についても、交付金の対象とすることを要望する。

また、大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理に向けた平時からの備えとして、災害廃棄物を保管するためのストックヤードの整備は重要な課題となっており、円滑・迅速な処理の観点から、ごみ中間処理施設の敷地の一部にストックヤードを整備することが考えられるが、そのための用地の確保及び整備に当たっては、多額の財政支出を要するため、循環型社会形成推進交付金制度の対象とすることを要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の要望額等の確保について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、鹿嶋市、さしま環境管理事務組合、筑西広域市町村圏事務組合、宇都宮市、足利市、佐野市、栃木市、日光市、那須塩原市、那須地区広域行政事務組合、小山広域保健衛生組合、前橋市、高崎市、伊勢崎市、館林衛生施設組合、さいたま市、川口市、所沢市、東松山市、上尾市、久喜市、川島町、蓮田白岡衛生組合、東埼玉資源環境組合、大里広域市町村圏組合、千葉市、市川市、習志野市、流山市、浦安市、四街道市、佐倉市酒々井町清掃組合、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、八王子市、立川市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、多摩ニュータウン環境組合、小平・村山・大和衛生組合、東京たま広域資源循環組合、東京二十三区清掃一部事務組合、浅川清流環境組合、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、湯河原町真鶴町衛生組合、厚木愛甲環境施設組合、山梨西部広域環境組合

提案理由

全国各市町村からの要望額はここ数年 1,000 億円を超えると聞いているが、環境省における循環型社会形成推進交付金等の令和 5 年度要求額は約 360 億円であり、大きく乖離している。

今後は市町村及び一部事務組合が整備する一般廃棄物処理施設の老朽化が進み、更新需要のピークを迎えることから、このままでは施設整備に係る要望額と予算額との差が拡大していくことも考えられる。また、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇、円安の影響などによるエネルギー価格の上昇等が続いており、これらに起因する資機材等の供給不足が生じているとともに、令和 6 年度以降の建設業における時間外労働の上限規制や脱炭素化の推進を図ること、令和 7 年度では、建設業界における団塊の世代が一斉に退職を迎える時期となり、人手不足に陥り、その解消の一つとして賃金の引上げが必要となるため、工事費用の変更をせざるを得ない状況にあり、循環型社会形成推進交付金等の要望額はますます増加する傾向にある。こうした中、令和 6 年 3 月、循環型社会形成推進交付金交付要綱が改正され、令和 10 年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設について、計画 1 人 1 日平均排出量等に基づき算定した施設規模を交付の対象とする考え方、また、施設規模ごとの交付対象経費上限額を適用する考え方など、従前の取扱いから大きな変更が示されたところである。

大規模な制度の変更により、従前のように交付金を受けられない事態となれば計画している事業実施が不可能となり、ひいては一般廃棄物の処理に支障を生じる事態も招きかねない。

今後も持続可能な循環型社会の形成を図るため、循環型社会形成推進交付金等の要望額については、年度当初において確実に満額が確保されることを要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の予算確保について

廃棄物処理施設整備が計画的かつ着実に実施できるよう、安定的かつ継続的に循環型社会形成推進交付金の予算を確保し、事業の完了まで満額を交付すること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：新潟市

提案理由

本市では、今後のごみ量の減少を踏まえ、焼却施設の統合・更新を進めており、新焼却施設建設事業に取り組んでいるが、廃棄物処理施設の整備には複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要である。

また、廃棄物処理施設の統合・更新にあたっては、説明会や協議を経て地元住民の理解を得ながら、一部事務組合及び共同処理する他町や、廃止を予定する既存施設の維持管理など、多面的な調整を図りながら進めている。

このため、循環型社会形成推進交付金の予算が確保されず、満額交付されない場合、新焼却施設整備事業の実施及び進捗に支障が生じるとともに、施設の統合により予定していた一部事務組合の解散や既存施設の廃止などにも大きな影響が及ぶことになる。

以上のことから、廃棄物処理施設整備が計画的かつ着実に実施できるよう、国において、安定的かつ継続的に循環型社会形成推進交付金の予算を確保し、事業の完了まで満額を交付することを要望するものである。

要望事項：循環型社会形成推進交付金に必要な予算確保について

今後も施設整備が計画的、かつ、着実に実施できるよう、循環型社会形成推進交付金について必要な予算を確保すること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：上越市

提案理由

廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理を積極的に推進し、循環型社会を図っていく上で市民生活に直結した必要不可欠な施設であるのみならず、災害時には、短期間に大量発生する災害廃棄物を処理する重要な施設であることから、地域におけるごみ処理に支障を来すことがないように、円滑な整備を着実に進めていくことが必要である。

また、廃棄物処理施設はいわゆる迷惑施設であり、地元等との十分な協議・調整を行う必要があることから、その対応も困難を極めている。

そうした困難な調整を経てようやく立てられた施設整備計画のスケジュールを、予算の確保ができないことにより遅らせることは、新たな地元との調整等を迫られるだけでなく、施設整備が不可能となる場合も想定される。

このような事態が起これば、施設そのものや廃棄物処理行政に対する信頼を失うとともに、市民の安全・安心を確保することができなくなることから、交付金の確保は市町村にとって喫緊の課題である。

今後も施設整備が計画的に着実に実施できるよう、循環型社会形成推進交付金について、必要な予算を確保することを要望する。

要望事項：廃棄物処理施設整備に対する循環型社会形成推進交付金制度に関する国への要望について

- (1) 廃棄物処理施設整備事業における交付率の引き上げなど、制度の拡充を図られたい。
〔京田辺市、城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、堺市、守口市、枚方市、泉南清掃事務組合、泉北環境整備施設組合、大阪広域環境施設組合、枚方京田辺環境施設組合、姫路市、明石市、宝塚市、三田市、奈良市、新宮市〕
- (2) 廃棄物処理施設の解体に関する交付金制度について、交付対象範囲を拡充されたい。
〔京田辺市、城南衛生管理組合、大阪市、堺市、岸和田市、貝塚市、枚方市、寝屋川市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉南清掃事務組合、泉北環境整備施設組合、姫路市、尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、奈良市、天理市、桜井市〕
- (3) 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する交付金・補助金制度について、本来の交付額が確保されるよう財政措置を講じられたい。
〔京都市、城南衛生管理組合、堺市、姫路市、三田市、泉南清掃事務組合、泉北環境整備施設組合、猪名川上流広域ごみ処理施設組合〕
- (4) 基幹的施設の機能回復及び余熱利用施設等にも交付対象を拡大されたい。
〔城南衛生管理組合、堺市、枚方市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、奈良市〕
- (5) 適正価格算定基準を策定されたい。
〔泉南清掃事務組合、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、奈良市〕
- (6) 廃棄物焼却施設で、環境基準よりも高い水準で排ガスなどの処理をしている施設や、発電効率が高い施設に対しては、補助金等の財政支援制度を講じられたい。
〔城南衛生管理組合、枚方市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉南清掃事務組合、大阪広域環境施設組合、豊中市伊丹市クリーンランド、枚方京田辺環境施設組合、猪名川上流広域ごみ処理施設組合〕
- (7) 最終処分場における浸出水処理設備の増強に関する交付金を拡充されたい。
〔城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、奈良市〕
- (8) 廃棄物処理施設整備等に対する交付金制度について、制度改正等が行われた場合において、事業着手後の交付額が確保されるよう財政措置を講じられたい。
〔城南衛生管理組合、三田市、泉南清掃事務組合、奈良市〕
- (9) 浄化槽設置整備事業に関して、汚水処理未普及解消につながらない新築家屋への合併浄化槽設置及び合併浄化槽の更新について、補助対象とされたい。
〔姫路市、高砂市〕
- (10) プラスチックのリサイクル処理を推進するための廃棄物処理施設整備に関する交付金を拡充されたい。
〔城南衛生管理組合、三田市〕
- (11) し尿処理施設の解体工事について交付対象を拡大されたい。
〔城南衛生管理組合、大津市〕
- (12) プラスチック資源の分別収集に係る要件を緩和されたい。
〔中部清掃組合〕
- (13) 施設内の蛍光灯をLED化する場合において、交付金が充当されるよう交付対象を拡大されたい。
〔城南衛生管理組合〕
- (14) 循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模に関して、広域化・集約化を推進する観点からも、人口一人・一日あたりの排出量による交付上限の適用については、柔軟な対応を図られたい。（2030年時点で、2020年度の実績比16%減若しくは580g）
〔神戸市〕
- (15) 一般廃棄物焼却施設の整備に対する交付対象経費上限額の設定や計画支援事業の交付率の変更について経過措置を設けていただきたい。

〔和歌山市〕

協議会名：近畿地区地区協議会

提案理由

- (1) 廃棄物処理施設の整備には、公害防止施設だけでなく、建設に伴う用地費、土地造成費、余熱利用施設、周辺整備（搬入道路整備など）、処理施設と一体と考えるべき施設等、また、ごみ収集に係る事務所機能を有する施設などに多額の費用を要し、自治体にとって大きな財政負担となっている。循環型社会形成推進交付金制度において、交付率の引き上げや交付対象範囲の拡充により、廃棄物処理施設の整備が円滑に推進できるよう強く要望するとともに、交付金額についても、所要額（交付対象事業費×交付率）どおり交付されることを強く要望する。また、一般廃棄物の広域処理を推進するため、共同処理施設に対する特段の財政支援の拡充を要望する。

構内道路については、マテリアルリサイクル推進施設は対象内とされており、エネルギー回収型廃棄物処理施設は対象外とされている。

マテリアルリサイクル推進施設とエネルギー回収型廃棄物処理施設が同一敷地内にある場合、両施設に共通して必要となる構内道路は、按分することとされているが、この点につき、エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る構内道路についても、交付対象内とされたい。

- (2) 循環型社会形成推進交付金制度では、廃棄物処理施設の解体工事に対し、交付対象範囲が「解体跡地に廃棄物処理施設を一体的に整備する場合」及び「整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下である場合」となっている。しかし、処理施設を確保する必要性などから、交付要件にあてはまらない方法で解体せざるを得ない場合がある。このような場合でも自治体の負担が過大とならないよう、解体後に廃棄物処理施設の附帯及び関連施設の整備を行う場合、ごみの減量や広域処理化に伴い廃止した焼却施設の解体工事を行なう場合についても交付対象とするなど、循環型社会形成推進交付金の対象範囲を拡充し、廃棄物処理施設の整備を円滑に推進することを強く要望する。また、ダイオキシン類の飛散や作業員の暴露防止対策には膨大な費用を要するため、財政的な問題から解体処理が進まない現状にあり、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事など全ての廃棄物処理施設の解体工事について、循環型社会形成推進交付金の対象とするなど新たな財政措置を要望する。

粗大ごみ処理施設の解体についても、交付対象内とされたい。

- (3) 市町村における廃棄物処理施設は重要な都市基盤であり、その整備には、多額の費用を要することから、循環型社会形成推進交付金や二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を充当財源として財政計画に基づき事業を進めているが、近年は、循環型社会形成推進交付金の内示に関して、自治体の要望を大きく下回ることや、事業着手後においても減額されるなど、厳しい状況が続いている。

ついては、施設整備事業が計画的に実施できるよう、要望に見合う交付金・補助金を満額確保できるよう財政措置をお願いする。

- (4) 廃棄物処理施設整備費国庫補助制度では、平成10年度から、基幹的施設の機能回復が補助対象から外されたが、基幹的施設の機能回復を計画的・効果的に行うことは、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化につながる。また、廃棄物処理施設の立地を円滑に推進するには、施設周辺に余熱利用施設等を建設することが有効である。以上のことから、循環型社会形成推進交付金制度において交付対象をさらに拡大されるよう強く要望する。
- (5) 廃棄物処理施設には、一定基準の品質を求めることが必要であるが、20～30年間に一度の施設更新において技術力や社会情勢対応など、行政職員のみでは品質確認・履行確認に相当な労力を要する。現在、設計価格算出に当たり、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領においては間接費のみが定められており、積算体系が異なる他省庁の積算基準の準用について苦慮している状況である。

DBO事業を採用する行政が多くなっていることから、標準業務・積算基準などがなく、苦慮している状況である。

更には会計検査院実地調査において、交付対象内外の根拠、過大・過小設計について説明

が求められていることから、一定の判断基準は必要と考える。

このような状況のもと、公平性・透明性を高め、質の高い施設整備等を経済的に行うため、適正価格での発注・適正な仕様が不可欠であると考え。

これらのことから、標準仕様・積算基準の策定を望む。

- (6) 近年、我が国の近隣諸国を始めとする地球規模での環境破壊が、取り沙汰されている中で、ごみ焼却により発生する排ガス処理基準を環境基準値よりも大幅に上回る自主管理基準の設定や、高効率発電に取り組んでいる施設に対しては、補助金等による財政支援制度を検討されたい。

- (7) 最終処分場の維持管理については、早期安定化を基本に努めているが、埋立処分終了以降長期に維持管理を行っているにもかかわらず廃止の展望がままならない状態となっている市町村が見受けられる。

最終処分場の維持管理項目のうち浸出水処理に関する部門においては、近年の全国的な集中豪雨の発生に伴い、従来の最終処分場計画・設計要領による浸出水処理設備等の処理能力が不足し、浸出水の量・性状の管理に苦慮する事態となっていることに加え、長期使用による老朽化した設備の改良・更新の時期をむかえている。このため、浸水調整設備や浸出水処理設備の増強更新事業を円滑に推進できるよう、循環型社会形成推進交付金の拡充を要望する。

- (8) 市町村における廃棄物処理施設は重要な都市基盤であり、その整備には、多額の費用を要することから、循環型社会形成推進交付金を充当財源として財政計画に基づき事業を進めており、制度改正等が行われた場合、事業着手後に交付金が減額されることのないよう財政措置を要望する。

- (9) 循環型社会形成推進交付金における浄化槽設置整備事業に関して、平成31年度より既存の汚水処理未普及解消につながらない新築家屋の合併浄化槽設置や既設合併処理浄化槽の更新・改築について、災害時を除き補助対象外となる。

しかしながら、更新時期を迎えている老朽化した既設浄化槽も多く、浄化槽が安定的に機能し、継続的に整備が進むよう、汚水処理未普及解消につながらない新築家屋への合併浄化槽設置及び合併浄化槽の更新・改築に対しても補助対象とされることを要望する。

- (10) 住民にとっては、容器包装に該当しないプラスチック製品とプラスチック製容器包装との区別が困難なことから、その対策として、用途を問わず、全プラスチック製品を対象に資源循環を図る「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定された。当該法律により、資源化を促進するためには、処理施設の処理能力の増強が必要となることから、プラスチックのリサイクル処理を円滑に推進できるよう、処理施設の増強や施設更新する事業について、循環型社会形成推進交付金の拡充を要望する。

また、すでにプラスチック製品の分別回収を実施している場合においても、処理施設の増強や改修が必要となった場合は、交付金の対象とすることを要望する。

- (11) し尿処理施設の解体事業は循環型社会形成推進交付金の交付対象外となっている。

については、自治体の厳しい財政事情を考慮し、施設の集約化など、効果的・効率的な廃棄物処理に係るし尿処理施設など焼却施設以外の廃棄物処理施設の解体も交付対象事業とすること。

また、解体において起債を行えるようにすること。

- (12) プラスチック資源循環促進法の制定に伴い、新たにプラスチック資源の分別収集が循環型社会形成推進交付金の要件とされたが、収集体制・処理体制の構築には収集計画の見直し及び住民への周知のほか中間処理施設の用地を確保するための地元地区や地権者との交渉等が必要となる場合があり、費用負担の増大のみならず多くの時間を要する。また、回収したプラスチック資源を安定的に再商品化するためには、十分な再商品化能力を有する事業者との連携が必要であるが、全国的に収集量が増大することにより事業者の確保が困難となることや再商品化費用の高騰が懸念されるため、再商品化事業者の状況等を見極めながら取組を進めていく必要がある。

循環型社会形成推進交付金の要件については地域計画の対象区域全域において当該地域計画期間の末日から1年後までにプラスチック資源の分別収集および再商品化に必要な措置を行うこととしているため、先の理由により分別収集の取組に時間を要する場合、施設の老朽化または長寿命化のため基幹的設備改良事業を地域計画に追加することができなくなり、施設更新を早める結果にもなることから、各自治体の実情に合わせて段階的に取り組めるよう要件を緩和されたい。

- (13) 2023年10月から11月に開催された「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」において、蛍光灯の製造等をその種類に応じ2027年末までに禁止することが合意され、2024年12月24日「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定された。

これを受けて各電機メーカーは、段階的に蛍光灯の製造を中止することを決定している。このため、順次LED機器への切替が必要となるが、工場施設では照明設備の数も多く、多額の費用を要することとなるため、LED機器への取り換えについても交付金制度の対象となるよう交付対象を拡大されたい。

- (14) 国は全国的に処理施設の更新需要が増大するなか、持続可能な適正処理の確保などの観点から、焼却施設の広域化・集約化を推進する一方で、当該交付金の対象となる施設規模の上限として、人口一人・一日あたりの排出量が新たに追加された。

広域化により複数自治体で構成する場合、各自治体の加重平均が上限となり、自治体間で目標達成の可否が分かれた場合、上限の適用緩和には、構成するすべての自治体における生活ごみ有料化を求めている。

広域化によるスケールメリットは、国交付金額の抑制に確実に貢献することが見込まれるため、目標未達の自治体のみ有料化を求めることや、広域化に取り組む場合は上限の適用を緩和するなど、柔軟な対応を要望する。

- (15) 循環型社会形成推進交付金について、令和6年3月29日付け環境省通知（環循適発第24032921号）があり、令和10年度以降に着工する事業について、交付対象経費の上限が設定され（交付率は変わらない）、施設整備費の交付金が削減される。また、計画支援事業についても令和9年度から交付率が1/3から1/4となる。

ごみ処理施設の整備は10年以上の時間をかけて実施していくものであり、事業が進む中での交付金上限額の設定等は財源計画に与える影響が非常に大きいため、すでに始まっている事業については対象としない等、経過措置を設けていただきたい。

要望事項：し尿と下水道との共同処理について

- (1) し尿及び浄化槽汚泥の下水処理施設への投入を容易なものとし、安定処理が可能となるよう、法制度を含めた体制の整備を要望する。

〔大津市、城南衛生管理組合、豊中市、寝屋川市、門真市、岸和田市、泉北環境整備施設組合、明石市、伊丹市、宝塚市、高砂市、三田市〕

- (2) 下水道に投入するし尿・浄化槽汚泥の前処理施設等に対する国庫支援措置の拡充について

〔大津市、城南衛生管理組合、堺市、岸和田市、泉北環境整備施設組合、明石市、伊丹市、宝塚市、高砂市、奈良市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

- (1) 下水道整備が普及する中、一般的に収集するし尿及び浄化槽汚泥の量は、年々減少傾向にあるが、完全になくなることはなく長期にわたり市町村等にて処理する必要がある。

この状況下で、老朽化したし尿処理施設を延命化し、処理している自治体も多く見受けられるが、当該施設の処理能力を大きく下回ったし尿及び浄化槽汚泥の処理は、下水処理施設へ投入することで効率的処理が図れるものと考えられる。

このことから、下水処理施設への投入を容易なものとし、安定処理が可能となるよう、法制度を含めた体制の整備を要望する。

- (2) 全国の市町村においては、し尿等を処理している衛生施設の老朽化による問題が顕著な状況にある。

また、下水道等整備の普及に伴い減少化しているし尿の処理について、下水道事業においては、下水道広域推進総合事業の創設により、し尿受入施設が交付対象に追加されたところであるが、環境事業として、し尿受入施設を整備するにあたっては、支援の対象となっていない。

- そのため、市町村の厳しい財政状況に配慮され、既存のし尿受入施設を効率的に活用することで、し尿等と下水を二元的に処理することに比べて地球温暖化防止の効果等も期待できることを考慮の上、国庫支援措置の対象に拡充いただくこと及び法制度を含めた体制の整備を要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金における交付対象設備の拡充について

各処理施設の交付対象範囲について、受入や処理、また、適正な施設管理に必要な設備の一部や、環境教育及び防災拠点等の多面的価値の創出に資する設備に関し、対象外となっているものもあることから、対象範囲の拡充を図ること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：新潟市

提案理由

交付金取扱要領で示されている交付対象設備の範囲において、エネルギー回収型廃棄物処理施設では、構内道路や一部のプラント設備の建屋、また、管理棟などのプラント以外の建屋や諸室などは交付対象設備とはなっていない状況にある。

これらの設備は、廃棄物の受入や処理、また、適正な施設管理に必要なものや、国の廃棄物処理施設整備計画で掲げられている環境教育及び防災拠点としての活用など廃棄物処理施設の多面的価値の創出に資するものであるため、交付対象設備の範囲の拡充による財政支援を要望するものである。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の要件緩和について

協議会名：中国・四国地区協議会

提案会員：四国中央市

提案理由

好気性発酵乾燥方式（トンネルコンポスト方式）を採用したエネルギー回収型廃棄物処理施設は、循環型社会形成推進交付金の対象施設となっているが、「施設内で固形燃料化まで行う必要がある。」と要件が課されており、施設内に固形化施設の設置が必要となっている。同方式は可燃ごみを焼却処理せずに発酵乾燥処理した後に固形燃料化し、需要家に引き渡すことでボイラーの燃料として使用し、化石燃料の使用削減ひいては温室効果ガス排出抑制にも繋がる処理方式である。

しかし、同方式においては燃料を固形化処理する際に多くの電力を必要とし、電力使用に伴い多量の温室効果ガスの排出が見込まれる。ゼロカーボンシティを宣言している自治体もあり、行政が最も温室効果ガスを排出する廃棄物分野での排出抑制は喫緊の課題である。これらのことから、固形化が必要な需要家への提供分のみ固形化すること、さらに需要家が燃料を固形化しなくても受け入れ可能である場合は固形化施設が未設置であっても交付金の対象とするよう、要件緩和を要望する。

要望事項：一般廃棄物処理施設の整備等に係る財政支援の継続・拡充

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を確保すること。

一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良工事にかかる交付金について、延命化や機能回復のための基幹的設備改良は交付対象となっていないため、拡充を図ること。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：ふくおか県央環境広域施設組合、佐世保市、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、大川市、佐賀県東部環境施設組合、長崎市、大村市、五島市、県央県南広域環境組合、県央地域広域市町村圏組合、熊本市、人吉球磨広域行政組合、大分市、別府市、中津市、佐伯市、宇佐・高田・国東広域事務組合、都城市、日向市、大隅肝属広域事務組合、北薩広域行政事務組合、屋久島町、那覇市、石垣市、浦添市

提案理由

多額の建設費用を必要とする一般廃棄物処理施設の整備等については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額通りに交付されなければ、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難となる可能性がある。

基幹的設備改良工事に係る交付要件は、二酸化炭素の排出を削減するもの（地球温暖化対策）に限定されており、延命化等の基幹的設備改良は交付対象となっていないため。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の交付対象の拡充について

循環型社会形成推進交付金制度を拡充し、し尿処理施設解体費用に対する財政的支援を行うこと。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：長崎市、宮崎市、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、大川市、大村市、五島市、県央県南広域環境組合、熊本市、大分市、別府市、佐伯市、都城市、日向市、屋久島町、那覇市、石垣市、倉浜衛生施設組合

提案理由

今後も想定される人口減少に対処するため、し尿処理に既存の下水道施設を有効活用することは、施設整備費用や効率的な施設運営による維持管理費等の削減につながり、持続可能な社会実現に向け、その促進が求められる。

しかし、し尿受入施設の整備とは異なり、し尿処理施設の解体については財政措置の対象とならず、事業が進まない一因となっており、この方向性を推進する財政支援が必要と考えるため。

要望事項：浄化槽設置補助金について

浄化槽設置整備事業の拡充・強化について、以下のとおり要望するもの。

1. 浄化槽設置整備事業（個人設置型）及び公共浄化槽設置整備事業を推進するため、必要な所要額を継続的に確保すること。
2. 合併処理浄化槽への転換に要する撤去費及び配管設置費に対して引き続き財政支援措置を講ずること。
3. 経年劣化に伴う合併処理浄化槽本体の破損などによる更新について浄化槽設置整備事業の補助対象とすること。
4. 合併処理浄化槽の適正な管理を促進するため、合併処理浄化槽の維持管理に対する助成制度を整備拡充すること。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：大牟田市、北九州市、久留米市、田川市、大川市、佐世保市、五島市、県央県南広域環境組合、熊本市、大分市、別府市、佐伯市、宮崎市、都城市、日向市、屋久島町、那覇市、石垣市、倉浜衛生施設組合

提案理由

国は、汚水処理施設整備の概成（令和8年度末完了）方針を打ち出している。このような中、人口減少、高齢化、経済性、施設の老朽化等を踏まえ、汚水処理構想を見直し、集合処理（公共下水道）から個別処理（合併処理浄化槽）へ方向転換している自治体が多くみられ、今後一層、合併処理浄化槽設置基数の増加が予想されるため。

要望事項：廃棄物処理施設解体費にかかる循環型社会形成推進交付金対象事業の拡充について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：十勝圏複合事務組合

提案理由

令和3年4月より、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数であるものに限る。）について跡地利用要件（廃焼却施設の解体跡地の全部または一部を活用して新たな廃棄物処理施設を整備すること）が撤廃され、交付要件が拡充されたところではありますが、依然、焼却施設のみが該当となっております。

つきましては、廃棄物処理施設の解体の場合において、焼却施設以外の施設につきましても、循環型社会形成推進交付金の交付対象となるよう制度の見直しを要望いたします。

要望事項：一般廃棄物処理施設の解体に係る財政措置について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：青森市

提案理由

循環型社会形成推進交付金の交付対象となるのは、廃棄物処理施設の整備に伴う解体のみであり、解体単独では対象外となっている。

廃止施設を放置しておくと、風雨にさらされた構築物・建築物の崩壊・倒壊の危険性が増長され、地域住民の生活を脅かす可能性があることから、施設の解体は喫緊の課題となっているものの、一般財源で解体費用を全て賄うことは非常に厳しく、解体に着手できない状況となっている。

については、新たな廃棄物処理施設整備が伴わない解体工事についても、循環型社会形成推進交付金の対象とするなどの財政措置を要望する。

要望事項：施設解体に対する財政措置について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：仙南地域広域行政事務組合

提案理由

一般廃棄物処理施設の解体は、安心・安全な住民生活の確保や公共用地の有効利用の面から、緊急の課題となっている。特にごみ処理施設については、平成9年5月28日に公布された「ごみ処理の広域化計画について」に基づいて集約化されたことにより、廃止せねばならなくなった施設もある。

しかし、施設解体には多額の費用を要するため、厳しい財政状況から、設置者が一般財源で費用を全て賄うことは困難な状況にある。

また、循環型社会形成交付金の対象は、施設の解体に合わせた新たな廃棄物処理施設の整備を伴う場合に限定されている。

については、施設の解体を推進するため新たな廃棄物処理施設の整備を伴わない解体工事について、十分な財政措置を講じるよう要望する。

要望事項：一般廃棄物処理施設の解体・撤去に係る財政措置について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：登米市

提案理由

竣工から30年以上経過した当市の旧ごみ焼却施設は、新施設の稼働により令和元年11月末に運転を停止したが、同年10月の東日本台風に伴う国・県の災害廃棄物広域処理方針により、県内の災害廃棄物を受け入れ、可燃ごみの焼却処理を行うため、地域住民の理解を得て旧施設を再稼働させ処理し、ようやくその役目を終えたところである。

運転を停止した施設は、維持管理が行われないまま長期間風雨に晒されるため老朽化が急速に進行し、倒壊などにより地域住民の安全・安心な生活を脅かすことが危惧されるが、解体・撤去のみの事業では循環型社会形成推進交付金制度の対象とならず、全国の自治体等同様、当市においても施設の解体・撤去が喫緊の課題となっている。

厳しい財政状況の折、合併算定替による普通交付税の減額などにより、当市の行財政運営は益々逼迫していることから、施設解体費用の全てを一般財源で賄うことは極めて困難であり、また、このことは当市に限らず、全国の自治体等が共に抱える問題であると認識しているところである。

ついては、当市の国・県に対する災害廃棄物広域処理への支援・協力を行った経緯や、当市の財政状況等の実情に鑑み、一般廃棄物処理施設の解体・撤去のみの場合においても循環型社会形成推進交付金制度の対象とすること、若しくは、これに代わる相応の財政措置を講じるよう要望する。

要望事項：し尿処理施設の解体費用に対する財政措置について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：石巻地区広域行政事務組合

提案理由

当組合ではし尿の処理量が減少したことから処理を1施設に統合している。今後、廃止した施設の解体が必要となるが、循環型社会形成推進交付金の交付基準では、し尿処理施設の解体費については交付対象外とされている。

し尿処理施設には汚泥焼却炉も設置しており、施設の解体にはダイオキシン類の飛散対策、作業員のばくろ防止対策や土壌汚染対策など多額の費用が必要となる。このため、厳しい財政状況のなか解体費用を一般財源で全て賄うことは極めて困難であることから、循環型社会形成推進交付金の対象とするなどの財政処置を強く要望します。

要望事項：一般廃棄物最終処分場の閉鎖整備及び廃止に対する財政支援について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：大仙市

提案理由

埋立処分が終了した一般廃棄物最終処分場は、埋め立てられた廃棄物が安定化し、廃止基準を満たす確認がなされるまでの間、浸出水や埋立ガスの処理などの日常的な維持管理が必要となっているが、廃棄物が安定化するまでには長期の時間を要することから、市町村合併を経て埋立処分が終了した複数の最終処分場を管理する自治体にとってはその費用が大きな負担となっており、このままでは維持管理に支障を来しかねない状況にある。

よって、市町村が適切な維持管理のもと、円滑に最終処分場を廃止することができるよう必要な財政的支援を講じるよう要望する。

◎具体的な要望事項

市町村が設置する一般廃棄物最終処分場について、埋立が終了し廃止するための閉鎖整備及び廃止モニタリング等に係る経費について、公共施設等適正管理推進事業債の対象とすること。

要望事項：廃棄物処理施設整備事業等に対する財政支援について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：山形市

提案理由

廃棄物処理施設は、市町村における重要な都市基盤であり、施設整備にあたっては、国の「循環型社会形成推進交付金」を主要な財源として、長期の財政計画に基づき計画的に進める必要があります。

山形市が進めている上野最終処分場第二期整備事業に必要な交付金が確実に交付されなければ、事業が計画どおり進められないおそれがあり、山形市の財政負担にも大きな影響を与えることから、当該事業所要額に対する交付金を確実に交付されますようお願いいたします。

併せて、同交付金の交付率について、高効率ごみ発電施設等以外の事業につきましても、交付率を3分の1から2分の1へ拡充されますようお願いいたします。

要望事項：し尿処理施設解体費用に対する財政措置について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、土浦市、北茨城市、栃木市、日光市、那須地区広域行政事務組合、南那須地区広域行政事務組合、前橋市、川越市、蓮田白岡衛生組合、浦安市、藤沢市、相模原市、甲府市

提案理由

循環型社会形成交付金の交付基準では、解体費用についてし尿処理施設は交付の対象外とされ、起債も不可とされている。

しかしながら、し尿処理施設においても建設時は地震対策などを踏まえ地中には多数の基礎杭を打ち込んでおり、その撤去には他施設同様に多額の費用が必要で、自治体においては大きな負担となっている。

し尿処理施設は地域内に市街化調整区域を含み、浄化槽汚泥の処理が発生する場合には必要不可欠な施設であり、地域住民の良好な環境維持や環境負荷の低減など循環型社会の形成に寄与している。

このことから、すべての廃棄物処理施設の解体事業について循環型交付金の対象とすることとともに解体において起債を行えるよう、要望する。

要望事項：廃棄物処理施設の解体に係る循環型社会形成推進交付金の対象範囲の拡充をはじめとした財政支援について

循環型社会形成推進交付金の解体工事に係る対象範囲について、現行制度では、新たな廃棄物処理施設整備に関するものに限定しているが、地域住民の安全・安心を確保するなどの観点から、廃棄物処理施設の単独解体工事にもその範囲を拡充するとともに、交付税措置のある起債の充当ができるようにするなど、財政支援を充実させること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：上越市

提案理由

循環型社会形成推進交付金では、新たな廃棄物処理施設の整備に関する解体事業費のみ対象としているが、廃焼却施設や廃し尿処理施設を単に解体するだけでは交付対象外となっている。

このため、現下の厳しい財政状況の中では、解体できずに放置される事例が多くなっている。

使命の終了した廃棄物処理施設は、周辺環境及び景観・防犯上さらには、地域住民の安全・安心を確保する観点から、速やかな除却が期待されており、国におかれては廃棄物行政への国民の信頼を一層強固なものとし、循環型社会形成への理解を広げるためにも、廃棄物処理施設の単独解体であっても交付対象となるよう対象範囲を拡充するとともに、交付税措置のある起債の充当ができるようにするなど、財政支援を充実させること。

要望事項：廃棄物処理施設の解体に係る財政支援について

公共施設の集約化・複合化に伴う施設の除却事業について、公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）が拡充されたところであるが、循環型社会形成推進交付金においても、広域化に伴い廃止した廃棄物処理施設の除却事業を施設数の制限なく交付対象とすること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：小浜市

提案理由

施設の解体には、ダイオキシン類の飛散対策、作業員のばく露防止対策や土壌汚染対策等に膨大な費用を要する。解体に係る循環型社会形成推進交付金は、交付対象範囲が「解体跡地に廃棄物処理施設を一体的に整備する場合」および「整備する施設と関連性・連続性があり、同数以下であるもの」に限定されており、財政的な問題から解体処理が進まない。

当交付金において、広域化に伴い廃止した廃棄物処理施設の解体については施設数の制限なく交付対象とすること。

要望事項：廃棄物処理の広域化・集約化等に伴う廃棄物処理施設の解体工事に係る財政支援について

協議会名：中国・四国地区協議会

提案会員：広島市、東広島市、高松市、米子市、広島中央環境衛生組合、松山市

提案理由

環境省は平成31年3月29日付で、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」の通知を発出し、令和2年6月には、通知の解説及び広域化・集約化を進める上で参考となる情報を整理する「広域化・集約化に係る手引き」を出した。これにより、廃棄物処理の広域化や集約化が今後より一層加速することが予見され、それに伴い、さらなる未解体施設の増加が懸念される。

については、広域化・集約化により整備した施設との関連性・連続性の有無や数量等に関わらず、全ての廃棄物処理施設の解体工事や関連する対策工事について、循環型社会形成推進交付金又はその他の交付金の交付対象とするほか、交付税措置のある起債の充当ができるようにするなど、地域の実情に合った財政支援制度の拡充を要望する。

要望事項：解体工事に係る財政支援について

施設解体を促進するため、交付対象範囲を拡充するとともに、新たな施設整備を伴わない廃止した施設を含む全ての廃棄物処理施設の解体工事について、循環型社会形成推進交付金の対象とするなど、新たな財政措置を講じること。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：ふくおか県央環境広域施設組合、長崎市、佐世保市、宮崎市、鹿児島市、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、田川市、大川市、佐賀市、大村市、五島市、県央県南広域環境組合、県央地域広域市町村圏組合、熊本市、人吉球磨広域行政組合、大分市、別府市、中津市、佐伯市、宇佐・高田・国東広域事務組合、都城市、日向市、大隅肝属広域事務組合、屋久島町、那覇市、石垣市、浦添市、倉浜衛生施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合

提案理由

廃棄物処理施設の解体は、安全・安心な市民生活の確保や公共用地の有効利用の面から全国的に喫緊の課題となっている。

循環型社会形成推進交付金の対象は、新たな廃棄物処理施設整備を伴う解体に限定されており、旧廃棄物処理施設の解体工事のみの場合、交付金の対象となっていない。解体工事は新たな施設整備を伴うとは限らず、住民サービスや地域の生活環境への影響等を考慮し、早期に実施すべきものである。

自治体にとって交付金なしでの解体工事は、大きな財政負担を伴うこととなり、その着手に至らない状況が長引くことになっている。

※ 廃止した廃棄物処理施設の解体に係る循環型社会形成推進交付金の対象は、「焼却施設を整備する際の焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。）及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな焼却施設を整備する場合」に限られている。

※ 解体工事のみの場合、後世に資産を残すという公共事業の性格になじまないため、対象外となっている。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の交付率を一律 1/2 とすることについて

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、鹿嶋市、さしま環境管理事務組合、筑西広域市町村圏事務組合、宇都宮市、足利市、佐野市、栃木市、日光市、那須塩原市、那須地区広域行政事務組合、小山広域保健衛生組合、南那須地区広域行政事務組合、前橋市、高崎市、館林衛生施設組合、さいたま市、川口市、東松山市、久喜市、川島町、蓮田白岡衛生組合、松戸市、流山市、八千代市、四街道市、佐倉市酒々井町清掃組合、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、立川市、青梅市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京たま広域資源循環組合、東京二十三区清掃一部事務組合、浅川清流環境組合、横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、湯河原町真鶴町衛生組合、厚木愛甲環境施設組合、山梨西部広域環境組合

提案理由

現在の循環型社会形成推進交付金の交付率は、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設についてのみ 1/2 の交付率となり、それ以外の交付対象施設は 1/3 の交付率となっているが、市町村での財政面での負担割合が大きいため、施設整備等に使える財源が限られてしまっている。さらに、平成 27 年 3 月のマニュアル改訂により、1/2 の交付率の対象事業の絞込みが行われた。また、平成 27 年 4 月の要綱改正により、基幹改良事業を実施するものについては、交付率 1/2 を廃止し、全て 1/3 となった。

今後、市町村は、一般廃棄物処理施設の更新需要の増大に伴い、財政事情はさらにひっ迫していくことが予想される。また、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇、円安の影響などによるエネルギー価格の上昇等が続いており、これらに起因する資機材等の供給不足が生じているとともに、令和 6 年度以降の建設業における時間外労働の上限規制や脱炭素化の推進により、施設整備等に要する工事費用が増大することも予想される。安定的な施設整備等が行えるように交付率を一律 1/2 とすることによって、市町村が財源を確保しやすい状況を作り、安全安心な施設への整備更新が進められる環境となることを要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金の交付率維持及び必要額の確保について

交付対象事業として採択されている事業について、事業完了まで交付率を維持すること。また、交付金の必要額を満額確保すること。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：ふくおか県央環境広域施設組合、長崎市、宮崎市、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、田川市、大川市、朝倉市、佐賀市、佐賀県東部環境施設組合、大村市、五島市、県央県南広域環境組合、県央地域広域市町村圏組合、熊本市、人吉球磨広域行政組合、大分市、別府市、中津市、佐伯市、宇佐・高田・国東広域事務組合、都城市、日向市、大隅肝属広域事務組合、北薩広域行政事務組合、屋久島町、那覇市、石垣市、浦添市、倉浜衛生施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合

提案理由

新規または継続中の交付対象事業の交付金を満額受領できなければ、市の予算が厳しい中で単独事業費が増加し、事業を計画通りに進めることが困難になり、ひいては住民サービス等に影響を及ぼすおそれがあるため。

要望事項：管理型最終処分場延命化に伴う埋立物・気象変動に対応する水処理施設改修・増設に対する交付金措置の創設について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：滝沢・雫石環境組合

提案理由

埋立処分施設の新設が難しくなる中、一般廃棄物処理の実施主体たる市町村等では、ごみ減量施策の浸透、市民・事業者の意識向上に伴い、一定のごみ減量が達成され、埋立処分ごみの減量傾向がみられるようになった。

一方で年間埋立量の減量に伴い、管理型処分場の埋立継続期間は延長傾向にあり、埋立終了・廃止までの管理継続期間が延びる傾向にあると思われる。

この間、地球規模における気象変動の影響などにより、年間統計のみでは推量できない降水量変動が見受けられ、管理型処分場における水処理量の実態は、設置当初の設計値を大幅に超過する場合が想定され、今後水処理能力の増強や、東日本地区においては一定期間、特定一般廃棄物に指定された廃棄物を埋め立てた実績のため、当該埋立物について、長期間のうちには放射性物質溶出の可能性もささやかれており、水処理能力の増強は急務と考えている。

これらの事象は、一地方公共団体の責による背景の変化でないことを考慮し、早急に交付金メニューに加え、より安全な埋立処分の維持のため対応を進めていただきたい。

要望事項：最終処分場の確保と外部委託処理に対する財政的支援について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、土浦市、さしま環境管理事務組合、日光市、南那須地区広域行政事務組合、前橋市、さいたま市、船橋市、八千代市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、川崎市、横須賀市、相模原市

提案理由

わが国におけるごみの処理は、焼却により減量化した後、焼却残渣（焼却灰及び飛灰）を埋立処分する方法が中心であり、ごみの排出抑制やリサイクルを進めつつ、焼却残渣の資源化により、最終処分量の削減に努めているが、大幅な焼却残渣の削減は困難な状況である。

焼却残渣の資源化には、焼却炉と灰溶融炉を組み合わせた技術や、ごみを直接溶融スラグ化するガス化溶融技術が開発されている。また、近年は民間委託先においてセメント原料化や焼成、溶融固化する処理ルートも確立されつつあり、わが国における焼却残渣の処理フローにおいて一定の役割を占め、残渣のリサイクル率向上にも貢献している。

これらの民間委託先における残渣処理は、廃棄物の成分が熱エネルギーや土木資材等として有効にリサイクルされるので、枯渇性天然資源の消費抑制や二酸化炭素の排出抑制、最終処分場の延命という点からも、循環型社会の形成に大きく貢献している。

最終処分場や焼却残渣の溶融設備を整備する場合は、循環型社会形成推進交付金の対象として国の支援が受けられるが、民間処理委託については、現在、何の支援策も取られていない。地域の実情に応じて民間処理ルートを活用することは、最終処分量の削減や温室効果ガスの削減等による循環型社会の形成に貢献するものと思われる。

また、ごみの安定処理のためには、安定して搬出できる最終処分場が必要不可欠であるが、最終処分場の新たな確保は容易でなく、また、開設済みの最終処分場の残余年数も限られている。

ついては、国による広域的な最終処分場の確保及び焼却灰を外部の民間事業者等へ委託処理することについて、循環型社会形成の推進と最終処分場延命の観点から、国の財政的な支援を要望する。

要望事項：循環型社会形成推進交付金について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：石巻地区広域行政事務組合

提案理由

平成9年以降ダイオキシン類対策により、市町村、一部事務組合及び広域連合において一時的にごみ焼却施設の整備・改修が集中して行われ、老朽化による全国的な更新時期を迎えており、当組合でも同じ状況であることから施設の更新を進めております。

昨今、資材高騰、人件費等の増額が予測されるなか、令和6年3月29日付け一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）の設定による施設規模の適正化について（通知）及び令和6年9月5日付け令和令和10年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画1人1日平均排出量について（通知）が発出され、自治体への財政負担は大きなものとなり、施設整備計画に多大な影響を及ぼし適正なごみ処理に支障をきたすことが懸念されます。自治体が持続可能なごみ処理を行えるような交付金制度とするように改善することを要望します。

要望事項：プラスチック資源循環促進法施行について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：山形広域環境事務組合、酒田地区広域行政組合

提案理由

(1) ごみ焼却施設稼働への配慮

山形広域環境事務組合と酒田地区広域行政組合のごみ焼却施設は、流動床式ガス化溶融炉を採用しており、プラスチックを焼却することを前提に、循環型社会形成推進交付金を活用し、設計・建設したものである。

同施設では、プラスチックの熱量を利用して高温焼却し、サーマルリサイクル（自家発電を含む）と残渣の溶融（スラグ化）による埋立物の減量（最終処分場の延命化）を行っている。プラスチックを焼却できなくなり前提条件が変われば、溶融炉の温度を維持するため多量の化石燃料が必要となり、かつ売電電力量の減少により、長期的な運用を図るうえで、運営委託費等において多大なる支障が生じる。

以上より、プラスチック焼却を前提に、交付金を活用し焼却施設の建設を行い、長期的な運用を図っている自治体に不利益を生じさせることのないよう配慮を求めるものである。

(2) 循環型社会形成推進交付金の交付要件緩和

山形広域環境事務組合では、平成29年度と平成30年度に2つのごみ焼却施設を稼働し、長期的な運用を図っており、将来的には基幹改良工事も想定される。一方、リサイクルセンターは、平成7年度より稼働し経年劣化が進行しており、現在のごみ焼却施設の稼働期間内に施設の更新が見込まれる。

酒田地区広域行政組合では、平成14年度に稼働したごみ焼却施設について、令和3年度まで基幹改良工事を行い長期的な運用を図っており、将来的には再度の基幹改良工事も想定される。一方、令和9年度からは最終処分場の整備、また将来的にはリサイクルセンターの更新が、いずれも現在のごみ焼却施設の稼働期間内に見込まれる。

プラスチック資源循環促進法施行に伴い、循環型社会形成推進交付金の交付要件に「プラスチックの分別収集・再商品化」が新たに加えられたが、前述のとおり、現在のごみ焼却施設におけるプラスチック焼却の前提条件変更には多大なる制約があり、対応が非常に困難であることから、ごみ処理施設の将来的な整備への交付金活用に支障が出ることをないように、当該ごみ焼却施設が稼働している間は、新たに加えられた交付要件を除外するよう要件緩和を求めるものである。

要望事項：循環型社会形成推進交付金に係る都心部等の大規模自治体からの要望について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：東京二十三区清掃一部事務組合、川崎市

提案理由

都心部等の大規模自治体では、多くの人口から排出されるごみ进行处理するため複数の焼却施設を有しており、施設の建替え時には計画地域全域の焼却能力の低下に配慮しながら、処理能力を決定する必要がある。また、大規模自治体の人口が減少傾向にないことや昼間人口が多いこと等に起因し、整備規模通知に示されるような計画1人1日平均排出量の上限値の達成が困難な地域特性がある。

こうした地域特性を持つ大規模自治体においては、整備規模通知で示された施設規模算定式では実態と乖離した処理能力が算定されてしまうので、全国的に画一的な処理能力算定基準とならないよう要望する。

大規模自治体の焼却施設は新たな建設用地が存在しないことから、同一の敷地に建替えなければならない。また、隣接する住戸への配慮や条例による高さ制限等の事情から、他の地域と比較して施設の地下躯体構造面積を大きくする必要がある。このため、旧施設の解体費や土壌汚染対策工事費等が建設費に含まれることとなり、大規模自治体における施設建設費、ひいてはごみ処理単価が割高になりやすい地域特性がある。

建設トン単価上限値設定通知では交付対象経費の上限を75パーセントタイル相当に設定するとされているが、上記のような特性から自主財源により施設整備を行っていくには限界がある。また、施設建設に向けては、着工までに環境影響評価手続や各種設計など長期間に亘る準備が必要であり、中長期の視点で事業計画を立てているところであるが、同上限値が設定されることで、将来的な財源確保の見込み等、施設整備計画に大きな影響を及ぼすことが懸念される。施設整備事業が立ち行かなくなれば、大規模自治体のごみの全量焼却体制を維持できなくなり、住民生活への多大なる影響を及ぼすこととなる。

については、全国的に画一的な交付対象上限値の設定については、地域特性を加味することを要望する。

要望事項：プラスチック資源の分別収集に係る循環型社会形成推進交付金の交付要件化に伴う自治体への必要な支援の実施について

循環型社会形成推進交付金について、各自治体が抱える個別の事情にも配慮の上、プラスチック資源の分別収集及び再商品化に必要な措置を講じる自治体に対して、必要な支援の実施を検討すること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：上越市

提案理由

循環型社会形成推進交付金の交付要件として「プラスチック資源循環法第2条第3項に規定するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている、又は地域計画の末日から1年後までに当該措置を行うこと」がある。

「プラスチック資源循環法の趣旨を踏まえ、前向きにプラスチック資源の分別収集・リサイクルに取り組み、焼却量を極力減らす努力を行っている自治体を支援」することを目的として交付金の要件化に至った背景・経緯については理解するところである。

しかしながら、プラスチック資源の分別収集・再商品化について各自治体が置かれている状況は多様であり、要件に示されている措置を早急に講じることのできない自治体が多数存在しているものと思われる。当市においても、プラ製容器包装を除く廃プラスチック類を焼却処理することを前提として現行施設（上越市クリーンセンター）を建設しており、仮に、処理対象物を変更することになれば、施設に追加投資が必要になるほか、処理施設を中核として構築された廃棄物処理システム全体に大きな影響を及ぼすことになる。

については、各自治体が抱える個別の事情にも配慮の上、プラスチック資源の分別収集及び再商品化に必要な措置を講じる自治体に対して、必要な支援の実施を検討するよう要望する。

要望事項：容器包装リサイクル法における事業者責任の強化等について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、鹿嶋市、宇都宮市、小山広域保健衛生組合、前橋市、館林衛生施設組合、さいたま市、川越市、所沢市、川島町、東埼玉資源環境組合、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、港区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、東村山市、国分寺市、国立市、多摩市、ふじみ衛生組合、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、湯河原町真鶴町衛生組合、甲府市

提案理由

容器包装リサイクル法においては、消費者、事業者、自治体がそれぞれの役割を分担し再商品化を実施することを目的としている。

リサイクル経費の大半を占める収集運搬費、選別・圧縮・梱包等の中間処理費は全て自治体の負担となっていること、容器回収に係る消費者及び住民に対する周知啓発経費についても全て自治体負担となっていることなど、事業者の負担が軽いため、使い捨て容器の製造削減、過剰包装の見直し等が進まない原因となっている。

令和元年5月には「プラスチック資源循環戦略」が決定され、「3R+Renewable」の基本原則により資源循環を進めるため、収集運搬費、中間処理費についても事業者に一定の負担を課すなど、拡大生産者責任を強化、徹底させることを要望する。

また、令和4年4月に「プラスチック資源循環法」が施行され、プラスチック製容器包装と一括してプラスチック製品もリサイクルできる制度が定められたが、収集運搬・中間処理のみならず、再資源化費用についてもすべて自治体負担とされていることから、拡大生産者責任を強化し、これらを事業者の責任・負担で行うことを要望する。

なお、バイオプラスチックの導入については既存のリサイクルシステムに影響が無いよう、慎重に導入することを要望する。

要望事項：容器包装リサイクル法に関する国への要望について。

- (1) 拡大生産者責任の観点から、ごみ減量と環境負荷低減のため、事業者が容器包装廃棄物の発生抑制・再資源化を積極的に行えるよう容器包装リサイクル法を見直されたい。また、拡大生産者責任に基づき、収集運搬・中間処理に係るコストを全額事業者負担とし、製品価格に内部化されるよう制度を改めること。現行制度として、法の適用を免除される事業者に係る再商品化費用は、市町村の負担ではなく、事業者の負担とすること。さらに、プラスチック製容器包装を分別する事による市民への具体的メリットについて情報提供すること。

〔大津市、京都市、城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、貝塚市、守口市、枚方市、豊中市伊丹市クリーンランド、岸和田市貝塚市清掃施設組合、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、奈良市、生駒市、新宮市〕

- (2) 容器包装リサイクル制度を見直すこと。

〔大津市、京都市、神戸市、高砂市、三田市〕

- (3) ごみの減量と環境負荷低減のため、発生抑制・再使用・生分解性プラスチックの利用促進を中心とした仕組みの構築を図ること。

① デポジット制の導入や、飲料メーカー等の責任と負担による回収・リサイクルシステムの構築

② 飲料メーカー等に対するリターナブル容器の使用や回収の義務付け

③ 販売店でのリターナブルびんの引取義務化

④ ワンウェイ容器等の製造・販売や、過剰包装を抑制する法令の整備

〔大津市、京都市、宇治市、城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、堺市、岸和田市、貝塚市、枚方市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、豊中市、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、伊丹市、豊岡市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、奈良市、和歌山市〕

- (4) 分別基準適合物引き取り品質基準については、再商品化手法に応じて定めるとともに、各自治体が再商品化手法を選択できるようにすること。

〔堺市、岸和田市、貝塚市、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、神戸市、三田市〕

- (5) 市民が分別排出しやすいようにプラスチック製容器包装の識別マークの拡大と明確に判断できる表示への変更を図られたい。

〔大津市、宇治市、城南衛生管理組合、岸和田市、豊中市、西宮市、三田市、奈良市〕

- (6) プラスチック製容器包装について、住民が分別排出しやすいよう、分別排出・再生利用が容易な製品開発を促進すること。

〔大津市、宇治市、城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、堺市、岸和田市、豊中市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、神戸市、三田市、奈良市〕

- (7) プラスチック製容器包装の引き取り品質基準において、異物とされている指定収集袋及び市販の収集袋について、プラスチック製容器包装と同一素材であれば異物とみなさないこと。

〔大津市、城南衛生管理組合、堺市、岸和田市、豊中市、貝塚市、枚方市、八尾市、豊中市伊丹市クリーンランド、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉南清掃事務組合、神戸市、姫路市、宝塚市、三田市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、生駒市〕

- (8) 容器包装多量利用事業者が毎年度主務大臣に対して行う、容器包装を用いた量及び容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための取組状況の報告について公表されたい。

〔神戸市、三田市〕

- (9) レジ袋有料化義務化の実施にあたっては、素材やプラスチックフィルムの厚みの違いによる例外を設けない徹底した排出抑制に努めること。

〔箕面市、泉南清掃事務組合、神戸市、豊岡市〕

- (10) 現在の容器包装リサイクルにおける、リサイクル率を算定する重量換算方法の見直しを検討されたい。

〔京都市、岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉南清掃事務組合〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

- (1) 容器包装リサイクル法は、市町村が分別収集・選別保管を行い、事業者が再商品化を行なうこととなっているが、市町村の経費負担が重いため、分別収集が進むほど市町村の財政状況を圧迫している。

このため、市町村に義務付けられている収集運搬や中間処理に係る費用についても、拡大生産者責任に基づき、事業者が負担することとし、リサイクルに係る全経費が製品価格に内部化されるよう費用負担の抜本的な見直しや、デポジット制の導入などを含めた制度の見直しを行うべきである。これにより、ワンウェイ容器削減の取組やLCAの考えを取り入れた容器包装材の製品開発が促進され、容器包装物の発生抑制をはじめ循環型社会に向けたライフスタイルへの転換が期待できる。

- (2) 容器包装リサイクル制度を安定的に持続させていくためにも、社会全体で担うべきコストをどのように分担するか、すなわち拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図りつつ、制度・体制の見直し等により市町村や事業者等の社会全体で担うべきコストを下げていく必要がある。このため、再商品化事業者に対する様々な支援、再生材を使用した製品の普及、低コストでの処理が期待できる先進的なリサイクル技術の研究・支援等の検討を進めていくこと。

- (3) ごみの減量と環境負荷の低減には、循環型社会形成推進基本法の理念のとおり、リサイクルより発生抑制・再使用を優先させることが重要である。ポイ捨て防止にも大きな効果のあるリターナブル容器の製造・使用とメーカーによる回収ルートの確立、販売店での店頭回収の義務付け、回収が確実に行われるためのデポジットを義務付ける法令等の整備に積極的に取り組まれない。また、リターナブル容器の製造義務付け、もしくは、リターナブル容器の使用に経済的インセンティブを与えるため、再商品化費用額の負担加重や、ワンウェイ容器への課税等を定める法令の整備など、発生抑制・再使用への取組を促進する施策が必要である。

- (4) 現在、容器包装リサイクル協会の引き取り基準は一律となっているが、本来、再商品化手法によって求められる品質は異なるはずであるため、再商品化手法ごとに品質基準を定めるべきである。また、各自治体が分別収集実施状況等それぞれの実情に応じて再商品化手法を選択できるようにすることで、自治体の負担軽減を図るべきである。

- (5) プラスチック製容器包装は他の容器包装に比べ、その形状・素材等が複雑となっているので、分別協力率の向上に繋がっていない状況にある。また、高齢化社会の進展も踏まえ、識別マークの表示を大きくするなど明確にし、市民の排出時の負担軽減を図る必要がある。

- (6) 容器包装廃棄物のうちプラスチック製品は、容器包装の形状・素材が様々であるため、見分け方が困難であることや汚れ・異物が除去しにくいいため、市民が困惑し、分別排出に対する協力向上に繋がっていない状況にある。

また、マテリアルリサイクルにおいては、再商品化できる素材が限られているなど、再商品化を実施するうえでも支障が生じている状況にある。

については、容易に見分けができるよう容器包装の形状・素材の単一化や汚れ・異物が容易に除去できる容器包装の開発などを促進するための仕組みを創設する必要がある。

- (7) プラスチック製容器包装は、風などにおおられやすいため指定ごみ袋を使用して収集しているが、指定ごみ袋ごと指定工場に持ち込むと異物扱いされることとなる。

これを改善するためには、処理工程に指定袋を取り除く工程を設ける必要がある。しかし、指定ごみ袋がプラスチック製容器包装と同一素材なのであれば、指定ごみ袋ごと再資源化を行う方が合理的である。収集作業だけでも大きな経費負担が必要であるにも関わらず、更にごみ袋の除袋作業までも自治体に求めるべきではない。

- (8) 市町村が分別収集計画を公表することで事業者・消費者の理解を深めて事業者、消費者、地方公共団体等の協働による取り組みを図ると同様、事業者が容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置

の実施の状況について公表し、国・地方公共団体・事業者・消費者等が情報を共有することで、すべての関係者の相互の理解が深まり、連携と協働による取り組みが一層促進されることが期待できる。

- (9) 「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の改正により、プラスチック製買物袋の有料化を必須とする旨が規定され、令和2年7月から開始されることとなった。しかし、プラスチック製買物袋のうち、①プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上のもの、②海洋生分解性プラスチックの配合率100%のもの、③バイオマス素材の配合率が25%以上のものは有料化の対象外とされている。

レジ袋を減らすには、有料化義務化の対象外を認めるべきではないため、徹底した排出抑制を求められたい。

- (10) 近年、容器製造に係る原料の省資源、また軽量化が進み、特にペットボトルの需要が著しく増加している。そのため、分別・収集・選別などの作業量は増加傾向であるが、リサイクル重量及び率には反映されない状態である。そこで容器容量や分別作業量に見合ったリサイクル率の算出方法に見直しを図られたい。

要望事項：「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」における市町村の費用負担の軽減について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：札幌市

提案理由

令和4年4月から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、市町村は、プラスチック使用製品廃棄物を分別収集し、再商品化することが求められております。

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化には多大な費用を要しますが、容器包装プラスチックの再商品化費用を除いて、市町村がそれらの費用を負担することとなっております。

国は、市町村の費用負担軽減のため、特別交付税にて費用の一部を財政支援する方針ですが、財政支援が不十分な場合、この法律に基づく分別収集等の導入に二の足を踏む市町村が多くなるものと推察されます。

つきましては、市町村の負担をできる限り少なくするため、拡大生産者責任の考えに従い、製品プラスチックの再商品化費用についても容器包装プラスチックと同様に事業者の負担とし、国における市町村への特別交付税についても十分な額が措置されるよう要望いたします。

また、費用の軽減には、製造販売事業者によるプラスチックの削減や自主回収が有効であるため、国は事業者に対して積極的に働きかけを行っていただきたい。

要望事項：「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」における費用負担軽減
と財政措置について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：旭川市

提案理由

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に関して、製品プラスチックの再商品化に係る費用について全額市町村負担となっているが、拡大生産者責任の考え方を踏まえるとともに、プラスチック使用製品廃棄物の発生を抑制する観点から、製造・販売事業者が負担するなど、市町村負担が増大しない仕組みとすること。

また、製品プラスチックの再資源化のために、収集や処理施設整備等、新たな費用が発生し市町村の財政負担が増加することが懸念されることから、法の趣旨に基づき製品プラスチックの再資源化を円滑に実施できるよう、市町村ごとの状況を踏まえた長期的かつ十分な財政支援を講じるよう要望する。

要望事項：プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に係る財政的支援について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：帯広市

提案理由

令和4年4月1日から施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及びその再商品化が市町村の努力義務とされ、その再商品化費用は、すべて市町村が負担することになっています。

拡大生産者責任の観点から、容器包装リサイクル制度と同様に事業者が費用負担するように要望します。

また、市町村が再商品費用を負担する場合には、その全額に対して財政的支援を行うよう要望します。

要望事項：プラスチック製容器包装と製品プラスチック（プラスチック使用製品廃棄物）
の一括回収方法の確立と財政措置について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：北見市

提案理由

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に際して、プラスチック使用製品廃棄物一括回収に当たっては、「容器包装リサイクル法」のルートを利用した再商品化の具体的な方法について、早期に確立するとともに、有償収入分を市町村に拠出するなど、製造・販売事業者が応分の負担をする方式を確立し、市町村の財政的負担を増大させないような措置を要望する。

また、プラスチック使用製品廃棄物の処理に際しては、地域の実情に合わせて、再資源化や熱回収など効果的な手法を選択できるよう、施設の整備・運営に関する必要な財政支援を講じるように要望する

要望事項：製品プラスチック・容器包装プラスチック資源化対応に向けた、一括収集・一括出荷対応事業者のブロック指定や誘致活動推進について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：滝沢・雫石環境組合

提案理由

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴い、市町村では製品プラスチック資源化に向けた努力義務を負い、自治体毎に個別の対応を進めているところですが、現在岩手県内の対応状況を聞く限り、その実施規模が小さく、結果的に市町村ごとの費用負担増加が避けられない状況に見えます。

県内統合基準として、製品プラスチック及び容器包装プラスチック資源化対応に向けた一括収集・一括出荷対応事業者のブロック指定・誘致を行うことで、結果的に製品プラスチック資源化効果の向上が可能であると思われるので、国・県主導の下、フレームの構築をお願いしたい。

要望事項：プラスチック資源循環に係る財政措置等の検討について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：仙台市

提案理由

令和4年4月から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」においては、市町村は製品プラスチックの分別収集及び再商品化に努めるよう規定され、その費用は市町村の負担とされている。

国において、製品プラスチックの分別収集及び再商品化に係る経費の一部は特別交付税措置されるものの、従来から分別収集を行うプラスチック製容器包装の収集運搬や中間処理費用も含め、市町村の費用負担は非常に大きい。

このことから、市町村の取り組みを促進するため、十分な財政措置を講じるとともに、拡大生産者責任に基づき、製造・販売事業者が費用負担する仕組みを構築するなど、持続可能なプラスチック資源循環の体制について検討すること。

要望事項：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行に伴う循環型社会形成
推進交付金への配慮について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：仙南地域広域行政事務組合

提案理由

当組合の熱回収施設は、最終処分場の延命化を図るため、流動床式ガス化溶融炉を採用し、また、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物を含むごみを処理する過程で発生する熱エネルギーを利用した蒸気タービン発電によりサーマルリサイクルを行う計画で、循環型社会形成推進交付金を活用し設計・建設したものであり、平成29年度より稼働している。

このことから、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行前に建てられた熱回収施設で、当時の地域計画でプラスチック使用製品廃棄物を熱回収施設で処理することが定められている場合については、熱回収処理施設及び粗大ごみ処理施設の将来的な整備について、循環型社会形成推進交付金の活用ができるよう要望する。

※参考

令和5年度に山形広域環境事務組合から要望された提案（提案番号27）

要望事項：プラスチックごみの資源循環の促進に向けて

協議会名：東北地区協議会

提案会員：秋田市

提案理由

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化に必要な措置を講ずる努力義務が課された。

つきましては、法の趣旨を踏まえ、市町村のプラスチックの資源循環の取組を促進させることができるよう、下記の施策を講じるよう要望する。

記

1 市町村が、同法に基づく分別収集や再商品化を実施する場合、その経費負担が課題となることから、次の観点を踏まえ財政負担軽減に向けた措置を講じること。

ア 現状では、製品プラに関係する経費について特別交付税の対象としているが、新たに容器包装プラと製品プラの収集を検討する自治体にとっては、収集運搬経費の負担が大きく増えることを踏まえ、負担軽減の措置をさらに講じること。

イ 大臣認定がなされた再商品化計画では、中間処理工程の一体化・合理化が図られ市町村による選別・梱包等を省略し、再商品化事業者が実施することが可能となったものの、再商品化に関連し市町村負担が発生することから、資源循環を進めるために、そうした負担について、さらに軽減措置を講じること。

2 新法の下で、プラスチックのリサイクルを進めるためには、設備投資や新規投資を促しリサイクル処理能力のさらなる確保が必要であることから、リサイクル事業者向けの財政的な支援措置を拡充するほか、リサイクル事業者に必要な手続について、できるだけ簡素化を進め、円滑な運用に向け特に配慮すること。

また、マテリアルリサイクルにおける収率の低さを改善するため、革新的な中間処理技術の研究開発に向けた事業者への支援措置をさらに講じること。

要望事項：プラスチック資源循環に係る財政措置等の検討について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：須賀川市

提案理由

令和4年4月から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、市町村は製品プラスチックの分別収集及び再商品化に努めるよう規定され、その費用は市町村の負担とされている。

国において、製品プラスチックの分別収集及び再商品化に係る経費の一部は特別交付税措置されるものの、従来から分別収集を行うプラスチック製容器包装の収集運搬や中間処理費用も含め、市町村の費用負担は非常に大きく、製品プラスチックの分別収集及び再商品化に取り組む市町村の障害となっている。

このことから、市町村の取り組みを促進するため、十分な財政措置を講じるとともに、拡大生産者責任に基づき、製造・販売事業者が費用負担する仕組みを構築するなど、持続可能なプラスチック資源循環の体制について検討すること。

要望事項：プラスチック製容器包装の品質評価方法の見直しについて

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、小山広域保健衛生組合、前橋市、高崎市、館林衛生施設組合、川島町、市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、四街道市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、江東区、杉並区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、東村山市、国分寺市、国立市、ふじみ衛生組合、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、湯河原町真鶴町衛生組合、甲府市

提案理由

容器包装廃棄物の排出抑制、再商品化の合理化等の促進のため、平成18年6月に容器包装リサイクル法が改正され、法に定める基本方針において、自治体による分別収集の質の向上が明記された。

こうした中で、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、プラスチック製容器包装について、その品質向上のため、引き取り品質ガイドラインに基づく評価方法により、品質調査を行っている。

自治体にとっても、リサイクルに要する社会的コストの効率化を図るため、分別収集の質の向上に努めることは当然のことであるが、品質そのものを示す容器包装比率は高いにもかかわらず、評価項目間の配点、排出用袋（指定収集袋の混入含む）の状態などの評価基準の変更により、評価結果が低下し、その改善のための対応を強いられる結果となっている。

自治体としても品質向上のための努力は行っているところであるが、再商品化手法によっては、若干の汚れは問題ない場合もある。品質評価に直接には影響のない収集袋の破袋度等の評価方法の再検討を要望する。

さらに、容器の汚れなど客観的な判断が難しい面があるため、より分かりやすい基準を示すなど適正な運用が図られるよう、国を通じ公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ働きかけるとともに、法制度の見直しを要望する。

要望事項：プラスチック製容器包装に係る再商品化手法の選択について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、鹿嶋市、さいたま市、朝霞市、川島町、文京区、杉並区、武蔵野市、三鷹市、調布市、ふじみ衛生組合、相模原市

提案理由

現在、容器包装リサイクル法によるプラスチック製容器包装の再商品化については、「引き取り品質ガイドライン」に基づき、再商品化事業者へ引き渡しを行った後、材料リサイクル手法がケミカルリサイクル手法に優先され、再商品化が図られている。

再商品化事業者については、入札により指定保管施設ごとに落札、決定されているが、当然のことながら、市町村側において再商品化手法の選択の余地は無く、各市町村の意向に係わらず、材料リサイクル手法が優遇されているのが現状である。

しかし、材料リサイクルは残渣率が高く、自治体が分別収集・中間処理した容器包装の多くが再商品化されることなく処分されており、また、落札単価を見ても、高止まり傾向が続いている。

一方、ケミカルリサイクル手法については、エネルギー資源削減、CO2 削減において高い効果が認められることに加え、処理残渣の発生量が少ないことなど、より一層の普及推進が行われるべきものとする。

平成22年10月には、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合」において、「材料リサイクル手法の優先的取扱いにおける上限の設定（市町村見込み量の50%）」、「優先枠の運営における総合的な評価の深化（優良な事業者の育成）」等の方針が掲げられたが、再商品化手法の選択についての言及は為されなかった。

については、容器包装リサイクル法における現行の入札制度を更に改善することで、市町村に自治体の処理能力・実情に見合った再商品化手法の選択についての裁量権を持たせるとともに、現在は一律となっている「引き取り品質ガイドライン」及び「資金拠出制度における容器包装比率要件」について、再商品化手法ごとの基準を定めることにより、一層の柔軟性を持った制度の構築が実現されることを要望する。

要望事項：リサイクル率の算定方法の見直しについて

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、川島町、東埼玉資源環境組合、大里広域市町村圏組合、八王子市、武蔵野市、三鷹市、調布市、町田市、ふじみ衛生組合、東京たま広域資源循環組合

提案理由

わが国では、循環型社会形成推進基本法が制定されており、同法では、再使用及び再生利用とともに「熱回収」を「循環的な利用」と定め、その促進を求めている。

熱回収については、ごみの焼却施設は全国で1,162施設あるうち、764施設が余熱利用を行っており、なかでも338施設は発電設備を有しており（「環境省一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成26年度）について」から）、これらの施設が有するごみ発電等の機能は東日本大震災に起因する計画停電等により、その有効性が再認識されたところである。

現在、環境省では、毎年度わが国の廃棄物の排出、処理状況等を調査し、公表しているが、熱回収によるリサイクル（サーマルリサイクル）率が明確になっていない。

そこで、国民に「循環型社会の形成の推進」をさらにアピールするためにも、リサイクル率の算定方法を見直し、熱回収を含んだリサイクル率の公表と同時に、焼却灰のセメント化及びエコセメント化による再生利用を含んだリサイクル率の公表を要望する。

要望事項：容器包装の対象範囲及び識別表示の見直し等について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、宇都宮市、前橋市、川島町、船橋市、松戸市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、台東区、江東区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、八王子市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、東村山市、国分寺市、国立市、ふじみ衛生組合、川崎市、横須賀市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、甲府市

提案理由

容器包装リサイクル法に基づく分別収集を推進するためには、市民の協力が不可欠である。また、容器包装以外の製品など、容器包装と同一素材であっても使用者や用途により、法の対象外となるものが多数ある。これは市民が分別排出をする上で、非常に分かりづらく不適物の混入にもつながるものである。

また、容器包装の識別表示については、表示が小さくて分かりにくい、表示がない、さらに容器包装に該当しない製品に識別表示が付されているなど、分別収集及び再商品化について市民の理解と協力が十分に得にくい状況にある。

については、同一の素材であれば同一の再商品化ができるよう、対象範囲を消費者の観点から見直すとともに、識別表示については、表示義務の範囲の拡大や表示サイズを見やすくすること、再商品化手法に沿ったマークの細分化など、市民が分かりやすく分別排出できるように見直すことを要望する。

また、事業系容器包装に識別表示が付されている事案が散見され、一般廃棄物として分別されてしまうなど、排出事業者の混乱を招いている。

このため、特定容器製造等事業者に対し、事業系容器包装には識別表示を付さないよう徹底することを要望する。

要望事項：紙製容器包装の識別マークの見直しについて

協議会名：関東地区協議会

提案会員：所沢市

提案理由

紙製容器包装は、紙単体の素材のもの以外に、プラスチックとの複合素材のものがあるが、素材ごとの判断は市民にとって難しく、自治体からの分別方法の周知においても複雑になりがちである。

リサイクルが可能な紙製容器包装の識別マークについては従来どおりのもの（紙という文字の周りに矢印で囲ったもの）で良いが、その他、複合素材等に関しては異なる識別マークにするなどしていただくことで、リサイクルが可能なものが識別マークを見ただけで判断でき、市民の利便性や自治体の業務削減につながることを期待されることから、紙製容器包装の識別マークの見直しを要望する。

要望事項：リターナブル容器の普及促進等について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、太田市、川口市、所沢市、川島町、船橋市、
松戸市、多摩市、横須賀市、相模原市、秦野市

提案理由

自治体の分別収集への取り組みにより、空き缶、PETボトル、ガラスびん、プラスチック製容器包装のリサイクル率は向上し、循環型社会の形成に向けて一定の成果が見られるものの、これらのごみ（資源ごみ）としての排出量、特にプラスチック製容器包装及びペットボトルの排出量は減少しておらず、自治体が行う分別収集や選別保管に伴う財政的負担は大きなものとなっている。

循環型社会を推進するためには、リターナブル容器の使用を増やしてごみ（資源ごみ）総量の発生を抑制していくことも必要である。

こうしたことから、平成18年6月に改正された容器包装リサイクル法では、法の目的に排出抑制の促進に係る規定が加えられたところである。

また、飲料容器等の規格化を推進し、リターナブル容器の普及拡大を図ることは、廃棄物の発生抑制と循環的利用に大きく貢献することであり、国もペットボトルリユース実証試験及びリユース可能な飲料容器の使用に係る環境負荷分析を実施したところである。

こうした趣旨を踏まえ、飲料容器等の規格化によるリターナブル容器の普及拡大など、製造業者等によるリターナブル容器の生産、流通、使用を促進するシステムの構築を要望する。

要望事項：デポジット制度の導入について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、栃木市、日光市、大田原市、前橋市、川越市、川島町、市川市、船橋市、
松戸市、習志野市、港区、三鷹市、調布市、東村山市、国立市、ふじみ衛生組合、
横須賀市、秦野市、甲府市

提案理由

自治体では、空き缶、PETボトル、ガラスびん等の分別収集を実施し、ごみの減量と資源の再利用、再生利用に努めているが、ポイ捨て等による飲料容器類の散乱が後を絶たない状況である。また、コロナ禍におけるテイクアウト需要の拡大は、ごみ・資源の収集・処理に大きな負荷がかかっている。

デポジット制度は、消費者の意識をごみの持ち帰り及び適正排出へと導き、飲料容器、プラスチック製テイクアウト容器等の散乱の防止や自治体の再資源化経費等の低減にも効果があると考えられ、リデュース、リユースの拡大を実現できる制度である。

限定された地域での実施では限界があり、国レベルでの対応が必要であるため、拡大生産者責任を法制化し、事業者が店頭で回収する全国的なデポジット制度が確立されるよう要望する。

要望事項：色の識別が容易なガラスびんの製造について

国は、製造事業者や業界団体に対して、色の識別が容易でリサイクルをしやすいガラスびんの製造を要請すること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：長野市

提案理由：

（公財）日本容器包装リサイクル協会では、ガラスびんの引取形態として、無色のガラス製の容器、茶色のガラス製の容器及びその他のガラス製の容器に分別することとしている。

その受入れ基準となる品質許容範囲は、色ガラスびんへの他の色ガラスびんの異物混入を、ガラスびん1トン（720ml酒類びん 約2,000本相当）に対して1,000グラム（720ml酒類びん2本程度）を許容値としている。

近年、ガラスびんは、色の判別が困難なものが多く、分別の品質維持が大変困難な状況となっている。

以上のことから、製造事業者や業界団体に対して、色の識別が容易でリサイクルをしやすいガラスびんの製造を要望するものである。

要望事項：プラスチックのリサイクル制度について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、宇都宮市、所沢市、東埼玉資源環境組合、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、八千代市、港区、墨田区、品川区、豊島区、練馬区、八王子市、武蔵野市、東村山市、国分寺市、横浜市、川崎市、平塚市、相模原市、甲府市

提案理由

令和4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、プラスチック製容器包装・製品をまとめてリサイクルする制度が示された。

制度運用にあたっては、特別交付税措置に留まることなく、新たな交付税制度を創設するなど、市町村の財政負担増大に配慮いただくとともに、再商品化事業者を全国的にバランスよく立地させ、十分な処理能力を確保するために、低コストでの処理が期待できる先進的なリサイクル技術や複合品等のリサイクル技術の研究・支援を要望する。

また、再生材の利用促進のため、プラスチックを使用する製品の製造事業者等に再生資源の利用を義務化することも要望する。

要望事項：市民が分別に協力しやすい製品の製造について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく取組は、循環型社会の形成に向けて重要である。取組を進めるうえで、プラスチック使用製品の分別について、市民が協力しやすいような製品を製造・販売を行うことを要望する。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：富士市

提案理由

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定に基づき、プラスチック使用製品の製造事業者が取組むべきプラスチック使用製品設計指針及び設計認定制度が定められた。

市民がプラスチックの分別に協力しやすくなるよう、指針に沿って製造されたプラスチック使用製品であることを示す認定マークを定め、製品に記載することや、プラスチック製容器包装のプラマークの表示を見やすい場所に表示すること、リチウムイオン電池を内蔵する製品の分解と分別を容易にできるようにすることなど、製造者に対しても一定の責任を求めることを要望する。

要望事項：プラスチック資源のリサイクルについて

プラスチック製品の資源化にあたり、生産者への責任を徹底し、発生抑制を進めるため、リサイクルにかかる費用を製造・販売事業者が負担することで、事業者としての責任を追及するための制度設計にすべきである。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：四日市市

提案理由

「プラスチック資源循環促進法」において、容器包装プラスチックの再資源化に要する費用は事業者及び市町村であるのに対して、製品プラスチックの再資源化に要する費用は全て自治体の負担である。これは財政的な観点から安定的な実施が困難となりかねないほか、事業者による発生抑制や環境配慮設計が進む仕組みとは言い難いことから、事業者も費用負担をすることで再資源化体制を確立する仕組みづくりが望ましいため。

要望事項：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

- (1) プラスチック使用製品廃棄物の再商品化の実施にあたっては、分別収集や再商品化等の役割を担う市町村の費用負担が増大することから、市町村の負担を軽減するため必要に応じた財政措置等を講ずるとともに、法律の見直しに合わせ、拡大生産者責任に基づき、製造・販売事業者が資源循環に係る費用を拠出する仕組みを検討するなど、安定的かつ効率的な再商品化体制を構築すること。

また、分別回収品目の追加や資源回収量の大幅な増加により、自治体からの引き渡し量や種類が増加することから、全てを確実に再商品化するため、処理能力及び再商品化技術を有する再商品化施設を確保すること。

〔大津市、京都市、城南衛生管理組合、大阪市、堺市、豊中市、豊中市伊丹市クリーンランド、神戸市、西宮市、伊丹市、川西市、三田市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、奈良市〕

- (2) 既存のプラスチック容器包装の選別施設について、プラスチック使用製品廃棄物を含めた一括回収にも対応できるように、技術的な知見を示すとともに、容器包装リサイクル協会において、プラスチック使用製品廃棄物の有価での引き取りができるスキームを検討してもらいたい。

〔姫路市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

- (1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「法律」とする。）においては、市町村がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に努めることとされているが、国内におけるプラスチック使用製品廃棄物の安定的かつ効率的な再商品化体制の構築のためには、資源循環の取組を進めていく中で財政負担の大きい市町村への財政措置等の支援や、循環型社会づくりの枠組みの原則である拡大生産者責任の考え方を始めとした更なる制度運用の検討が必要である。

また、国内における原材料が全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物の安定的かつ効果的な再商品化体制の構築には、処理能力及び再商品化技術を有する再商品化施設の確保が不可欠である。

- (2) 令和４年４月に施行されたプラスチック資源循環促進法において、市町村のプラスチック類の分別収集及び再商品化について努力義務が定められ、多くの自治体がプラスチック製容器包装に加えプラスチック使用製品廃棄物の収集及び再商品化の検討を進めている。

しかし、現在の処理施設では、プラスチック製容器包装用の選別・梱包設備のため破袋機の破損やリチウム電池等の混入による発火事故の可能性があることから、既存施設の再整備又は新施設整備について検討する必要がある。

ついては、法の趣旨に沿った出来る限り速やかな対応を行うため、既存施設の再整備に関する技術的知見を示してもらいたい。

また、容器包装リサイクル協会は、プラスチック使用製品廃棄物の処理委託の入札時に自治体ごとの上限価格の設定及び引渡し辞退について規定しているが、結果的に容器包装リサイクル協会への引き渡しができなくなった、プラスチック製品を市が処理することは困難であり、住民にも説明がつかない。

一方で、今後再生プラスチックの需要拡大が予想されることから、容器包装リサイクル協会に対して、処理費用の軽減または有償での処理を依頼できるスキームの検討について、助言や指導をしてもらいたい。

要望事項：製品プラスチックの資源循環に係る費用負担等について

協議会名：中国・四国地区協議会

提案会員：鳥取県東部広域行管理組合、松江市

提案理由

令和4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では製品プラスチックの分別収集及び再商品化が市町村の努力義務とされ、市町村が費用負担することとなっている。プラスチック資源循環の推進に向け、次の点を要望する。

- (1) 容器包装リサイクル法の制度と同様に製品プラスチックの再商品化に要する費用負担についても、拡大生産者責任に基づく製造事業者等の負担とすること。
- (2) 市町村の費用負担を軽減するため十分な財政措置を行うこと。

要望事項：製品プラスチック専用マークの新規作成について

協議会名：中国・四国地区協議会

提案会員：下関市

提案理由

令和4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、製品プラスチックのリサイクルを推進する必要があるが、そのためには排出時や収集時などに対象となる製品を見分けやすくする工夫が必要である。

については、現在の PET ボトル、プラスチック製容器包装の2種類のリサイクルマークに加え、新たに製品プラスチック専用リサイクルマークを作成し、環境省が例示する157品目への記載を製造事業者に義務付けるよう要望する。

要望事項：家電リサイクル法の見直しについて

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、鹿嶋市、さしま環境管理事務組合、宇都宮市、栃木市、佐野市、大田原市、真岡市、那須塩原市、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、館林衛生施設組合、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、川島町、蓮田白岡衛生組合、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、港区、台東区、江東区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区、八王子市、三鷹市、調布市、東村山市、国分寺市、ふじみ衛生組合、横浜市、藤沢市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、甲府市

提案理由

現行の家電リサイクル法については、産業構造審議会及び中央環境審議会において令和3年4月に三度目の制度見直しを開始し、その最終報告として「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が令和4年6月に公表された。

国は社会全体で適正なリサイクルを推進していくため、廃家電の回収率目標を家電リサイクル法の基本方針に規定したことについては、一定の評価をするものである。

しかしながら、リサイクル料金の前払い制度の導入や、排出者の利便性向上、対象品目の拡大、などは見送られ、さらに現行の小型家電リサイクル法の「制度対象品目」である家電リサイクル法対象外の電子機器その他の機械器具の引き渡しについては、近年、逆有償となっていることから、自治体の負担が増えている状況である。

また、業務用冷蔵庫等については海外メーカー品が増加しており、誰でも購入できるにもかかわらず、市民が排出する場合、家電リサイクル法対象外であるため処分できないという問い合わせが増えている。

については、拡大生産者責任の更なる徹底を図ることで、より排出者の視点に立脚した制度を構築するため、「さらなる対象品目の拡大」、「リサイクル料金の前払い制度の導入」、「指定引取場所数の増加」、「生産者による販売店での回収ルートの構築」、「不法投棄された対象機器の回収ルートの構築」、「家電製品の不法投棄防止対策」など、より抜本的な法整備等を要望する。

※平成28年4月8日付け「不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の家電リサイクルプラントへの直接搬入について（ご案内）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）により、不法投棄家電にかかる処理経費の負担軽減を検討していただいたが、より柔軟な対応を要望する。

また、概要4の①において「不法投棄されている現場それぞれの写真」を添えてとあるが、集積所などの箇所数も膨大であり、広範囲にわたり、各現場を写真にとり不法投棄された物に添付するほどの人的な余裕もないことから、回収後に整理してまとめた写真のみとしてほしい。また、直接、持ち込める箇所の増加を要望する。

要望事項：家電リサイクル法対象品目の追加について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：川口市、蓮田白岡衛生組合、八千代市、佐倉市酒々井町清掃組合、柏・白井・鎌
ケ谷環境衛生組合、八王子市、国分寺市、多摩ニュータウン環境組合、藤沢市、
甲府市

提案理由

廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを新しい再商品化の仕組みを定めた家電リサイクル法が平成10年6月に制定、平成13年4月から施行されたが、この法律では家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の4品目が対象となっている。

製造業者等は引き取った廃家電製品の再商品化（リサイクル）を行う場合、定められているリサイクル率（55～82％）を達成しなければならないとともに、フロン類を使用している家庭用エアコン、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機（ヒートポンプ式のもの）については、含まれるフロンを回収しなければならず、リサイクルに関する必要な情報提供や不当な請求をしている事業者等に対する是正勧告・命令・罰則の措置が定められている。

昨今、この家電4品目以外でフロン類を使用しているフロン除湿器及びウォーターサーバーの排出が増えてきており、市の施設では処分ができないため、処理困難物として予算措置をして委託処理を行っているが、予算で対応しきれないほどの量が排出され対応に苦慮していることから、家電リサイクル法の対象品目にフロン除湿器及びウォーターサーバーを追加するよう要望する。

また、家電リサイクル法の対象品目となっていないチューナーレステレビ、チューナーレスのディスプレイモニターについても排出が増えてきており、対象品目との判別が困難で台貫での確認作業に時間を要しトラブルも増えることが懸念され、他の自己搬入者からテレビの受け入れが可能だと勘違いされるケースも増えてくるため、家電リサイクル法の対象品目に追加するよう要望する。

要望事項：家電リサイクル法に関する国への要望について

- (1) 現行のリサイクル費用の後払い制では、不法投棄を誘発していることから、リサイクル費用が製品価格に上乗せ（内部化）となるよう、制度の見直しを図られたい。
〔大津市、京都市、宇治市、京田辺市、城陽市、大阪市、堺市、岸和田市、池田市、貝塚市、守口市、枚方市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉南清掃事務組合、神戸市、姫路市、明石市、西宮市、伊丹市、高砂市、三田市、宝塚市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、奈良市、生駒市、和歌山市〕
- (2) 不法投棄された対象機器のリサイクル費用、収集運搬費用については、拡大生産者責任の観点から、製造業者負担とすべきである。
〔乙訓環境衛生組合、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、貝塚市、枚方市、八尾市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉南清掃事務組合、明石市、西宮市、伊丹市、高砂市、三田市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、奈良市、生駒市〕
- (3) リサイクルを促進するためにも、有用な資源を含む家庭用機器など、対象外の廃家電も対象品目として追加指定し、法改正等に関わっては十分な調整期間が取れるよう配慮されたい。
〔城南衛生管理組合、大阪市、堺市、豊中市、神戸市、高砂市、三田市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合〕
- (4) 小売業者の引取り義務外品についても、小売業の業界等で円滑な引取りが可能となるような仕組みを構築すること。
〔城陽市、奈良市〕
- (5) リサイクル費用の料金体系の簡素化や小売業者の引き取り義務の拡大等を図り、消費者に分かりやすく、利用しやすい制度とされること。
〔城陽市、高砂市〕
- (6) 家電リサイクル法について、テレビ等にて啓発を行い、不法投棄については罰則が設けられている旨、十分に広報されること。
〔城陽市、高砂市〕
- (7) 指定引取場所を増やし、できるだけ均等に配置するよう図られたい。
〔城陽市、奈良市、高砂市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

- (1) 不法投棄された家電リサイクル法対象機器について、関係業界等による「不法投棄未然防止事業協力」制度が創設されたが、排出時にリサイクル費用等の負担を求めていることが不法投棄を誘発する要因となっていると考えられ、現に2011年7月のテレビのデジタル化に伴い、多量のアナログテレビの不法投棄が全国で発生した。
また、独自のリユースルートなどに乗っている対象機器もあると考えられるが、消費者や小売業者などから一部の業者にリサイクル料金と収集運搬料金より安価で引き取られ、その後不法投棄されるという悪質な例も見受けられる。家電リサイクル法に基づくリサイクルシステムを円滑に実施するためには、関係者の役割を確実なものとする必要があることから、リサイクル費用を製品価格に上乗せ（内部化）し、排出時の負担感を無くし、制度の簡素化を図ることを求める。
さらに、不法投棄の未然防止のために、市町村のパトロール強化や監視カメラの設置等の予防対策経費に対する財政支援制度を充実されたい。
- (2) 不法投棄された指定機器を市町村が回収し、製造業者に引き渡す場合、リサイクル費用、収集費用を税で賄うことは、生産者の責任を市町村、ひいては、消費者に負担を押し付けることになる。また、2011年7月のテレビのデジタル化に伴って多量のアナログテレビが不法投棄され、費用負担の増加に苦慮している。よって、これらの負担に対し、自治体に対する減免制度の創設や国による財政措置、または、製造業者の拡大生産者責任による製品の無料回収や費用負担を義務付けるよう図られたい。
（一財）家電製品協会による不法投棄未然防止事業協力については、この制度が市町村に

よってより使いやすいものとなるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応を図られたい。

- (3) リサイクル対象品目の拡大については、市町村にとっても重要な課題であり、循環型社会の構築・推進の主要な柱の一つであることから、引き続き有用な資源を含む家電製品の品目拡大を求めていく必要がある。有用な資源を含む家電製品、大型で重要な家電（電子レンジ・電動マッサージチェア・電気オイルヒーター）などの対象外の家電も対象品目として追加指定されたい。

また、法改正等にあたっては市民に混乱をきたすことが無いよう十分な普及啓発が必要となるとともに、条例の改正や回収体制の整備など十分な調整期間が必要である。

- (4) 家電リサイクル法では、消費者からの特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を小売業者が行うこととされているが、対象は過去に自ら販売したものと、買い替えの際に引取りを求められたもののみであり、引取り義務外品については消費者自らメーカー指定の引取り場所まで搬入することになっている。

その引取り義務外品についても、義務品同様、電機小売業界による回収を義務付けるといった、市町村の負担をなくす全国統一の仕組みを構築されたい。

- (5) リサイクル費用の複雑な料金体制や手続き方法に戸惑う市民も多く、簡素でわかりやすい制度に改める必要がある。
- (6) 市民の家電リサイクル法への理解を深めるため、広報を行う必要がある。
- (7) 消費者は不要となった廃棄物を適切に引き渡す義務があるが、指定引取場所は大都市周辺に著しく偏在している。

指定引取場所へ引き渡すにあたって利便性が低いと不法投棄を誘発する原因となる恐れもあるので、指定引取場所を増やして均等に配置するように図られたい。

要望事項：資源有効利用促進法及び使用済小型電子機器等の再資源化に関する法律に関する国への要望について

- (1) 不法投棄された指定機器のリサイクル費用、収集運搬費用について、拡大生産者責任の観点から、製造等事業者による費用負担とすること。

〔城陽市、八尾市、高砂市、三田市〕

- (2) 使用済小型電子機器等の再資源化に関する法律の運用にあたっては、自治体における回収コストに過度の負担が生じないように財政措置等を講じるとともに、市町村が参加しやすい体制を整備すること。また、制度の見直しにあたっては、拡大生産者責任に基づく関係事業者が主体となる制度設計を行うこと。

〔京都市、城陽市、京田辺市、城南衛生管理組合、堺市、岸和田市、貝塚市、枚方市、八尾市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、三田市、桜井市〕

- (3) 使用済小型電子機器等の再資源化に関する法律に係るリサイクル制度開始に合わせ、改めてリデュース、リユースの重要性も併せて周知されたい。

〔箕面市〕

- (4) 小型充電式電池における回収拠点の拡大等、住民が排出しやすい仕組みを構築されたい。

〔大津市、京都市、城陽市、城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、岸和田市、豊中市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉南清掃事務組合、姫路市、尼崎市、明石市、高砂市、川西市、三田市〕

- (5) JBRCに登録された協力店において小型充電式電池が消費者から適正に回収されるよう図られたい。

〔城陽市、城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、奈良市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

- (1) 不法投棄された指定機器を市町村が回収し、製造等事業者に引き渡す場合のリサイクル費用や収集運搬費用については市町村の負担ではなく、拡大生産者責任の観点から製造等事業者の費用負担とすべきである。

- (2) 平成25年4月施行の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」では、関係者の責務として、①市町村は、分別収集に必要な措置を講じ、再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めること、②小売業者は、消費者による適正な排出の確保に協力するよう努めること、③製造業者は、設計等の工夫による再資源化費用の低減、再資源化により得られたものの利用に努めることとされている。市町村がこの制度に参加する場合、収集に係る新たな財政負担が生じるとともに、収集する使用済小型家電の種類や量によっては、逆有償での引き渡しを行うことになる可能性がある。したがって、自治体における分別・回収に過度の負担が生じないように財政措置を講じられたい。

また、自治体・事業者の取り組みを情報収集・提供することで、リサイクルシステムの効率化、高度化を図られたい。さらに、制度の普及のためには一般消費者の協力が不可欠であるので、幅広い広報普及活動に取り組まれたい。

また、本制度の内容については、令和5年度から見直しの検討を開始することとされているが、拡大生産者責任の考え方を重視し、関係者の役割分担を見直し、例えば、製造販売事業者がコストを負担し、製品価格に費用が内部化される制度、あるいは、製造等事業者による自主回収・リサイクル制度等見直しを早急に行うよう要望する。

- (3) 平成25年度から施行された小型家電リサイクル制度であるが、リサイクルされる量を最重視し、再生資源も含めた廃棄物の減量をあまり訴えてこなかった従来の個別リサイクル法と同じ轍を踏まないようにし、再生資源も含めた廃棄物の減量を促すためには、消費者に対し、リデュース、リユースをリサイクルよりも優先してもらうことが必要不可欠である。同制度の対象となる小型電子機器等は、製品モデルの入れ替わりが激しく、製品の耐用年数に対し、実際の使用年数が短くなる傾向があり、まだ使用できる状態であるにも関わらず、廃棄物として排出されているという現状があるが、このような製品がリユースされずにリサイクルさ

れるとなると、エネルギー、コスト面でのロスが生じることとなる。

特に、新制度開始という世間の注目も非常に多く集めている今の時期は、消費者の意識をリサイクルよりもリデュース、リユースに向けさせる絶好の機会であると考えられる。

また、本法律に含まれる家電製品の内、電子レンジ、電動マッサージチェア、電気オイルヒーター、除湿器などは、ストックするための場所の確保の困難性から大型家電としてリサイクルするルートへの変更をすることも検討されたい。

- (4) 様々な小型家電製品に使用される小型充電式電池については、一般社団法人JBRCによるリサイクルの仕組みができていますが、住民の認知度は低く、また会員企業外品など回収対象外となるものも多いことから、回収拠点に持ち込まれずにごみとして排出されるケースが多い。特にコードレス製品の増加に伴い、中間処理施設などでリチウムイオン電池に起因する発火・火災等が急増している。また、電池を取り出すことが困難な製品も増加しており、電池が含まれていることに気付かずにごみとして排出され、収集車が発火することもある。

小型充電式電池を安全かつ効率的に回収し、リサイクルを推進するため、拡大生産者責任の観点から製造業者・販売業者が率先して回収することが重要であり、各電気店・ホームセンター等、住民が立ち寄りやすい拠点に分かりやすい回収箱を設置するとともに、小型充電式電池が取り出せない製品についても回収できる仕組みの構築をお願いしたい。またメーカー不詳の小型充電式電池についても同様の仕組みを構築できないか検討いただきたい。

また、リチウムイオン電池の危険性について全国的な周知を図られたい。

- (5) 「資源有効利用促進法」に基づき、小型充電式電池メーカーやその使用機器メーカー等などに小型充電式電池の回収・再資源化が義務づけられている。これらのメーカーなどを会員として小型充電式電池のリサイクル活動を共同で行う団体である一般社団法人JBRCを設立し、JBRCに登録された協力店等において小型充電式電池の回収が進められているところである。

ところが、以前は協力店の店頭に設置してあった回収ボックスはカウンター奥に姿を消し、消費者が小型充電式電池を協力店へ渡そうとしても、新しい小型充電式電池の買い替えでないと受け取らないとか、一部の小型充電式電池は受け取らないといった事例が市民から寄せられるようになった。

このような現在の協力店制度の実態を調査し、協力店が「資源有効利用促進法」の趣旨に基づき積極的に小型充電式電池の受け取りに協力するよう図られたい。

要望事項：持続可能な小型家電の回収と再資源化について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：函館市

提案理由

本市では、使用済小型電子機器等について、回収拠点を設けての無償回収を実施しております。回収された使用済小型電子機器等は、認定事業者に対して有償での売却を基本として、事業を組み立てておりますが、昨今の燃油高騰などの影響から、逆有償での処理委託となり、財政的な負担が増大しております。

つきましては、生産者責任等の観点から、製造事業者や輸入者による自主回収や、市町村が実施する場合の財政支援措置について要望いたします。

要望事項：使用済小型家電の処理に係る財政支援措置について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：旭川市

提案理由

使用済小型家電の処理について、当市は拠点回収により、年間約 100 t を認定事業者に引き渡している。

令和 2 年度までは有償であり、僅かではあるが歳入となっていたが、令和 3 年度からは逆有償となり、また、年々処理単価が増額しており、引渡量を増やすほどに、自治体の財政負担が増加する状況である。

【1 kg 当たりの委託料（税込） R3：22 円，R4：33 円，R5：44 円，R6：46.2 円】

小型家電リサイクル法の趣旨は理解するが、逆有償化による財政圧迫は全国的な状況であり、このままでは小型家電の資源化を取りやめる自治体が増加するおそれがある。

よって、自治体の財政負担解消のほか、循環型社会の形成と資源化推進の観点から、財政支援措置を講じるよう要望する。

要望事項：持続可能な小型家電回収、再資源化システムの構築について

協議会名：北海道地区

提案会員：帯広市

提案理由

使用済小型電子機器等の回収はこれまで有償での引渡しを基本として開始され、推進されてきました。しかし、レアメタルの資源価値の変動やリチウムイオン電池使用製品に起因する発火事故の発生とその対策費用の負担、有用素材を回収した残さの処分コストの増加などによって、逆有償（処理費を支払っての引渡し）傾向となっています。

国は基本方針の見直しにあたって、分別回収に伴う財政的メリットやごみ処理における発火等の事故抑制への寄与など総合的な価値を考慮の上、この制度を支えていくことが重要との考えを示していますが、市町村の厳しい財政状況においてこれらの費用を負担することは困難になっています。

国が掲げる回収目標を達成させ、持続的な使用済小型電子機器等のリサイクルを実施するために、拡大生産者責任の観点から、製造事業者や輸入事業者による自主回収を義務付けるように要望します。また、市町村が実施する場合には財政的支援を講じることも要望します。

要望事項：小型家電リサイクル制度の見直しについて

協議会名：東北地区協議会

提案会員：仙台市

提案理由

自治体における小型家電リサイクル制度の実施にあたっては、使用済み小型電子機器の回収から再資源化事業者への引き渡しまでに要する収集・運搬等の費用は全て自治体の負担となっているが、近年、資源価格の下落により、収集する種類や量によっては逆有償での引き渡しが必要な状況となっている。

については、市町村が円滑に制度を実施するために必要な費用について、販売者・製造業者による費用負担、または国による財政支援等により、自治体の負担を軽減すること。

要望事項：小型家電リサイクル制度の見直しについて

協議会名：東北地区協議会

提案会員：秋田市

提案理由

小型家電リサイクル制度は、小型家電の資源性を踏まえ、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働き、採算性を確保しつつ再資源化することも可能との理由から、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度として構築されている。

しかしながら、現状では、小型家電の回収や保管施設の整備、市民への啓発等にかかる費用に加え、資源価格の変動等の影響により再資源化事業者へ逆有償で引き渡さなければならない自治体もあり、結果として自治体の負担が大きい制度となっている。

ついては、本制度を抜本的に見直し、拡大生産者責任の観点から、小型家電の製造・販売事業者等が主体となって費用を負担する制度に改めるよう要望する。

要望事項：小型家電リサイクル法の見直しについて

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、鹿嶋市、前橋市、伊勢崎市、野田市、流山市、府中市

提案理由

平成25年4月よりスタートした小型家電リサイクル法では、市町村に分別収集や認定事業者への引き渡しが課せられているところであり、現在、各自治体において使用済み小型家電の回収が進みつつある。

しかしながら、資源有効利用促進法に基づく3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進するためには、従来の市町村の収集に頼った法体系を見直し、拡大生産者責任を明確にすることが必要である。そこで、小型家電リサイクル法に定める小型家電についても、家電リサイクル法と同様に販売者・製造者が自ら回収する方法に改め、回収に係る費用の全額を販売者・製造者が負担する仕組みに変更することを要望する。

要望事項：使用済み物品の適正な処理の確保について

使用済み物品の適正な処理の確保については、国から地方公共団体への情報提供、事業者への適正処理の周知徹底など必要な対策を行うこと。

〔岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉南清掃事務組合、尼崎市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

廃品回収業者における問題点については、平成22年10月21日付け「使用済み物品の適正な処理の確保について」の通知や、平成24年3月19日付け「使用済み家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」にあるとおり、廃品回収業者が物品を無料若しくは著しく低廉な価格で買い取る場合でも報告の徴収や立入検査の実施を求めているが、当該物品が専ら物である場合や廃棄物でない場合もある。

このような状況のなかで、効率的・効果的に適正処理を確保するためには、

- ① 国からの地方公共団体への情報提供、事業者への適正処理の周知徹底
- ② 古物、産業廃棄物、一般廃棄物の区別も難しいなか、特に、これらの廃棄物については、市町村域や県域を越えた広域な移動が行われている事や小型家電リサイクル法が施行されたことから、所管する警察、都道府県、市町村の合同による報告徴収や立入検査の実施、情報の共有といった仕組みづくりが必要である。

要望事項：食品リサイクル法に関する国への要望について

- (1) 廃棄物の処理および清掃に関する法律の特例について見直しを図られたい。

〔大津市、京都市、尼崎市、高砂市〕

- (2) 食品ロス削減対策に対する支援策を講じられたい。また、各事業者が国に報告している内容を国が各自治体に提供すること、又は、各事業者が国に報告する際に各自治体にも報告されたい。

〔大津市、岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、西宮市、三田市〕

- (3) 事業者活動・消費者運動による食品ロス削減への取組を推進する施策・措置を行われたい。

〔大津市、城陽市、奈良市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

- (1) 食品リサイクル法で定める廃棄物処理の特例では、廃棄物処理法第7条12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者のみ、登録再生利用事業者の事業場がある荷卸し地の市町村の許可を不要としているが、再生利用が確実と市町村長が認めた一般廃棄物の運搬のみを業として行うものであって市町村長の指定を受けた者（再生輸送業者）については、特例が認められず、荷卸し地の市町村の廃棄物処理法第7条1項に基づく許可または、前述の市町村長の指定を受けなければならない。

市町村長が再生利用が確実と認めた、食品循環資源のみを運搬する再生輸送業者についても廃棄物処理法第7条12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者と同様の特例が受けられるように食品リサイクル法の見直しをお願いしたい。

- (2) 国においては食品ロス削減の取り組みが円滑に推進されるよう、効果的な普及啓発を進めるため、自治体に対して情報提供及び実態把握などへの支援策を講じられたい。
- (3) 食品ロスについては事業者活動及び消費者の行動にかかる部分が多い。一例として、炭水化物を除いたメニュー等を消費者ニーズに応えるために導入している飲食店も存在するが、依然として宴会等はコースメニューを選択した場合、食べきれないほどの料理が出され、食べ残しによるごみが発生することが多い。また、生ごみは燃やせるごみの4割（奈良市）を占めるため、この発生量を削減することは、ごみ処理行政運営上の影響が最も大きい。

これら食品ロス問題に対し、個別自治体での呼びかけを行っているケース、または県民運動として展開しているケースもあるが、全国的には展開されていない状況にある。

そのため、国による事業者や消費者への働きかけ（小盛りメニューや食べきり運動など）を強化し、もしくは法制度による縛りを設けることにより、事業者・消費者とも食品ロス削減が当たり前の行動となるよう施策を進めることが必要である。

要望事項：循環型社会形成を推進するための数値目標について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：秋田市

提案理由

国では、循環型社会の形成に向け、資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するため取組指標ごとに数値目標を定め、その目標年度までの進捗把握により、政策効果を検証し、事業を進めている。

そうした中で、自治体の環境施策に大きく影響する数値目標は、循環型社会形成推進基本法に基づき策定された「第5次循環型社会形成推進基本計画」で定める目標値のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2に基づく「基本方針」で定める目標値に加え、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく「基本方針」で定める目標値などであると認識している。

こうした目標値には、新設されたもののほか、値が大きく変化したものがある。

目標値は、自治体が、住民とともに事業に取り組む際の針路を指し示す極めて重要なものである。

国は、目標値の設定に当たり、その理由について、住民の理解を得るために、より詳細な説明を尽くすべきと考えており、自治体が策定する義務を負う各種計画の策定ガイドライン等において理由を明記することを要望する。

要望事項：建設リサイクル法の見直しについて

協議会名：関東地区協議会

提案会員：横浜市

提案理由

建設系廃棄物を不適正に過剰保管する解体工事業者に対しては、廃棄物処理法に基づく改善命令等を行っているが、命令違反による告発や処罰を行っても、建設リサイクル法の解体工事登録の取消しや営業の停止にはならないため、引き続き解体業を継続することが可能であり、効果的な指導を期することができず、不適正保管量が増加するなど対応に苦慮しているところである。

一方で、建設業法の許可を受けた建設業者については、役員等が廃棄物処理法違反により懲役刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を課することができる（令和4年5月26日国不建第7.9号「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」）。

そこで、解体工事業者に対して指導を効果的に行うため、建設リサイクル法に基づく解体業登録についても、廃棄物処理法に違反し刑に処せられた事実をもって解体工事の営業停止などの処分を課することができるよう建設リサイクル法の見直しを要望する。

要望事項：建設リサイクル法に係る解体工事業者に対する処分規定の見直しについて

協議会名：中国・四国地区協議会

提案会員：岡山市

提案理由

建設リサイクル法においては、解体工事業者が廃棄物処理法等の建設リサイクル法以外の法律による処罰を受けた際の登録取消し等の処分規定がないため、廃棄物処理法の処罰を受けた後も解体工事業を継続し、産業廃棄物の不適正保管が解消されない事案が生じており、廃棄物処理法による処分等の実効性が疑われる状況がある。

ついては、廃棄物処理法等の他法令に基づく指導及び処罰の実効性を確保するためにも、廃棄物処理法等に違反し刑に処せられた場合の営業停止及び登録取消等が行われるよう、処分規定の見直しを行うよう要望する。

要望事項：古紙リサイクルシステムの維持について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：所沢市、船橋市、松戸市、港区、文京区、中野区、荒川区、

提案理由

古紙類について、中国の環境規制の強化による輸入制限が続いており、国内において古紙の余剰が発生している状況にあり、古紙問屋においては多くの在庫を抱えざるを得ない状況となっているが、2021年1月から、中国が古紙の完全輸入停止を実施しており、国内古紙リサイクルシステムは危機を迎えている。

一方で、古紙の国内需要は頭打ちにあり、これにより古紙価格の下落が進み、経営維持のためにも、古紙回収の中止や、事業を停止している古紙回収事業者も出ている。

これまで多くの自治体が資源集団回収事業などにより、古紙の回収システムを構築し、リサイクルを推進してきたが、昨今の古紙を取り巻く情勢をとらえると古紙の回収システムの維持に向けた課題解決には、一自治体の枠を超えた古紙市場の構造的な見直しが必要である。

安定した古紙リサイクルシステムを維持するためにも、古紙関連業者への支援策を含め、古紙を活用した新たな製品の開発や販路開拓に関する補助金を増強するなど、更なる古紙需要の促進を図るといった国内需要の創出を行い、回収した古紙が国内で賄われるシステムの構築や、古紙の国内流通を拡大させる施策の推進を要望する。

要望事項：各種リサイクル諸法の見直しについて（容器包装廃棄物以外のプラスチック製廃棄物に係る拡大生産者責任など）

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、鹿嶋市、筑西広域市町村圏事務組合、宇都宮市、前橋市、館林衛生施設組合、所沢市、朝霞市、川島町、東埼玉資源環境組合、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、四街道市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、港区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、調布市、町田市、東村山市、国分寺市、ふじみ衛生組合、柳泉園組合、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、湯河原町真鶴町衛生組合、甲府市

提案理由

循環型社会は、事業者、消費者及び自治体の三者が、各々の役割の中で、各々の責任を負い、必要な経費を負担しながら、実現していくものである。

従来、一般廃棄物の処理は、自治体の責任と負担で、収集運搬及び処分を行ってきたため、循環資源のリサイクルにおいても、一般廃棄物の処理の形態を一部踏襲し、自治体が担っているところであるが、家庭から排出される廃棄物はプラスチックや金属などの複合製品が多く、自治体が設置する資源回収施設では資源物回収に自ずと限界がある。

そのため、拡大生産者責任の考え方が社会的な共通認識となってきた今日においては、事業者が生産の段階から再使用、再生利用を考慮しつつ製品を生産するとともに、廃棄物となった場合の効率的なリサイクルルートを確保することにより、事業者の循環資源のリサイクルにおける責任を明確にする必要がある。

令和4年4月に「プラスチック資源循環法」が施行され、プラスチック製容器包装と一括してプラスチック製品もリサイクルできる制度が定められたが、収集運搬・中間処理のみならず、再資源化費用についてもすべて自治体負担とされていることから、拡大生産者責任を強化し、これらを事業者の責任・負担で行うことを要望する。

要望事項：EPR（生産者責任）法の制定について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、筑西広域市町村圏事務組合、大田原市、那須塩原市、朝霞市、蓮田白岡衛生組合、東埼玉資源環境組合、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、四街道市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、千代田区、港区、品川区、世田谷区、杉並区、八王子市、三鷹市、調布市、東村山市、国分寺市、国立市、多摩市、横須賀市、秦野市、厚木市、甲府市

提案理由

循環型社会の構築に向けて、国では、「環境基本法」に基づき「循環型社会形成推進基本法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」を基軸に容器包装リサイクル法等の各種リサイクル法の整備を進めてきたところである。

しかしながら、容器法等の各種リサイクル法は課題が多く、循環型社会形成には不十分と言わざるを得ない。

例えば、水銀含有製品（水銀体温計や蛍光灯等）、石綿含有製品（珪藻土マット等）、薬品類（農薬・劇薬）のように有害物を含み、不法投棄されたら市民生活を脅かすような商品が製造販売業者等に何の責務もなく生産されることを許し、その処理責任は基礎自治体に課しているなど、廃棄物処理の課題は枚挙にいとまがない。

これら多くの問題を解決して持続可能な循環型社会を構築するために、あらゆる商品について、デポジット方式を基本とした「消費→販売→製造」という「消費の逆ルート」での廃棄後の回収と発生抑制・再使用・再生利用を製造販売業者に義務付けるとともに、製造販売業者によって回収されない商品の販売を禁止する法律、いわゆる「EPR（生産者責任）法」の整備を要望する。

要望事項：拡大生産者責任の強化について

- (1) 事業者に発生抑制等のインセンティブをより働かせる観点からも、分別収集・選別保管を含めたりサイクルコスト全てを事業者負担とするなど、拡大生産者責任の強化を図るよう、制度を改めること。

また、合理化拠出金制度が安定的かつ持続可能な制度となるよう全面的に再検討すること。

- (2) プラスチック製品のリサイクルにあたり、拡大生産者責任を徹底し、発生抑制を進める観点から、費用を製造・販売事業者が負担する仕組みとするほか、自治体が実施可能な制度とするため、財政面での支援及び関係事業者に対する補助制度を設けること。

- (3) 古紙及び古布について、拡大生産者責任を強化し、回収にかかるコストを事業者負担とする仕組みを構築すること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：名古屋市

提案理由：

- (1) 容器包装リサイクル法では、最もコストのかかる分別収集・選別保管の経費が自治体の負担であり、製品価格にその経費が内部化されていないため、事業者による発生抑制などの取組みに対する十分なインセンティブが働いていない。したがって、拡大生産者責任の強化により、分別収集・選別保管を含めたりサイクルコストを事業者負担とすることが必要である。

- (2) 令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」の中で、プラスチック製容器包装と製品を合わせた素材別リサイクル手法が示されたが、製品リサイクル費用が自治体負担となり、事業者による発生抑制や環境配慮設計が進む仕組みとは言い難い。

また、リサイクル費用のみならず、分別収集経費の増加や売電収入の減少、関係事業者の設備投資などトータルコストが大幅に増加するため、財政的な観点から安定的な実施が困難となりかねない。

- (3) 多くの自治体では、地域住民団体等が古紙等を回収して、ごみ減量・リサイクルを進めていく集団資源回収が実施されている。自治体は、その回収活動が滞ってしまわないように古紙及び古布の市況を踏まえながら、回収業者に対し、業者補助金を支給しているが、その費用が自治体負担となっている。

安定した古紙及び古布リサイクルシステムを維持するため、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化を図り、古紙及び古布の回収に係るコストを製造・販売業者等の事業者負担とする仕組みを構築することが必要である。

要望事項：ごみ指定収集袋へのバイオマスプラスチック素材の利用推進について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、太田市、蓮田白岡衛生組合、市川市、船橋市、町田市、東村山市、藤沢市、甲府市

提案理由

令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」においては、プラスチックの資源循環を総合的に推進するためには、バイオプラスチックの利用を促進することを実効的な取り組みとして挙げている。

多くの地方公共団体は、ごみの収集について、指定袋制を採用しているが、地方公共団体が行うプラスチック資源循環策の一つとして、ごみ指定袋へのバイオマスプラスチック素材の導入が考えられる。

可燃ごみ用指定袋は、その性質より焼却せざるを得ないものであるが、二酸化炭素排出抑制の措置として、可能な限りカーボンニュートラルなバイオマスプラスチック素材の導入が必要と考える。

しかしながら、同素材は容易に確保できないため、原価は従来の素材に比べて高く、製造コストや販売価格への影響が避けられないが、バイオマスプラスチックの普及が進み市場が拡大することにより、製造コストの減少も期待される。

については、導入における追加費用の一部を負担するなど、バイオマスプラスチック素材をごみ指定袋等に導入しやすくするための施策の推進を要望する。

要望事項：バイオプラスチックの利用推進について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、川口市

提案理由

令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」においては、プラスチックの資源循環を総合的に推進するためには、バイオプラスチックの利用を促進することを実効的な取り組みとして挙げている。

しかし、同素材の原価は従来の素材に比べて高く、製造コストや販売価格への影響が避けられないため、レジ袋やその他プラスチック製品にバイオマス素材をはじめとする環境負荷の相対的に小さな原材料を使用したプラスチックを普及するためには、安価かつ安定してこれらの素材を生産し供給することが必要である。

このため、事業者への生産体制の更なる増強や、新たな素材開発などの支援を行うことを要望する。

要望事項：レアメタルリサイクルの拡充に関する国への要望について

電気・電子機器等の基盤全般、超硬工具等、現在、制度化されている製品以外のレアメタルの回収ができる仕組みを構築されたい。

〔泉北環境整備施設組合〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

現在、制度化されている製品以外のレアメタルに関し、例えば、家電製品の基盤（家電４品目、PC、小型家電、携帯電話を除く。）については、一般廃棄物処理施設で破碎処理され、分別された金属は破碎スチール・破碎アルミとして資源化されていることが多い。また、超硬工具についても、鉄くず（スクラップ）として資源化されていることが多い。

今後、さらにレアメタルを含む使用済み製品の増加が確実であることを見据え、資源確保の観点からも、レアメタルを含む製品全般を対象としたリサイクルの仕組みの対応策及び構築をお願いしたい。

要望事項：新素材や新製品のリサイクル処理技術に関する国への要望について

将来的な大量廃棄が見込まれ、適正処理及びリサイクルが課題となっている使用済み太陽光パネルなど、社会に普及しつつあり、将来的に廃棄物としての排出量の増大や処理上の課題が見込まれる新素材や新製品については、低コストでリサイクル処理技術の開発が進むよう支援されるとともに、必要な制度的枠組みの構築を検討していただきたい。

〔京都市、乙訓環境衛生組合〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

太陽光パネルについては、平成29年9月に総務省が環境省及び経産省に太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査の結果に基づく勧告をされ、平成30年12月には環境省が「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を第2版に改定するなど取組が進んでいるものの、リサイクルの法整備については、現在も検討されている段階である。

また、技術革新により生み出される新素材や新製品は、既存の処理方法によってはリサイクルが困難な場合がある。生産者から素材の詳しい情報提供等の協力なくしてはリサイクル処理技術を開発することも難しく、開発費用が高額になることも考えられる。

循環型社会の形成を図るためには、新素材や新製品について、開発から普及に至る早い段階で、リサイクル処理技術の開発が進むよう支援し、広く情報を公開することにより、低コストで効率的にリサイクルできる処理体制を整えることが必要である。

要望事項：太陽光パネルのリユース・リサイクル体制の構築について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：釧路市

提案理由

近年、太陽光発電設備の廃棄が急増しており、環境省と経済産業省は「太陽光発電設備リサイクル制度小委員会」を設置し、リサイクル義務化を含む具体的な検討を進めています。令和7年度の予算案には、リサイクル技術の開発支援や廃棄パネルの収集・運搬体制の整備が含まれていますが、リサイクル義務化には至っておらず、処理技術やリサイクル体制の確立が課題となっています。適切な資源循環を確保するためには、リサイクル義務化に向けた法整備が必要です。

また、太陽光パネルのリユースについては、安全性や市場の透明性を確保する基準が整備されておらず、再利用の促進が進んでいません。適正なリユースを推進するためには、基準整備を進めるとともに、リユースに関する補助金制度を導入し、再利用の普及を支援する仕組みが求められます。

特に、釧路地域は高い日照率を活かした太陽光発電に適した地域であり、今後、廃棄パネルの増加が予想されるため、適正な処理と資源循環の仕組みの構築など、対応を講じていただくよう要望いたします。

要望事項：太陽光発電施設の設置に係る法整備

太陽光発電事業終了後の設備の放置・不法投棄を防止するため、F I T法計画認定以外の発電事業者を含め、太陽光パネル等の撤去及び処分が適切に行われる仕組みを作ること。また、リユース太陽光パネルを用いた発電設備の導入について、国の補助金・交付金・事業債等の対象要件とすること。

〔綾部市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

今後廃棄される太陽光パネルの大量発生が予想されており、放置や不適正処分等の懸念が高まっている。発電設備の解体等に要する費用の積み立てが義務付けられたものの、撤去及び処分が適切に行われる担保としてさらなる仕組み作りが必要である。

他方で、太陽光パネルのリユース・リサイクルシステム等、新たな循環システムの構築が進められており、脱炭素かつ資源循環の取組として、リユース太陽光パネルへの期待が高まりつつある。再生可能エネルギーの導入拡大には、国の交付金・補助金・事業債等の活用が必要不可欠であるが、現状リユース製品が対象となっておらず、導入の足枷となっているため、リユース太陽光パネルを補助金等の対象としてもらうよう要望する。

要望事項：家庭用ウォーターサーバーの製造者等による回収の義務について

家庭用ウォーターサーバーについて家電リサイクル法改正等により製造者等による回収の義務付けを図られたい。

〔大津市、城南衛生管理組合、姫路市、尼崎市、宝塚市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

近年、家庭用ウォーターサーバーが廃棄物として排出される量が増加している。

家庭用ウォーターサーバーは利用者が企業から購入又はレンタルによって利用しているが、その処理、回収方法については製造業者等の事業者により統一されておらず、利用者が不要になった場合、そのほとんどが市町村の処理施設で処理するように利用者に促されている。

家庭用ウォーターサーバーには温室効果ガスであるフロン類が充填されており、市町村保有の処理施設での処理が困難であり、その処理に苦慮している。

そこで、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫のように家電リサイクル法の対象製品の一つとして、フロン類の処理について地球温暖化防止のため、製造業者等事業者の義務として処理されるように制度の構築をお願いしたい。

要望事項：適正処理困難廃棄物に係る法整備について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、鹿嶋市、筑西広域市町村圏事務組合、宇都宮市、佐野市、栃木市、日光市、真岡市、大田原市、那須塩原市、那須地区広域行政事務組合、小山広域保健衛生組合、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、館林衛生施設組合、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、上尾市、川島町、蓮田白岡衛生組合、東埼玉資源環境組合、千葉市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、佐倉市酒々井町清掃組合、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、東村山市、国分寺市、国立市、多摩市、多摩ニュータウン環境組合、ふじみ衛生組合、柳泉園組合、小平・村山・大和衛生組合、東京二十三区清掃一部事務組合、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、湯河原町真鶴町衛生組合、甲府市、富士吉田市

提案理由

現在、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター、電子たばこ及び加熱式たばこ機器類、薬品類、石綿含有廃棄物（珪藻土マット等）、水銀含有製品（水銀体温計や蛍光灯等）、リチウムイオンバッテリー等の爆発・危険性、有害性を有する製品や、スプリングマットレス、タイヤ等の物理的形狀等から処理が困難である製品について、自治体が処理することとなっているが、収集運搬における車両火災や破碎処理施設での爆発事故、焼却施設での稼働停止が頻発していることや、処理において専門業者に委託しなければならないなど財政的負担が大きい。

廃棄物処理法、リサイクル諸法等に明記されているように、生産者は製品が廃棄物となったあとのリサイクル、適正処理について十分考慮し、製品化しなければならないことになっているが、前述した製品はいまだ業界全体として適正処理システムが確立していないため、その処理困難性から不法投棄されるケースも多く、自治体において多大な労力とコストをかけて処理することとなり、適正な状況とはなっていない。

以上のことから、爆発・危険性、有害性、処理困難性を伴う製品については、商品の製品化段階において廃棄物となった後のリサイクル・適正処理を反映させるため、生産者に対し回収義務・処理義務を負わせるよう適正処理困難廃棄物に追加指定する又は「二輪車リサイクルシステム」や「FRP船リサイクルシステム」、「消火器リサイクルシステム」など事業者が責任を持って回収・処理する体制を構築するなど拡大生産者責任の徹底を図る制度の確立を要望する。特に水銀含有廃棄物については、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」及び「廃棄物処理法改正令」が施行されたことから、収集・運搬・処分・保管について、自治体に対する必要な財政的処置を要望する。

また、廃スプリングマットレスについては、適正処理困難物に指定されているにもかかわらず、未だ事業者による適正処理ルートが確立していないことや、海外で製造された製品も増加していることから、早急に事業者による処理システムを構築するよう事業者に対し指導すること。また、近年利用者が増えている電動ベッドや電動カーなどの介護用品、さらにはマッサージチェアなどの健康用品についても、一般廃棄物として排出された場合、市町村の設備及び技術では適正な処理が困難であることから、市町村における処理状況を調査するなど適正処理困難物指定について検討されるよう併せて要望する。

加えて、リチウムイオン電池やバッテリーについては、コードレス製品の増加に伴い、プラスチック製容器包装や不燃ごみへの混入が増加しており、それにより中間処理施設等での発火・火災等が頻発し、施設の損傷により搬入停止となる事例が発生するなど、安全上の喫緊の課題となっている。生産者は電池や充電電池の取り外しが容易な製品を製造するなど、リ

サイクルを考慮した上での製造を行うとともに、事業者が責任を持って回収・処理する体制の一層の充実を要望する。

さらに、代替フロンに代わる新冷媒として自然冷媒と呼ばれる R600a などの可燃性ガスを使用した家電製品が増えつつある。フロンや代替フロンに代わって大気放出しても環境への影響が少ないとの理由で今後、広く製造販売される可能性が高いと思われる。家電製品の中には、製氷機や除湿器など家電リサイクル法に該当しない家電にも可燃性ガスが使用されている。しかしながら、可燃性ガスはプロパンガスと類似されるほどの可燃性の高いガスであり、中間処理施設等でリチウムイオン電池同様に発火火災の原因となり得る。他製品と見分けるための製品ラベル等への記載やメーカーでの回収強化などの法整備の検討を要望する。

要望事項：小型二次電池の回収、再資源化の徹底について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：札幌市

提案理由

リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等の小型二次電池については、小型二次電池の製造、使用、輸入を行う事業者等により構成される（一社）JBRCで回収されていますが、JBRCの会員でない事業者により製造・販売されたリサイクルマークのないもの、破損・膨張・液漏れ等があるもの、機器に内蔵され取り外しのできないものなどは回収の対象とされていません。

地方自治体が収集運搬処理業務を行う中で、収集車両や破砕施設での火災の原因となっており、一度火災が起こると当該業務が滞る等著しい影響が生じます。

販売事業者にはJBRCへの加入を義務付ける、破損・膨張・液漏れ等があるものも回収対象とする、電池を脱着式にするまたは機器ごと回収するなど、事業者の責任による再資源化の徹底を図るよう要望します。

要望事項：小型二次電池の回収・リサイクルについて

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：旭川市

提案理由

リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等の小型二次電池は、一般社団法人 J B R C による回収・リサイクルシステムが構築されているが、J B R C 会員以外の企業が製造・販売したもの、膨張や水濡れしたもの、機器から取り外せないもの等は回収の対象外となっており、燃やせないごみや資源ごみへの混入が散見される。

近年、当市においては、資源ごみの中間処理施設において、小型二次電池に起因する発火・発煙事故が発生しており、火災等の重大事故に繋がりがねない状況にある。

J B R C 会員以外の企業が製造・販売したものなど現在回収対象外となっているものを含め、全ての小型二次電池の回収・リサイクルシステムの確立に向け、必要な措置を講じるよう要望する。

要望事項：小型二次電池の回収・リサイクルについて

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：帯広市

提案理由

小型二次電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池など）は一般社団法人JBRCによる回収・リサイクルシステムが設けられていますが、不燃ごみや資源ごみに混入しています。

JBRC等メーカーによる回収・リサイクルシステムでは、非会員企業のものや、破損したもの、水に濡れたもの、電池パックが取り外せないものが対象外となっています。

近年、収集や中間処理の過程において、小型二次電池に起因すると思われる発火事故が発生しています。

拡大生産者責任の観点から、小型二次電池の製造事業者や輸入事業者がJBRCへの加入を義務付けるなどした上で、自治体市町村のごみに混入したものも含めて、小型二次電池を一括して回収・リサイクルするように要望します。

また、ごみに混入した小型二次電池をやむを得ず市町村が収集・処理する場合には、財政的支援を講ずるよう要望します。

要望事項：小型二次電池の回収、再資源化の徹底について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：釧路市

提案理由

現在、小型二次電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等）の回収は（一社）JBRCが行っていますが、非会員事業者製のものや破損・膨張・液漏れしたもの、機器に内蔵され取り外しが困難なものは対象外となっています。その結果、本市においては、不適切に廃棄された電池が一般ごみに混入し、収集車両や中間処理施設での発火・火災などが懸念されています。

この状況を改善するため、事業者責任を強化し、自治体の負担を軽減する必要があり、具体的には、JBRC非会員事業者にも回収義務を課し、すべての小型二次電池を対象とする回収・リサイクルシステムを確立するとともに、電池を脱着可能な設計とし、機器ごとの回収を促進することが求められます。

また、自治体はやむを得ず収集・処理を行う場合の財政支援措置を講じるとともに、回収拠点の整備や収集・保管体制の強化や国主導で統一的な回収スキームを構築し、消費者が適切に排出できる仕組みを確立することを要望します。

要望事項：加熱式たばこの回収・リサイクルシステムの確立について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：旭川市

提案理由

当市では、資源ごみの中間処理施設において加熱式たばこに起因する発火・発煙事故が増加しており、火災等の重大事故に繋がりがねない状況にある。

近年、加熱式たばこはコンビニ等でも手軽に購入できるが、使用済み製品の事業者による回収は、一般社団法人日本たばこ協会などがリサイクル事業を開始したものの、協会加盟事業者の中でも参加しない企業があるなど足並みが揃っておらず、回収協力店舗数も非常に少ない状況にある。

たばこ業界全体で全ての加熱式たばこを一括して回収・リサイクルするシステムの確立に向け、必要な措置を講じるよう要望する。

要望事項：使用済み加熱式たばこ機器等の回収・リサイクルについて

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：帯広市

提案理由

加熱式たばこ等は小型二次電池を使用しているものの、一般社団法人JBRCの回収・リサイクルシステムには含まれておらず、一部のメーカーで自主回収が行われていますが、不燃ごみや資源ごみへの混入が相次いでいます。

近年、収集や中間処理の過程において、小型二次電池に起因すると思われる発火事故が発生しています。

拡大生産者責任の観点から、加熱式たばこ等の製造事業者や輸入事業者がJBRCへの加入を義務付けるなどした上で、自治体のごみに混入したものも含めて、すべての加熱式たばこを一括して回収・リサイクルするように要望します。

また、ごみに混入した小型二次電池をやむを得ず市町村が収集・処理する場合には、財政的支援を講ずるよう要望します。

要望事項：リチウムイオン電池の製造業者等の責任の強化等について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：仙台市

提案理由

リチウムイオン電池等を使用する製品については、全国的に収集運搬や処分時の出火事例が多数報告されており、本市においても年間数件が発生している。このため本市では、事故の未然防止とリサイクル推進を図るため、令和4年7月よりリチウムイオン電池を含む小型充電式電池（充電池を容易に取り外すことができない機器を含む）の分別収集を開始しているが、収集運搬、選別・処理に多額の費用を要している。

このことから、拡大生産者責任に基づき、製造・販売事業者（輸入業者含む）による環境配慮設計の促進や自主回収の義務化、再資源化に係る費用負担の仕組みの構築を図ること。

要望事項：適正なフロン回収の仕組みの構築について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：仙台市

提案理由

家庭用の除湿器や冷水器、製氷機等には、冷媒としてフロン類（代替フロンを含む）が使用されているものの、フロン排出抑制法や家電リサイクル法の対象外で、廃棄時のフロン回収が所有者等に義務付けられていない。フロン類は温室効果が高く、少量が排出された場合であっても、地球温暖化への影響が大きい。上記理由から処理ルートが確立しておらず、フロン回収がされないまま、当該機器の破碎処理等が行われている実態がある。

本市では、市清掃工場に年間 2,200 台程度の家庭用除湿器等が搬入されており、令和 5 年度にフロン回収機を導入し、委託によりフロン回収及び破壊処理を行っているが、費用負担は大きい。

以上のことから、製造者責任の考え方のもと、国において、製造・販売事業者等がコスト負担し、適正にフロン回収がなされる仕組みを構築すること。

要望事項：リチウムイオン電池を内蔵している電化製品の製造事業者による自主回収・処理の推進について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：北見市

提案理由

当市では、リチウムイオン電池を内蔵している電化製品が燃やさないごみに多数混入し、破碎処理施設での処理中に電池が発火・発熱することが多発していることを受け、リチウムイオン電池に関連するごみ分別の啓発活動をしているところですが、平成24年度は1件だった発火・発熱件数が令和5年度は69件と増加し、その原因物として加熱式タバコやモバイルバッテリー、コードレス掃除機及び電動工具のバッテリー等の発火が多く見受けられ、その対応に苦慮している。

特に、加熱式タバコやモバイルバッテリーは、小型の製品が多いため他のごみに混入すると見分けが難しく、充電池が取り外せない充電池内蔵の電化製品は燃やさないごみに排出され、破碎処理施設での火災につながる恐れがある。

製造事業者はJBR Cへの登録のほか、事業者自らが回収・処理する体制を確立し、充電池のリサイクルルートの拡充を図るとともに、充電池を容易に取り外しができ、充電池を使用していることを表示した製品を製造することを強く要望する。

要望事項：リチウムイオン電池等の脱着が困難な電子機器類の回収体制・安全な処理方法
の確立について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：盛岡市

提案理由

従前よりごみ処理施設やごみ収集車の出火事例が全国的に相次いでいる。出火原因として、リチウムイオン電池等（以下、「電池」と言う。）への処理過程における加圧が原因とみられる出火事例が増えている。

電池の回収について、電池単体や電子機器からの脱着が可能な電池は一般社団法人JBRC等の法人が協力を得た店舗や自治体を拠点に回収事業を実施しているが、加熱式たばこ等の電池の着脱が困難な電子機器類はこの回収事業の対象外となっている。また、これら電子機器類は、店頭やメーカーでの回収も現状ほとんど実施されていないため、処理が市町村のごみ処理施設に回ってきてしまっている。

しかし、電池の安全な処理方法が確立されていないこと、加えて普通ごみや粗大ごみにこれら電子機器類が混入していた場合に発見・分別をすることは市町村の処理体制によっては非常に困難な場合があるため、市町村のごみ処理施設では現状、電池による出火の危険に常に曝されている状態である。上記の実態を解決するため、国に対し以下のいずれかの事項が達成されるよう要望する。

- (1) リチウムイオン電池等を内蔵し、かつ脱着が困難な電子機器類は、販売店やメーカーでの回収を実施する、もしくは電池回収事業を実施している法人への回収協力を要請するなど、市町村のごみ処理施設にリチウムイオン電池等が搬入されないよう、販売店及び製造事業者が責任をもって、自主回収・処理する体制を充実させること。特に、加熱式たばこについては、たばこ業界全体で回収システムを確立し、国民に周知すること。
- (2) リチウムイオン電池等を使用する全ての電子機器類は、リチウムイオン電池等の容易な脱着ができるようにすることを義務付けるなど、メーカーに対し市町村のごみ処理施設で電子機器類の処理を行う場合の安全な処理方法の開示や、安全な処理が可能な仕様等の義務化を実施すること。

要望事項：リチウムイオン電池が内蔵された製品の回収ルートの構築について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：秋田市

提案理由

現在、資源有効利用促進法で指定された２９品目のリチウムイオン電池内蔵製品については、その製造業者等により回収・リサイクルされているが、製品の多様化により、指定された品目以外の製品が多数市場に流通し始めており、製造業者等に回収されない製品も存在している。

リチウムイオン電池内蔵製品は、中間処理施設での火災の原因となっており、これらの回収されていない製品についても、拡大生産者責任の観点から製造業者等が回収すべきものである。

よって、国は、これらの製品を製造業者等が回収するルートを早急に構築するよう要望する。

要望事項：リチウムイオン電池の製造者とリチウムイオン電池を使用した機器製造者及び
小売業者等の責任の強化について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：山形広域環境事務組合

提案理由

近年、当組合の処理施設では小型廃家電類に内蔵されているリチウムイオン電池に起因する発火・発煙事故が急増している。全国的にもリチウムイオン電池を使用した製品が原因で、処理施設における火災等が発生しているケースが多くみられる。この問題は処理施設への被害ばかりでなく、ごみ処理が滞ることによる社会的影響の発生までも懸念される。

日々、用途が増え続けるリチウムイオン電池に対し、各施設が行う火災抑止対策では到底追いつかず、市町村の努力だけでは限界がある。一般社団法人JBR C所属会員の製造・販売する小型充電式電池については、同法人によるリサイクルルートが確立されているものの、それ以外のリチウムイオン電池や特殊な器具なしには取外しができない製品が多数販売されていることが要因となっていることから、すべてのリチウム電池を一括して回収・リサイクルできる仕組みや電池を容易に取り外しできる製品としていくことが必要である。

については、小型家電製品製造・販売業者等の責務を強化し、自主回収量が増加する施策を講じることを要望する。

要望事項：リチウムイオン電池の回収ルートの整備について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：酒田地区広域行政組合

提案理由

現在、リチウムイオン電池及びそれを使用した製品（以下「リチウムイオン電池等」という）については、構成市町では定期的な回収日を設けておらず、購入店に引き取り可能か確認するよう案内している。しかし、輸入製品などのリサイクルマークのないものや変形してしまったものについては、引き取りしてもらえないため、当組合に問い合わせがあった場合は、直接当組合の処理施設に直接持ち込んでもらうという対応をしている。

また、全国的にリチウムイオン電池等が起因とされる処理施設や収集運搬時での発火・火災事故が発生しており、安全対策にも苦慮している。

このため、リチウムイオン電池等の製造業者及び販売業者による回収・処理の義務化について、国が仕組みを構築するよう要望する。

要望事項：リチウムイオン二次電池の処理ルートについて

協議会名：東北地区協議会

提案会員：郡山市

提案理由

リチウムイオン二次電池については、現在一般社団法人 J B R C による回収ルートが存在しているが、当法人の非会員製品や輸入製品のみならず、当該法人会員製のものでも変形しているような製品については、回収協力店で受け取りを拒否しており、市民等が処理出来ず保管しているケースや、不燃ごみに紛れ込ませている例が散見される。

現在市町村等が実施している廃棄物処理システムでは、災害発生の高リスクことから、製造・輸入・販売事業者への処理責任の明確化を図り、国においてはリサイクル拠点の整備を行い、今後さらなる拡大が予想される当該電池の処理ルートを確立することとともに、市町村が処理をする場合においては財政措置を図ること。

要望事項：リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池使用製品の製造者及び販売者等の責任強化等について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：会津若松市

提案理由

近年、塵芥車や破碎処理施設において、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池使用製品に起因する発火・発煙・火災等が発生しており、車両や施設等への被害はもとより、ごみ処理が滞ることによる社会的影響の発生までも懸念される。

また、一般社団法人JBRC所属会員の製造・販売する小型充電式電池については、当該法人によるリサイクルルートが確立されているものの、会員以外の製品や、会員の製品でも膨張・変形しているものは受け取りを拒否している状況にある。

リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池使用製品は、国内小売店でも海外製品が増えていること、インターネット等を通じて海外から直接購入者に送付される例が増えていること、スマートフォンをはじめ膨張・変形する例が増えていることなどから、JBRCによる対応だけでは十分な対応となっていない。

本市においては、処理出来ずに困っている市民からの問い合わせが増加傾向にあり、市民宅での火災や不燃ごみとして排出されることなどでの事故の可能性が危惧されることから、苦肉の策として、市が預かって保管している状況にある。

このことから、拡大生産者責任に基づき、製造・販売事業者（輸入業者含む）による環境配慮設計の促進や自主回収の義務化、再資源化に係る費用負担の仕組みの構築を図ることを基本としながら、JBRCへの協力要請やJBRC以外の処理ルート確立により、すべての国民がリチウムイオン電池の処理に困ることがない状況を作ることが必要と考える。

要望事項：リチウムイオン電池の製造者とリチウムイオン電池を使用した機器製造者及び
小売業者等の責任の強化について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：須賀川市

提案理由

近年、リチウムイオン電池を使用した製品が原因で、処理施設における火災等が発生しているケースが多くみられる。この問題は処理施設への被害ばかりでなく、ごみ処理が滞ることによる社会的影響の発生までも懸念される。

日々、用途が増え続けるリチウムイオン電池に対し、各施設が行う火災抑止対策では到底追いつかず、市町村の努力だけでは限界がある。一般社団法人JBRIC所属会員の製造・販売する小型充電式電池については、同法人によるリサイクルルートが確立されているものの、一般的に周知されているとは言い難い。

また、それ以外のリチウムイオン電池や特殊な器具なしには取外しができない製品が多数販売されていることが要因となっていることから、すべてのリチウム電池を一括して回収・リサイクルできる仕組みや電池を容易に取り外しできる製品としていくことが必要である。

については、同法人によるリサイクルルートの周知徹底と、小型家電製品製造・販売業者等の責務を強化し、自主回収量が増加する施策を講じることを要望する。

要望事項：リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池が内蔵された製品の回収・処理ルート
の構築について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：南相馬市

提案理由

近年、リチウムイオン電池が様々な機器に用いられ普及していることに伴い、家庭からごみとして排出される量が増加傾向にある。こうしたリチウムイオン電池を使用した廃棄物が不燃ごみ等に混入し、処理施設において火災が発生するなどの被害がたびたび発生している。

また、モバイルバッテリー等のリチウムイオン小型充電式電池については、現在一般社団法人JBRCによる回収ルートが存在しているが、当法人の非会員製品や輸入製品のみならず、当該法人会員製であっても膨張等の変形がある製品については回収対象外となっており、行き場がない状態である。

以上のことから、以下について要望する。

(1) リチウムイオン電池を内蔵し、かつ脱着が困難な電子機器類は、販売店やメーカーでの回収または電池回収事業を実施している事業者への回収協力を要請するなど、市町村等のごみ処理施設にリチウムイオン電池が搬入されないよう、販売店及び製造事業者が責任をもって、自主回収・処理する体制を充実させること。特に、加熱式たばこについては、たばこ業界全体で回収システムを確立し、国民に周知すること。

(2) リチウムイオン小型充電式電池については、一般社団法人JBRCの回収ルートに乗らない製品があることから、製造・輸入・販売事業者への処理責任の明確化を図るとともに、国においてはリサイクル拠点の整備を行い、今後さらなる拡大が予想される当該電池の処理ルートを確立すること。

要望事項：自治体での処理が困難な廃棄物の処理ルート構築について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：秋田市

提案理由

農薬やエアゾール缶などの有害性・危険性を有する廃棄物や介護用電動ベッドなどの組成・構造の複雑な廃棄物については、自治体での処理が困難であることから、拡大生産者責任の理念に基づき、製品知識を最も有している製造業者等により回収・処理を義務付けるよう要望する。

要望事項：処理困難廃棄物の処理ルートの構築について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：東根市外二市一町共立衛生処理組合

提案理由

環境省では平成30年12月27日付け循環適発第 1812271 号「廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について（通知）」において、『廃エアゾール製品等の穴開けに起因する火災事故が発生している状況を踏まえ、排出時に住民に穴開けを求めている市区町村におかれ
ては、穴を開けずに充填物を出しきり廃エアゾール製品等を排出させ、処理する体制を整備されたい。この際、収集運搬については、平ボディ車による分別回収、パッカー車を改良することで廃エアゾール製品用のボックスを付属する等収集運搬による事故を防止する方法を検討されたい。また、中間処理については、専用機器の導入、充填物の残った廃エアゾール製品等の選別や安全を確保した上での圧縮後、金属くずとして取り扱うこと等安全を確保できる処分について検討されたい。』としている。

しかしながら、エアゾール製品（カセット式ボンベ含む）については、処理をするうえで作業員等に有害性・危険性を与える廃棄物であり、加えて、現時点ではすべての充填ガス及び充填物に対応可能な処理装置がなく、適正処理が困難である等の理由から、自治体に処理を任せるのではなく、拡大生産者責任の理念に基づき、製品知識を有している製造業者等による回収・処理を義務付けるよう要望する。

なお、スプリング入りベッドマットレス（コイル式含む）等の、構造上処理が困難な廃棄物についても同様に、製造業者等に回収・処理を義務付けるようあわせて要望する。

要望事項：小型充電式電池による火災事故に係る復旧費用及び対策費用に対する財政支援
について

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：新川広域圏事務組合

提案理由

近年、ごみ収集車及びごみ処理施設において小型充電式電池が原因と考えられる火災事故が多発している。

焼損した車両や施設の復旧には多額の費用がかかる。焼損が深刻な場合、施設を停止しなければならず、復旧するまでの期間は他施設にごみ処理を委託することになるため、さらに膨大な費用が必要となる。

また、これらの火災事故防止のため、消火設備の増設といった工事には多額の費用が必要となる。ただでさえ老朽化した施設の整備費用に財政が圧迫されている自治体では、そのような予算を確保することは容易なことではない。

以上のように小型充電式電池による火災事故の復旧費・対策費全ての費用を自治体が賄うことは、財政負担が極めて大きいと考えられる。

については、これらの費用を対象とした国の財政支援を要望するものである。

要望事項：使用済小型家電に内蔵される小型充電式電池等の火災防止及びリサイクル活動
の充実について

協議会名：中国・四国地区協議会

提案会員：広島市、丸亀市、中讃広域行政事務組合、高松市、福山市、下関市

提案会員

小型充電式電池（リチウムイオン電池等）について、令和3年3月1日に公表された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」を踏まえた小型家電リサイクル制度の促進と収集車両や廃棄物処理施設での火災の防止について、次の点について要望する。

- (1) 国民向けに、小型充電式電池等がごみ処理施設の火災原因となることや適切に分別排出することを、CM等マスメディアを通じて周知啓発すること。
- (2) 収集車両及びごみ処理施設のメーカーに、火災になりにくい処理設備・機器の開発指導を行うこと。
- (3) ごみ処理施設に搬入された小型充電式電池等の処分に係る人件費、設備投資等の経費、市民への分別啓発の取組に要する経費などについて財政支援を講ずること。
- (4) 現在JBRCで回収していないリサイクルマークの無いもの及び破損・膨張等のあるものについても再資源化の処理ルートを確立すること。
- (5) 製造事業者及び輸入販売事業者の小型充電式電池等のリサイクル活動の強化及び充電式電池を脱着式にする、機器ごとに回収するなど、製造者の責任による再資源化の徹底を図ること。また、小型充電式電池が取り外しできない製品には市民が識別できる表示を義務付けること。
- (6) 製造事業者等に、小型充電式電池には現在Li-ion等のマークが記載されているように、小型家電本体にも炎の形でLi-ionを囲むマーク等を義務付けること。
- (7) 「全都清」廃棄物処理プラント保険について、小型充電式電池等に起因する火災にも対応できるよう適用範囲を拡大すること。

要望事項：適正処理困難指定廃棄物等に関する国への要望について

- (1) 適正な処理が困難な廃棄物については、デポジット制の導入や指定品目の追加を図るとともに、事業者による回収・処理について義務付けるなど、拡大生産者責任を明確化するための法整備を要望する。
〔宇治市、城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、岸和田市、豊中市、池田市、貝塚市、守口市、枚方市、豊中市伊丹市クリーンランド、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉南清掃事務組合、神戸市、明石市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、奈良市、和歌山市〕
- (2) カセットボンベ・スプレー缶・使い捨てライター・充電式電池・充電式電池を内蔵する家電製品等の適正処理について、安全の確保の観点から、早急に適正処理基準を策定し、関係業界に対し自主回収等を義務付ける制度の導入を図られたい。
〔大津市、京都市、宇治市、城陽市、城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、岸和田市、豊中市、貝塚市、守口市、枚方市、八尾市、箕面市、豊中市伊丹市クリーンランド、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉南清掃事務組合、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、高砂市、川西市、三田市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、桜井市、新宮市〕
- (3) スプリング入りマットレスについて、事業者による適正処理ルートの整備を図られたい。
〔大津市、宇治市、城陽市、京田辺市、城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、堺市、岸和田市、貝塚市、枚方市、八尾市、豊中市伊丹市クリーンランド、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉南清掃事務組合、神戸市、明石市、西宮市、尼崎市、加古川市、宝塚市、三田市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、奈良市、和歌山市、新宮市〕
- (4) 在宅医療廃棄物の全国的な回収制度の確立に向けて、薬局・医療機関等での回収義務化、処理方法や安全性に関する識別表示の統一を図られたい。
〔京都市、宇治市、城陽市、城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、貝塚市、守口市、八尾市、箕面市、豊中市伊丹市クリーンランド、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、神戸市、姫路市、尼崎市、伊丹市、高砂市、三田市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、奈良市、桜井市、和歌山市〕
- (5) 有害物質を含む蛍光管等について、販売店及び製造事業者による自主回収・処理（リサイクル）体制の早期の確立を図るとともに、新たに分別回収の体制を構築する場合等の費用について、国の財政措置を講じられたい。
〔大津市、城陽市、京田辺市、城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、堺市、豊中市、枚方市、八尾市、豊中市伊丹市クリーンランド、泉南清掃事務組合、神戸市、明石市、三田市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、奈良市、桜井市、和歌山市〕
- (6) 農薬（特にPCPを含むもの）、薬品類及びスプレー缶等の処分に關し、関係事業者等（販売店を含む。）に自主回収等の適正処理ルートの整備を図られたい。
〔大津市、京都市、宇治市、京田辺市、城南衛生管理組合、豊中市、泉南清掃事務組合、神戸市、明石市、西宮市、高砂市、三田市、桜井市、生駒市〕
- (7) カセットボンベ・スプレー缶、農薬・薬品類等の適正処理困難廃棄物の処理を促進していくために、「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」（廃棄物処理法第15条の2の5及び施行規則第12条の7の16関係）の対象となる一般廃棄物の種類に廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥を追加されたい。
〔京田辺市、神戸市、高砂市、和歌山市〕
- (8) 充電式電池を内蔵するおもちゃ及び家電製品から充電式電池を容易に分別できるように関係団体に制度の導入を図られたい。
〔大津市、宇治市、城陽市、城南衛生管理組合、乙訓環境衛生組合、大阪市、尼崎市、西宮市、伊丹市、高砂市、川西市、三田市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合〕

- (9) 石綿含有の疑いがある珪藻土製品の回収・処分について、販売店及び製造事業者による自主回収体制の確立を図るとともに、自治体が負担する新たに分別回収の体制を構築する場合等の費用について、国の財政措置を講じられたい。

〔城陽市、三田市、橿原市〕

- (10) カセットボンベ・スプレー缶の処理にかかる体制の整備には、多額な費用が必要なため、補助金を新設されたい。

〔城陽市、城南衛生管理組合、明石市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

- (1) 平成3年の廃棄物処理法の改正において、自治体における適正な処理が困難な廃棄物について適正処理困難指定廃棄物の制度が設けられ、大きさ等の物理的性状や爆発・火災発生等、危険性及健康等への有害性及び感染性を有する廃棄物の処理については、製品の引取りを含めた適正処理についての協力を求める道が開けたが、法的な責任義務が不明確なため、事業者による有効な回収・処理の仕組みができたものは少ない。また、指定4品目以外にも、爆発・火災発生等危険性及健康等への有害性及び感染性を有する製品や、物理的性状、地球温暖化防止の観点から自治体においては適正処理が困難な廃棄物が多く排出されている。

家電リサイクル法で処理ルートが確立されたエアコンと同様に冷媒を使用している家庭用除湿機、家庭用冷水機には適正処理基準がなく適正処理に苦慮している。また、近年需要が拡大しているオイルヒーターについても適正処理に苦慮している。

廃棄物の適正な処理を促進するために、製造者・販売者である事業者に対して、製造段階での製品設計、素材の選択、使用方法の判りやすい表示等について適切な措置を講じられるよう図られたい。また、製品の特性に応じたデポジット制の導入や適正処理困難指定廃棄物の指定品目の追加を図るとともに、事業者による回収・処理について義務付けるなど、拡大生産者責任を明確化するための法整備を要望する。

- (2) 廃棄物の収集運搬・処理過程において、カセットボンベ、スプレー缶、使い捨てライター、充電式電池及び充電式電池を内蔵する家電製品が要因と考えられる爆発・火災事故が後を絶たない。

廃エアゾール缶等については関係業界との「廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの推進に関する合意事項」により、製造事業者による中身排出機構の装着や小型化、相談窓口の整備など、一定の方向が示されたが、残された課題も多い。

発火事故を未然に防止するため、分別収集を行なったとしても、ガスを含む内容物を完全に抜き切る作業が必要となり、その作業過程でも危険性を伴い、経費も含めて自治体の大きな負担となっている。中身排出機構が装着されていても同様の作業が必要となる。

国としても充電式電池及び充電電池内蔵家電製品と合わせて、早急に法整備も含め、適正処理基準を定めるとともに、拡大生産者責任の観点から、デポジット制等を含めた販売店及び製造事業者による自主回収・処理体制の確立を図られたい。

- (3) 適正処理困難指定廃棄物のうち、スプリング入りマットレスについては、これまで業界による処理システムの確立ができていない上、スプリングマットレスの流通量の増加に伴い廃棄量は年々増加しており、自治体においては処理に苦慮している状況であり、特に近年流通してきたポケットコイルは多大な負担となっている。廃掃法に基づく広域再生利用指定制度等の円滑な運用により、回収から処理までのルートを確立できるよう、業界への指導、支援を図られたい。

- (4) 在宅医療廃棄物については、近年の在宅医療の進展に伴い排出量が増加し、その多様性も増している。自治体においては収集、選別作業時に刺傷、感染症の罹患等の危険性を伴うことから処理に苦慮しており、また、プラスチック製容器包装の識別マーク付きの医療パックが存在するなど、排出者である住民も分別する際の見分け方が難しく、混乱している状況である。

そのため、各自治体による個別の協力要請によるものではなく、薬局や医療機関等の負担による全国統一的な在宅医療廃棄物の回収制度の確立を図られたい。

- (5) 家庭から排出される蛍光管の多くは、販売店及び製造事業者による自主回収・処理（リサイクル）体制が未確立の状況であり、自治体によっては、独自に蛍光管の回収・リサイクル事業を実施しているが、その経費については全て自治体の負担となっている。

更には、平成29年10月に改正廃棄物処理法施行令等が施行され、水銀を含む廃棄物（一般廃棄物を除く）の適正処理について一層の厳格化が図られた。このため有害物質である水銀を含む蛍光管等（一般廃棄物を含む）について、拡大生産者責任の考え方にに基づき、早急に販売店及び製造事業者による自主回収・処理（リサイクル）体制の確立を図られたい。

- (6) 農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物については、これまで業界による処理システムの確立ができていない。市民に排出機会がなければ家庭に退蔵され、災害時等に一斉に排出される可能性がある。自治体においては、自主財源で独自に回収・処理を行うなど、対応に苦慮している状況である。拡大生産者責任の考え方にに基づき、回収から処理までのルートを確立できるよう、業界への指導、支援を図られたい。

- (7) カセットボンベ・スプレー缶（中身が残っているもの）、農薬・薬品類等の適正処理困難廃棄物の多くは、性状が液状、泥状を呈し、自治体の処理施設においては適正な処理が難しい。中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性」に示されているとおり、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例等の既存制度を活用し、同様の性状の産業廃棄物を処理する産業廃棄物処理施設において処理できるよう、特例対象の種類にこれら液状、泥状物を追加されたい。これにより、当該一般廃棄物の種類等の届出があれば、一般廃棄物処理施設の設置許可が不要となり、産業廃棄物中間処理施設で一般廃棄物の処理も行うことができるようになるため、廃棄物の適正処理が促進されることが期待できる。

産業廃棄物処理施設：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥の焼却施設

(参考1) 適正処理に困難をきたしている主な製品

品 目	有害性	危険性	引火性	作業困難性	感染性
*スプリングマットレス				○	
*タイヤ				○	
消火器		○		○	
バッテリー	○			○	
ガスボンベ		○	○	○	
在宅医療器具					○
FRP製品				○	
ボタン電池	○				
二次電池	○				
エアゾール缶			○		
カセット式ガスボンベ			○		
水銀含有製品（蛍光管等）	○				
ピアノ				○	
大型金庫				○	

*は適正処理困難指定廃棄物

有害物質を含む廃棄物

品 目	有害性	危険性	引火性	作業困難性
農薬	○	○		○
化学薬品	○	○		○
溶剤・塗料	○		○	○

(参考2) 適正処理困難指定廃棄物への追加指定を希望する主な製品

- ① スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター
- ② 水銀含有製品（水銀体温計等）
- ③ 薬品類
- ④ 大型・重量製品（電動ベッド、電動カー、マッサージチェア、オイルヒーター等）
- ⑤ 冷媒フロン使用製品（家庭用除湿機、家庭用冷水器等）
- ⑥ 充電式電池

- (8) リチウムイオン電池等を含む充電式電池を利用した、おもちゃ、家電製品の中には特殊ネジや接着剤などによりケースが固定されており、消費者が充電式電池を容易に取り出すことができずに、充電式電池を内蔵したまま廃棄物として排出し、収集運搬時にパッカー車内で圧縮、破損して火災に至る事例がある。

また、処理施設内においても破砕処理後に発火・発煙事例が多くなっていることから充電式電池を利用したそれらのおもちゃ、家電製品から消費者が充電式電池を容易に取り出し分別廃棄ができるように関係団体に制度の導入を図られたい。

- (9) 令和2年11月以降、多様な種類の珪藻土製品にアスベストが含有されているおそれがあることが判明し、対象製品を製造事業者が自主回収するといった全国的な問題となっている。実際には市民からの問い合わせの際は購入先が分からないケースも多く、また外観から対象製品かどうか判別することは困難なため、回収・処分についての対応に苦慮している。

また、令和3年1月29日に発出された「石綿を含有するバスマット及びコースター等の処理方法等について」（通知）の中でも、「石綿含有珪藻土バスマットなどに該当するか否か判然としない同種のバスマットなどの廃棄物についても、その性状等により該当する蓋然性が高いために必要があると判断された場合は、同等の措置を適用する」とされていることから、判別できない製品以外も石綿含有一般廃棄物として取り扱うことを余儀なくされ、処理ルートが確立されていない自治体では処理施設に珪藻土製品が蓄積し続けている。

石綿含有の疑いがある珪藻土製品については、メーカー等による分別方法、関係事業者等（販売店を含む。）による回収体制の確立及び地方自治体負担する回収・処理経費の軽減を図られたい。

- (10) 住民のカセットボンベ・スプレー缶の穴開けによる爆発火災事故防止のため、環境省はカセットボンベ・スプレー缶をごみとして排出する際、穴を開けず、使い切ることを案内するよう通知してきている。使い切っても穴が開いていないことから、多少なりとも充填物が残ったカセットボンベ・スプレー缶が排出されることとなり、火災のリスクが懸念され、火災防止のため体制を整備する必要がある。環境省は安価なパッカー車の改良事例も紹介しているが、費用が生じることにはかわりなく、財政的に厳しい市町村には簡単に対応できるものでもないと考える。

このようなことから、体制の整備及び処理設備の増強等にかかる費用について、環境省の補助金を新設されたい。

要望事項：ごみの収集運搬、処理の過程において、爆発・発火の恐れのある一般廃棄物の処理について

カセットボンベ、スプレー缶、使い捨てライター及びリチウムイオン電池等の爆発・発火の恐れのあるものの廃棄について、その適正な処理・リサイクルを促進するため、製造・販売事業者への法的義務付けを行うとともに、市町村による安全な収集運搬・処理体制の構築、処理施設の整備・改修にかかる費用負担等への財政措置を広く講ずるよう求めるもの。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：北九州市、ふくおか県央環境広域施設組合、宮崎市、福岡市、大牟田市、久留米市、田川市、大川市、佐賀市、大村市、五島市、県央県南広域環境組合、県央地域広域市町村圏組合、熊本市、大分市、別府市、中津市、佐伯市、宇佐・高田・国東広域事務組合、都城市、日向市、大隅肝属広域事務組合、北薩広域行政事務組合、屋久島町、那覇市、石垣市、浦添市、倉浜衛生施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合

提案理由

従来から、カセットボンベ、スプレー缶、使い捨てライター及びリチウムイオン電池等の充電式電池が要因と考えられる爆発・火災事故が後を絶たず、全国的にごみ処理施設や収集車両の火災等の原因として問題になっている。

特に近年では、電化製品の小型化が進み、リチウムイオン電池等が取り外しにくい構造の製品が増加する等、市民による事前の分別や回収後の仕分けが困難になっている。

令和4年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、プラスチック使用製品製造事業者に対し、製品の製造段階等において充電式電池を取り外すことができる構造に設計する等を求めているが、取り外した充電式電池自体の処理責任については触れられていない。

今後も、継続的に適正な処理・リサイクルを促進するため、拡大生産者責任の考え方に基づく製造事業者及び販売事業者等の責務の下、プラスチック使用製品製造事業者等に限らず、充電式電池等の爆発・発火の恐れのある製品の製造事業者等に対しても、製品の引き取り及び処理について法的な義務付けを行うなどの一層の対策強化が必要である。また、併せて、市町村による安全な収集運搬・処理体制、処理施設の整備・改修にかかる費用負担への財政措置を行う等、早急かつ幅広く対応することが必要であると考えため。

要望事項：農薬・薬品等の回収システム及び適正な処理ルートの整備について

協議会名：北海道地区協議会

提案会員：旭川市

提案理由

一般家庭から排出される農薬や薬品等の有害物質を含む廃棄物は、一般廃棄物として市町村が処理することとされているが、製造・販売事業者等による自主回収・処理の仕組み等が確立されておらず、多くの自治体が処理に苦慮している状況にある。

また、経年劣化等により表示ラベルが読み取れない、別の容器に移し替えられているなど、内容物が確認できない場合は、その分析費用も発生するなど、自治体にとっては大きな負担となる。

農薬や薬品等の回収、適正な処理・再資源化を推進するために、業界団体や国において、回収・処理ルートを整備することを要望する。

要望事項：農薬や化学薬品等の適正処理ルートの整備について

協議会名：北海道地区

提案会員：帯広市

提案理由

一般家庭から排出される農薬や化学薬品等の有害物質を含む廃棄物は、一般廃棄物として市町村が処理することとされていますが、販売事業者等による自主回収・処理の仕組みが確立されず、多くの市町村で自区内処理ができない状況にあります。

薬品等の処分に当たっては成分の確認が必要となりますが、経年劣化により表示ラベルが朽ちたものや飲料等の瓶に移し替えられたものは内容物が確認できないことから分析費用も必要です。

これらの農薬等の処理・再資源化を推進するために、業界団体や国において、適正処理ルートを整備することを要望します。また、やむを得ず市町村が処理を委託する場合には、財政的支援を講じるように要望します。

要望事項：在宅医療廃棄物の適正処理について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、宇都宮市、館林市、さいたま市、船橋市、松戸市、八千代市、港区、品川区、世田谷区、中野区、杉並区、北区、荒川区、練馬区、八王子市、武蔵野市、町田市、東村山市、国分寺市、多摩市、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、逗子市、相模原市、厚木市、大和市

提案理由

2017年を対象にした厚生労働省の患者調査において、在宅医療患者数が調査開始以来最多となるなど、家庭から注射器や点滴バッグ等が廃棄物として排出されている。

患者自らが自宅で治療の一部として行った場合に発生する医療器具については、一般廃棄物として区分されているが、注射器等鋭利なものについては、危険性及び感染性の観点から自治体での処理は非常に困難となっており、注射針などによる針刺し事故も生じているところである。

これを受け、「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長連名通知）」では、「注射針等の鋭利なものは医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する」ことが望ましいとされている。

また、「その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理するという方法が考えられる」としているが、血液の付着した輸液パックやチューブ等が、プラスチック製容器包装と誤認され排出されるケースが多発し、手作業で中間処理を行う際に感染の危険も生じているところである。

そこで、感染の恐れのある在宅医療廃棄物については、安全性及び適正処理の確保の観点、さらには、在宅医療行為が医師の処方に基づき実施されるという診療の延長上にあることや、医療機関は自らの医療行為により発生する感染性廃棄物等の処理を実施していることに鑑み、医療機関等による回収・処理システムを早期に構築するよう要望する。

また、近年、ペン型自己注射針等の新たな在宅医療器具が普及し始めており、こうしたものの中にも収集・運搬及び中間処理において感染の危険があるものがある。一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第2項で、事業者は、物の製造等に際して、その製品等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品等を開発し、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならないとされている。このことから、当該困難性の評価に際し、自治体への意見聴取を行うなど、同法第3条の規定が事業者によって遵守され、場合によっては当該事業者によって自ら回収する仕組みが構築されるよう、議論を深めていただきたい。

要望事項：スプリングマットレスの製造者及び小売業者等の責任の強化について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：山形広域環境事務組合

提案理由

廃スプリングマットレスは、廃棄物処理法第6条の三の規定に基づく一般廃棄物の指定により適正処理困難物に指定されている（平成6年3月厚生省告示第51号）。そのため、製造、加工、販売等を行う事業者によって処理を行うことが望ましいが、全国的に処理体制は未だ整備されておらず、多くの市町村では受入処理に苦勞するとともに廃棄される量の増加に対応が困難になってきている。

については、製造・販売事業者等により、回収・処理することを義務付けるなど強化することを要望する。

要望事項：廃スプリングマットレスの回収処理システム構築について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：酒田地区広域行政組合

提案理由

廃スプリングマットレスは、適正処理困難物に指定されているにもかかわらず、未だ事業者による適正処理・リサイクルシステムが確立できていない状況にある。

当組合においても、独立コイル式スプリング入りマットレスが増えていることにより、手作業による解体の手間が増加し、作業の負担が大きくなっている。

このため、廃スプリングマットレスの製造業者及び販売業者による回収・処理の義務化について、国が仕組みを構築するよう要望する。

要望事項：廃スプリングマットレスの回収処理システム構築について

廃スプリングマットレスについては、事業者責任を基本とした適正処理・リサイクルシステムの構築に向けて、必要な措置を講じること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：新潟市

提案理由

廃スプリングマットレスについては、適正処理困難物に指定されているにもかかわらず、未だ事業者による適正処理・リサイクルシステムが確立できていない状況にある。

本市においても、手作業による解体にて処理せざるを得ず、特にポケットコイルは作業量が増加するため大きな負担となっている。

以上のことから、廃スプリングマットレスについて、事業者責任を基本とした適正処理・リサイクルシステムの構築に向けた措置の実施を要望するものである。

要望事項：PCB廃棄物の期限内処理に向けた国の役割強化について

- ① PCBが混入した電気機器等の把握に必要な情報の提供
- ② PCB廃棄物の期限内処理に向けた積極的な広報・啓発
- ③ 低濃度PCB廃棄物の処分費用等に対する支援制度の創設

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、横浜市、横須賀市、相模原市、千葉市

提案理由

- ① PCBが混入した可能性がある電気機器等には、変圧器や電力用コンデンサーといった電気工作物だけでなく、溶接機、X線発生装置、昇降機、モーターなど、工場や倉庫等に広く使用されている機器が含まれるため、メーカー等が把握する各製品の使用状況に係る情報なくして、管内における未処理のPCB廃棄物等を網羅的に把握することは困難である。また、PCB混入に関する情報の更新に伴い再度の調査を行うなど、事業者への負担が生じている。

については、PCBが混入した可能性がある電気機器等の使用状況について、国としてメーカー等から入手して取りまとめ、速やかに地方自治体へ提供すること。また、メーカーから製品のPCB混入に関する新たな見解が出された際は、随時、最新の情報を事業者及び地方自治体と共有すること。

- ② PCB使用製品・廃棄物については、保有している事業者の裾野が広いため、期限内処理に向けた呼びかけは地方自治体の取組だけでは限界がある。

については、処分期間内の早期かつ適正な処理の必要性等について、国全体で、大規模かつ効果の高い広報・啓発を積極的に行うこと。

- ③ 法では高濃度PCB廃棄物のみならず、低濃度PCB廃棄物の期限内処理が求められている。高濃度PCB廃棄物については、中小企業に対する処分費用の助成制度が講じられているが、中小企業にとっては、低濃度のPCB廃棄物の処理に係る負担も決して軽いものではない。

については、PCB含有を調査するための濃度測定に係る費用を含め、低濃度PCB汚染廃電気機器等及び可燃性汚染物等の処理費用については、令和7年4月より中小企業等を対象に助成制度が開始されたが、助成金申請額の予算上限があることから、更なる財政措置を講ずること。

要望事項：超高齢社会に対応した紙おむつのリサイクルシステムや拡大生産者責任の確立について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、宇都宮市、千葉市、市川市、船橋市、四街道市、港区、品川区、目黒区、北区、練馬区、八王子市、町田市、国立市、多摩市、川崎市、平塚市、藤沢市、相模原市、秦野市、甲府市

提案理由

超高齢社会が進展する中、介護施設などの事業者及び在宅医療や在宅介護をしている家庭から排出される、医療系ごみ及び紙おむつなどの介護系ごみが、今後、増加すると想定される。

その中でも紙おむつは、現在に於いても、家庭からの収集量において、かなりの量となっている。

今後、超高齢化に伴い、紙おむつの排出が増え、収集運搬費、焼却処理費などの自治体の負担が増加していくと想定されるため、処理にかかる費用についても生産者や事業者に一定の負担を課すなど、拡大生産者責任を強化、徹底させることを要望する。

また、大量に焼却される紙おむつや医療系廃棄物について、生産者や事業者自体が発生抑制及び再生使用を進めるような、リサイクルシステムの構築を行う様、要望する。

要望事項：自治体・民間事業者による紙おむつリサイクル実施に向けた財政措置・技術支援について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：所沢市、品川区、練馬区、八王子市、町田市、横須賀市

提案理由

紙おむつリサイクルを推進するために、環境省にて、「紙おむつリサイクルガイドライン」の策定を進めているが、ガイドライン策定にとどまらず、自治体や民間事業者などが施設整備を検討する際の調査や、設計・建設を支援するための財政措置を講ずるよう要望する。

特に、廃棄物焼却量の減量や環境負荷の低減に高い効果が期待できる広域的な取組に関しては、モデルケースの構築に資するため、事業実施の障壁となっているイニシャルコストやランニングコストに対して、国としての戦略的な財政支援を講ずるよう要望する。

また、紙おむつリサイクルの推進に向けては、プラスチック類などの産物の利用先確保が重要であることから、事業者の技術開発支援など、より高度なリサイクルの実施を推進するよう要望する。

要望事項：循環交付金等を活用した事業における財産処分の承認基準について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：弘前地区環境整備事務組合

提案理由

当組合では弘前地区環境整備センターと南部清掃工場を有しており、南部清掃工場については30余年の稼働により老朽化が進行しているため、今後10年～15年の稼働を想定し、循環交付金等を活用した基幹的設備改良事業を実施しています。

しかし、今後の圏域人口の減少やプラスチック資源一括回収リサイクルをはじめとする環境施策の実施により、ごみの排出抑制や分別推進が浸透し、想定以上にごみ排出量が減少する可能性があります。こうした場合、当初の想定よりも早期に弘前地区環境整備センターのみで処理できる状況となるため、南部清掃工場は基幹的設備改良事業から10年経過前に稼働を停止し、財産処分する可能性が生じるものと考えられます。

このように、地域における社会資源が充足しているとの判断の下に行う財産処分は、経過年数に関わらず行われる可能性があり、返還金が生じるのであれば、不要な稼働を続け10年経過してからの財産処分を検討せざるを得ない場合もあります。

このため、交付金等を活用後10年経過前であっても、地域における社会資源が充足しているとの判断の下に行う財産処分の承認基準については、市町村合併、地域再生等の施策という条件を付さず、柔軟な対応を要望します。

※「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」（該当部分）

第3 国庫納付に関する承認の基準

1. 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

イ. 経過年数が10年未満である施設等にかかる財産処分であって、次に掲げるもの

(ア) 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適切であると個別に認めるもの。（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

要望事項：ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の推進方法について

国はごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を推進するにあたっては、循環型社会形成推進交付金の交付要件にするなど、実質的な強制措置といえるような推進方法をとらないこと。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：津市

提案理由

一般廃棄物の統括的な処理責任を有する地方公共団体がその責務を推進するにあたっては、ごみ処理施設の整備や維持管理は必須であり、市町村の厳しい財政状況を考慮すると、循環型社会形成推進交付金の利用は必要不可欠である。

このような状況のなか、国は近年、家庭ごみの有料化の実施の有無によって交付金の交付対象金額を調整したり、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化の実施を交付の要件にするなど、国の推進する施策の実施を実質的に市町村に強制している傾向にあり、地方自治に対する過剰な関与をしている状況である。

国の推進する、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という）については、一部交付金の嵩上げはあるものの、現状は上記のような地方自治に対する過剰な関与と取れる行為はないものの、近年の国の傾向を踏まえれば、広域化・集約化を要件化することも懸念している。

広域化・集約化は、個々の自治体において有用な効果もあるものの、社会全体の利益を考慮している部分も大きい。その点、本市においては、平成10年の三重県の計画に基づいて広域化・集約化を実施しており、十分に協力している中、これ以上の推進は住民との調整等、様々な困難もある。

国は、本市のような地域事情も考慮しつつ、広域化・集約化について、その有用性を啓発するなど、適切な推進を図ってもらいたい。

要望事項：広域化に向けた分別収集区分の統一基準の策定について

ごみ処理施設の広域化推進に向けた分別収集区分の全国的あるいはエリア別の統一基準の策定をされたい。

〔宝塚市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

今後、全国の自治体において、人口減少・財政運営から広域化はより推進されていくと考えられる状況で、ごみ分別収集区分が自治体ごとで異なることは、広域化を阻害する要因になる。

一方で、自治体ごとの分別収集方法には、歴史的な経緯や事情があることから、広域化する自治体間での調整のみでは、分別収集区分の統一は進みづらいものと考えられる。国による統一基準が示され、自治体間の調整がスムーズになる可能性は十分にあるものと思われる。

また、統一基準にてカバーしきれない処理困難物については、メーカーによる回収義務をあわせて強化されたい。

要望事項：系統連系ルールの見直しについて

協議会名：東北地区協議会

提案会員：仙台市

提案理由

系統連系については、一般送配電事業者への接続検討の申し込みに対する回答をもって、接続の可否やアクセス線工事の工期及び負担金が明らかとなるが、接続検討を申し込む際には、発電設備の仕様・設計が固まっている必要がある。

廃棄物処理施設の整備は性能発注が一般的であるため、工事契約後に受注者設計のもと、接続検討を申し込むこととなるが、その時点になって初めて、アクセス線の工期が長期に渡り施設の稼働に間に合わない、送電線網に空き容量がなく負担金が想定以上に高額となるなどの課題が明らかになり、対応に苦慮している自治体も散見されている。

一般送配電事業者において、接続検討以前に事前相談といった手続きも実施しているものの、事前相談の段階では連系点までの距離など極めて簡易な回答に留まっており、自治体における施設整備計画の検討に必要な情報は明らかにならないのが現状である。

アクセス線工事の工期や負担金の額などは、そのまま自治体におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備計画の策定・遂行に深刻な影響を与えることから、実情に応じた柔軟な制度となるよう系統連系におけるルールを見直すこと。

要望事項：電力の自家消費を促進するために、自己託送制度の見直しを図ることについて

協議会名：関東地区協議会

提案会員：多摩市、多摩ニュータウン環境組合、小平・村山・大和衛生組合、東埼玉資源環境組合

提案理由

廃棄物の処理のための清掃工場を複数の地方自治体が設立した一部事務組合で運営する例は多い。現在多くの清掃工場では廃棄物焼却時の余熱を使い発電を行っているが、工場使用分を除いた余剰電力を売電している。再生可能エネルギーの普及やCO2排出量削減、電力地産地消を目的とし、一部事務組合を構成する地方自治体の公有施設へ送電を行いたい。現在は、「電気事業法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物」に該当しないとの解釈を理由に、自己託送が認められない状況である。このため、一部事務組合が運営する清掃工場から、当該組合を構成する地方自治体の公有施設への自己託送による送電を可能とするよう、自己託送制度を見直し、対象範囲を拡大するよう要望する。

要望事項：R P S経過措置廃止後、F I T制度の適用から外れる施設に対する新たな制度の制定について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：多摩ニュータウン環境組合、ふじみ衛生組合、柳泉園組合、西多摩衛生組合、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、富士吉田市

提案理由

ごみ焼却余熱利用による発電は、近年のプラント技術や熱回収技術等の高度化に合わせて最新技術を採用し、発電量の増加や熱効率の向上を図る努力が続けられており、国の施策である再生可能エネルギーの供給拡大に、一般廃棄物発電事業が多大な貢献をしている。

また、発電設備を伴った一般廃棄物処理施設は、廃棄物を焼却し衛生的な市民生活を維持するとともに、その熱エネルギーによって発電した電気は、二酸化炭素排出係数の小さいグリーン電力として地球温暖化対策の観点からも期待されている。

災害時においては、自ら発電した電気で施設の稼働を継続し、余剰電力を供給することで社会に貢献してきたところである。

平成24年7月、F I T制度開始に伴いR P S制度は廃止されたが、経過措置として、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第12条」には、「R P S法における義務量等は、当分の間なおその効力を有する。」とされていた。

しかしながら、R P S経過措置については、平成29年度から5年間で廃止されることが決定され、制度開始前に稼働している施設等は、F I T制度の適用外であったり、数年で適用期間の終了を迎えるなど投資回収が十分できていない。

一方、国の施策として、廃棄物処理施設は、ライフサイクルコストを低減するための長寿命化が推進され、過去20～25年程度だった施設の寿命は、省エネや発電能力の向上など二酸化炭素削減に資する機能を新たに付加され30年、40年と延びている。

各自治体は財政状況の厳しい中であって、売電（F I T電気、新エネルギー等電気相当量など）による収入を活用し、一般廃棄物処理事業を維持運営していることなどから、R P S経過措置廃止後、F I T制度の適用から外れる施設に対する新たな制度の制定を強く要望する。

要望事項：廃棄物処理施設の系統連系への支援について

電力会社の送電網増強などにより空き容量を確保するとともに、廃棄物発電の逆潮流が確実・優先的に行えるよう、支援を講じること。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：新潟市

提案理由

国の廃棄物処理施設整備計画において、焼却施設の発電効率の向上や広域化・集約化の推進が掲げられ、施設における発電能力が向上する一方、全国的に、送電網の空き容量が逼迫している状況となっている。

空き容量の制約により廃棄物発電の送電が十分に図れない場合、施設の発電能力を最大限活用できず、廃棄物エネルギーの有効利用に支障が生じるとともに、見込んでいた売電収入の減少により施設運営に大きな影響を及ぼすことになる。

また、系統連系の手続きについて、自治体が設置する焼却施設は計画段階から申込みができる実施設計段階までに数年の時間を要するため、途中で送電容量がなくなるリスクを抱えながら事業を進めることになる。

以上のことから、電力会社送電網の空き容量を確保するとともに、廃棄物発電の売電利用が確実・優先的に行えるよう支援を要望するものである。

要望事項：再生可能エネルギー固定価格買取制度について

- (1) 再生可能エネルギー固定価格買取制度の調達期間を延長されたい。
〔城南衛生管理組合、堺市、岸和田市、吹田市、貝塚市、枚方市、豊中市伊丹市クリーンランド、岸和田市貝塚市清掃施設組合、枚方京田辺環境施設組合、尼崎市、三田市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、和歌山市〕
- (2) バイオマス発電について、全量を再生可能エネルギー固定価格にて、買取られたい。
〔城南衛生管理組合、枚方市、岸和田市貝塚市清掃施設組合、枚方京田辺環境施設組合、和歌山市〕
- (3) 余剰電力が発生する既設工場と同一敷地内に工場を増設した時に、再生可能エネルギー固定価格買取制度を適用されたい。
〔城南衛生管理組合、高槻市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

- (1) 再生可能エネルギー固定価格買取期間は20年間となっているが、発電施設は30年以上の使用が前提として建設されている。また、国としても施設の長寿命化を進めている。調達期間を延長されたい。
- (2) 現状の再生可能エネルギー固定価格買取制度では、バイオマス比率分のみ買取りとされているが、ごみ質分析の結果によって変動がある為安定化していない。よって、廃棄物燃焼発電については、全量を再生可能エネルギー固定価格にて、買取られたい。
- (3) その他電力の余剰電力が発生する既設工場と同一敷地内に工場を増設した場合、計量法「面前計量の原則」に抵触し再生可能エネルギー固定価格買取制度が適用されない。複数の発電機を運用する施設でもFIT制度が適用されるようFIT電力算出方法を整理されたい。

要望事項：廃棄物発電事業の安定性確保に向けた小売電気事業者登録制度の充実について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：水戸市、船橋市、町田市、横浜市、川崎市、相模原市

提案理由

平成27年度に全国規模で発生した特定規模電気事業者（以下PPSという。）の経営破綻による売電電力料金が未収金となった事案は、契約先であった各自治体にとって大きな財政負担となり、市民が損害を被ることとなった。

我が国は海外からの資源に対する依存度が高く、エネルギーの安全保障確保の観点から、国産エネルギーとしての活用や、温室効果ガス削減の点などから再生可能エネルギーが期待されていると認識している。

こうした中で、廃棄物発電は国の施策に寄与するものであり、太陽光や風力と異なり、天候に左右されない安定した再生可能エネルギーとして期待されている。

今回、未収金が発生したのはPPSの経営状況が悪化したことにあり、自治体が個別の小売電気事業者の経営状況を把握するのは極めて困難であることが表面化した。

このような状況から、以下の対応を速やかに行うことで、小売電気事業者の経営破綻による電力料金未回収を未然に防ぐことが可能になると考えられる。

については、小売電気事業者登録制度の充実について、特段の措置を講じるよう要望する。

（１）定期的な経営状況の確認

自治体が個別の小売電気事業者の経営状況を把握するのは極めて困難である。小売電気事業者登録では、小売電気事業者の経営状況に関する審査が行われるのは登録時のみであるため、定期的（毎年）に経営状況の確認を行い、自治体に対して必要な情報提供を行う仕組みを構築すること

（２）審査体制の強化等

経営状況が悪化した小売電気事業者については、登録取消措置を行うなど審査を強化するとともに、速やかに情報の公表を行うこと

要望事項：溶融スラグの利用促進について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：鹿嶋市、宇都宮市、栃木市、小山広域保健衛生組合、さいたま市、川越市、川口市、西秋川衛生組合、相模原市、甲府市

提案理由

溶融スラグの有効利用については、溶融スラグを生成する自治体が発注する公共工事に利用するなど利用促進策を講じてはいるものの、その有効利用先が限られており、一部の自治体では溶融スラグを最終処分している状況にある。

循環型社会の形成及び最終処分量削減の観点から、溶融スラグを含む焼却残渣の有効利用は重要な課題である。

このことから、溶融スラグを、グリーン調達品目に位置付けるとともに、国の公共工事に一定の割合で溶融スラグの利用を義務付けるなどの利用促進策を講ずるよう引き続き要望する。

また、溶融スラグを土砂の代替品として、盛土、埋め戻し材として利用しているが、施工箇所を再掘削した際には、溶融スラグが混入した残土が発生することとなる。

この溶融スラグ入り残土は、再利用センター等の施設への搬入が認められておらず、産業廃棄物として処分せざるを得ない状況である。

焼却残渣の有効利用は循環型社会の形成に寄与するばかりでなく、逼迫する最終処分場の延命化にも大きく貢献するため、基準を満たす溶融スラグについては、利用条件の緩和を要望する。

要望事項：ガラス製廃棄物のリサイクルについて

(1) ガラス製廃棄物の広域リサイクルシステムの構築を図られたい。

〔岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合〕

(2) ガラス製廃棄物の利用の拡充を図られたい。

〔岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

(1) 食器、鏡、家具付属ガラス等のガラス製廃棄物の処理については、リサイクルシステムが構築されていない現状では、埋め立て処分に頼らざるを得ない状況にある。しかし、建設廃材等と比較すると付着物が少なく良質な資源化物である。これらは、土木・建築資材として再商品化は可能なものの、用途が限定されており市場規模が小さいことから、ガラス製廃棄物の広域リサイクルシステムの構築を図られたい。

(2) ガラス製廃棄物を粒度調整加工した資材を土木工事の標準仕様に指定して利用促進を図れば、多種多様（耐熱ガラス、防犯ガラス等）な廃ガラスの活発なリサイクルが望める。また、土木工事の埋戻し等に利用した後に掘削を行う場合は、廃棄物ではなく建設発生土として取扱えるようにすることで、流用土として利用することができ、最終処分場の延命化が図られる。よって、ガラス製廃棄物の利用の拡充を図られたい。

要望事項：一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準に関する要望について

「委託料が受託業務を遂行することに足りる額」の適合についての具体的な判断基準を示されたい。

〔城陽市、岸和田市、池田市、貝塚市、八尾市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、和歌山市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

近年、自治体が委託する一般廃棄物の収集運搬について、競争入札等が実施される例が増加する中、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号の趣旨について議論がされているところである。

国においても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定にあたっての指針について」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長 平成20年6月19日 環廃対発第080619001号）が出され、その中で「委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え『委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。』とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。」（2 市町村の一般廃棄物処理責任の性格）と、ごみ処理基本計画の策定にあたっての指針としながらも、令第4条第5号を根拠とした委託料のあり方について言及している。

しかしながら、令第4条第5号のみでは、具体的にいったいどのような場合に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」に適合しているのか否かという判断が明確になっていない。

そこで、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」に関し、適合の可否についての具体的な判断基準をお示し願いたい。

要望事項：廃棄物処理法施行令第4条第6号の規制の緩和

協議会名：東北地区協議会

提案会員：鶴岡市

提案理由

当市では、現在許可方式で実施しているし尿収集運搬業務を委託方式で実施することを検討している。

しかし、廃棄物処理法施行令第4条第6号では、「一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。」と規定されている。

当該規定に抵触しない方法としては、し尿汲取券（証紙）の導入や、納付書や口座振替を活用した市による事後徴収などが考えられるが、いずれも市の業務量や財政支出の増大につながる事が予想され、また、事後徴収方式の場合は手数料の滞納が発生することも考えられる。

当該規定については、料金（手数料）の不正徴収を防止し、高い公共性を有する一般廃棄物処理業務の信頼性を確保するためのものであると承知しているが、料金の不正徴収は許可方式でも起こりうることであり、委託方式の場合のみを規制することに合理性はないと考える。

以上のことから、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者が手数料を収集時に徴収できるよう、当該規定を見直すよう要望する。

要望事項：廃棄物の収集運搬業務委託に係る手数料徴収事務の円滑な推進について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：前橋市、館林衛生施設組合、鎌ヶ谷市、平塚市

提案理由

一般廃棄物の収集運搬事務を民間業者に委託し、その手数料に関して納入通知書による事後徴収方式を採用している自治体においては、当該手数料の滞納が発生し、受益者負担の公平性に不均衡が生じている。

特に、し尿収集利用者には、家の建替工事等に伴う一時居住者など住民登録をしていない場合も多く、手数料を未払いのまま転居されると以後の請求が困難となる。

また、飼育動物（ペット）の死体回収においても有料扱いとする市町村が多く、当業務を民間委託する場合に、手数料を同時に扱えないという不便が生じる。

滞納対策の一環として、また受益者負担の公平性を担保する観点から、処理券方式による手数料の前納制も考えられるが、前納制の実施には、事前の手数料の徴収に多額の経費支出が見込まれる。

そこで、収集運搬業務に直接従事する者が、収集時に手数料を徴収できれば、滞納問題が解決されるほか、廃棄物の収集運搬と手数料徴収事務を一本化することによる業務の効率化が図られる。

しかしながら、こうした行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第6号「一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。」に抵触するおそれがある。

については、収集運搬業務に直接従事する者が、収集時に手数料を徴収できるよう関係法令の見直しを要望する。

要望事項：安定型最終処分場の見直しについて

協議会名：中国・四国地区協議会

提案会員：岡山市、福山市

提案理由

安定型最終処分場を巡っては、安定型産業廃棄物以外の混入が避けられないことなどを理由として、司法から建設の差し止めが認められる事例が生じ、日本弁護士連合会から、法改正による安定型処分場の類型の廃止や新規許可されないよう求める意見書が提出されるなど、その安全性に関して国民の信頼が得られない状況があり、全国の自治体において安定型最終処分場に関する設置許可処分の取消請求が提起されているところである。また、埋立後に新たにその有害性が明らかになるPFAS等の化学物質については、遮水層及び水処理施設がない最終処分場では、生活環境保全上の支障を的確に防止することは困難である。

しかしながら、安定型最終処分場は、近年の豪雨災害等における災害廃棄物処理に関して大きな役割を果たしているところであり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する施設である。

については、安定型最終処分場に係る地方自治体での問題事案の発生状況及び意見等を聴取するとともに、関係法令等の見直しについての議論を行い、法令の改正を含む実効性のある対策を早急に講ずるよう要望する。

要望事項：広域的な廃棄物埋立処分場の早期整備について

埋立処分場の広域的な共同処理に向けた、国、産業界への早期事業計画の推進を求めるもの。

協議会名：九州地区協議会

提案会員：ふくおか県央環境広域施設組合、大牟田市、田川市、大川市、佐賀県東部環境施設組合、大村市、五島市、県央県南広域環境組合、県央地域広域市町村圏組合、熊本市、大分市、別府市、佐伯市、宇佐・高田・国東広域事務組合、都城市、日向市、大隅肝属広域事務組合、屋久島町、那覇市、石垣市、倉浜衛生施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合

提案理由

全国的にも新たな最終処分場の建設が困難である現状において、既存処分場の残余容量の減少が顕著となり、国内での残余容量が20年余りとされるなか、各自治体等にて管理している最終処分場にあってはひっ迫した状況が続き、近い将来には危機的状況を迎えることとなる。

今後、早い段階で何らかの打開策を講じることが必要であり、例として「大阪湾フェニックス計画」のような広域的観点から地方公共団体による共同処理の体制を確立させることは、状況打開の手段としては極めて画期的且つ合理的な方策である。

このような体制構築には長きにわたる調整を要することとなるが、喫緊の課題として可能な限り早期の事業実現に向け、自治体、民間事業者、都道府県の連携強化はもとより法整備の拡充や許認可申請における国からの支援、後押しが重要であるため。

要望事項：産業廃棄物処理施設の集中について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：那須塩原市

提案理由

那須塩原市では、これまで埋立てが終了したものも含めて、130以上の産業廃棄物最終処分場が設置されており、現在も7か所で稼動している上、更に7の拡張計画を含む建設計画がある。

また、中間処理施設についても28か所が稼動しており、産業廃棄物処理施設が過度に集中する地域となっている。

こうした現状は、住民の生活・生産環境の保全に重大な支障を来すのみならず、市の環境基本計画の将来像である「人と自然が調和し みんなでつくる 持続可能なまち」の実現に大きな影響を及ぼすため、到底容認できるものではない。

については、「一地域に設置できる産業廃棄物処理施設の総量を規制する基準の設定について検討を進めること」「産業廃棄物処理施設の設置の許可権者である都道府県知事等の裁量の範囲を地域の実情に応じた対応ができるように拡大すること」「将来にわたる安全性、安定性、信頼性を確保するため、安定型最終処分場という類型を廃止すること」「産業廃棄物処理施設の設置には施設の安全性と地域住民の理解が最も重要であるため、法律で事前説明と住民同意を設置要件に加え、そのための手続を明確に規定すること」について、廃棄物処理法の抜本的な改正を要望する。

要望事項：特定支障除去等事業終了後における環境モニタリング費等の確保について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：横浜市

提案理由

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）に基づく支障除去等事業（以下「特定支障除去等事業」という。）については、都道府県等において、産廃特措法に基づく基本方針に即した実施計画について環境大臣の同意を得て、国の財政支援のもと計画どおり完了した。

しかしながら、特定支障除去等事業の終了後においても、各事案の実情に応じて、生活環境保全上の支障が再発しないよう、地域住民の安全を確保するための取組（モニタリングや水処理の継続等）を一定期間継続する必要がある。とりわけ、廃棄物を残置する工法により特定支障除去等事業を実施した場合には、残置される廃棄物が周辺地下水の汚染や悪臭の発生等の中長期的な潜在リスクを有するため、生活環境保全上の支障が再発することがないよう、各事案の実情に応じて取組を継続する必要がある。

これらの取組には多額の費用を要することが見込まれるため、産廃特措法の失効後の令和5年度以降、産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金にて、都道府県等が行う水処理やモニタリング等に係る費用の一部に補助等がされている。

については、中長期的に継続して行われる取組に対し、令和8年度以降も引き続き、令和7年度の補助等と同等以上の財政支援を講じられたい。

要望事項：メタンガス化における再生利用量の算定方法の見直しについて

協議会名：関東地区協議会

提案会員：市川市

提案理由

廃棄物系バイオマスの利活用に関しては、「バイオマス活用推進基本法」に基づく「バイオマス活用推進基本計画」において、バイオマスの活用の促進に関する目標等が定められている。

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することや災害時の自立分散型エネルギー源としての機能確保の観点からも、メタンガス化（バイオガス化）による再生利用等を推進することが必要とされている。

しかしながら、メタンガス化施設整備マニュアルによれば、メタンガス化における再生利用率算入の考え方では「発生したメタンガスの重量換算分が再生利用量に該当する」とされており、生ごみ1トンあたり5.36%の再生利用率とされている。これは、従来の焼却処理による燃え殻を資源化する半分程度の数値の再生利用率であり、バイオマスの利活用、メタンガス化の推進を阻害するものである。

については、生ごみのメタンガス化がより推進されるよう、メタンガス化施設への投入量から処理残渣を除いたものを再生利用量とするなど、メタンガス化における再生利用率算入の考え方について見直しを要望する。

要望事項：非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置に関する特例の緩和について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）第 15 条の 2 の 5 に規定する産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例について、特に非常災害のために必要な場合においては、法第 15 条第 1 項の許可を要しない施設であっても、その施設が法第 14 条第 6 項の許可を受けて産業廃棄物の処分を行う施設である場合は、当該特例と同様の措置が行われるよう、必要な法改正もしくは通知の発出等を求める。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：静岡市

提案理由

法第 15 条の 2 の 5 の特例は、産業廃棄物処理施設の設置者が同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合、法第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の許可を受けずに、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができるものとするものである。

令和 2 年 7 月 16 日環境省令第 18 号により、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に対応するため、「産業廃棄物処理施設の設置者は、非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、法第 15 条の 2 の 5 第 1 項に基づき事前に届出を行うことにより、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず（規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項の規定にかかわらず）、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることとする」旨の改正が行われたところである。

しかし、当該特例はあくまでも「産業廃棄物処理施設の設置許可（法第 15 条第 1 項）」を取得している施設を前提としていることから、産業廃棄物処理施設の設置許可を要せず、処理業許可のみを有している施設に対しては特例を適用できない。

本市が令和 4 年台風第 15 号で被災した際も、石膏ボードの破碎施設やスプレー缶の分離施設などに当該特例の適用ができず、迅速な災害廃棄物の処理委託を断念せざるを得なかった事例が発生した。

以上から、既存の産業廃棄物処理業者の能力を今以上に活用し、災害廃棄物の迅速な処理を実現するため、法第 15 条第 1 項の許可を要しない施設であっても、その施設が法第 14 条第 6 項の許可を受けて産業廃棄物の処分を行う施設である場合は、当該特例と同様の措置が行われるよう、必要な法改正もしくは通知の発出等を求めるものである。

要望事項：大規模災害発生時における災害廃棄物について

- (1) 大規模災害発生時において、他都市等から被災地へ、より早い段階でごみ処理支援が可能となる手法の検討を進められたい。

〔大阪市、高砂市、三田市〕

- (2) 都市公園における災害廃棄物仮置場の設置と都市公園法の規定との整合性を図られたい。

〔大津市、岸和田市、豊中市、尼崎市、明石市、高砂市〕

- (3) 「災害等廃棄物処理事業費補助金」の対象について、

- ① 全壊もしくは半壊（特定非常災害の場合）に至らない場合であっても、被災宅地危険度判定で危険と判定され、実質的に解体せざるを得ない場合は補助対象とすること。

- ② 局地的な豪雨災害に対処するため、最大時間雨量の採択要件を他省庁の災害復旧事業と同一にする要件緩和を行うこと。

〔神戸市、明石市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

- (1) 本市では、環境省指針や過去の震災の教訓等を踏まえ、平成28年度に「災害廃棄物処理基本計画」を策定した。同計画においては大規模災害時に膨大な量の災害廃棄物の発生が想定されており、公衆衛生の確保や復旧・復興には、他都市等からのごみ処理支援について、より早い段階での要請や受入が極めて重要となっている。

については、他都市等から被災地へ、より早い段階でごみ処理支援が可能となるよう、大規模災害発生時には、他都市が直ちに被災地へ派遣できる車両・人員数等を全都清へ連絡することとし、これをもとに全都清で迅速に支援要請等を行うなど、手法の検討を引き続き進められたい。

- (2) 大規模災害時においては、多量に排出される廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物仮置場を開設する必要がある。しかし、災害廃棄物仮置場の候補地となる都市公園の占用には許可が必要であり、災害廃棄物仮置場は都市公園法第7条第1項第1号から第6号まで及び都市公園法施行令第12条第2項第1号から第9号までに掲げる占用物件に該当しないとの見解もあり、この場合、同項第10号の規定により占用可能物件として災害廃棄物仮置場を条例で定める必要があることが課題となっている。

災害廃棄物仮置場の候補地の選定や設置は各自治体共通の課題であることから、災害廃棄物仮置場を都市公園法上の占有可能物件に位置付けられたい。

- (3) 大規模災害の場合、全壊家屋に加えて半壊家屋の解体費用についても補助対象として拡充がなされているが、家屋が全壊もしくは半壊に至らない状況でも、被災宅地危険度判定で危険と判定され、実質的に解体せざるを得ない状態であれば、補助対象とするなど要件の緩和を講じられたい。

また、近年では、地球温暖化の影響により短時間かつ局地的な大雨が頻発しており、24時間雨量の要件では対応できない事例が生じることが懸念される。他省庁（国土交通省・農林水産省・文部科学省）の災害復旧事業では、「時間雨量20mm以上」が基準となっていることから、同補助金についても他省庁の採択要件と同一とされたい。

要望事項：し尿処理施設と下水道の接続について

協議会名：東北地区協議会

提案会員：仙南地域広域行政事務組合

提案理由

「下水処理場」も「し尿処理施設」もどちらも汚水の浄化を目的にしていることから、「し尿処理施設」の処理過程を「下水処理場」に集約化することで、し尿処理施設で 사용되는薬品や燃料が減少し、また運転する機器設備が少なくなることにより電気使用量の減といった省エネルギーが図れるため、両者を接続する上で必要な協議や手続きを簡略化・マニュアル化するとともに、これにかかる接続工事等についても基幹的設備改良事業の対象となるように要望する。

なお、現「し尿処理施設」では「下水処理場」で処理ができるように、し渣の除去や希釈等を行う前処理施設としての役割を担うものとする。

要望事項：電動塵芥車の性能向上にかかる支援について

電動塵芥車の性能向上に向けた技術開発に係る支援の検討をお願いしたい。

〔豊中市、姫路市、西宮市〕

協議会名：近畿地区協議会

提案理由

2050年カーボンニュートラルに向けて、廃棄物処理に係る脱炭素に向けた施策が重要となっている中、廃棄物の減量及びリサイクルの推進に併せて、収集業務における脱炭素化を推進していく必要がある。

しかし、現在販売されている電動塵芥車は、通常の塵芥車に比べ車両価格が高額であることや走行可能距離が短いこと、また、積載量が少ないなどの車両性能に課題があることから導入が進んでいない状況にある。

については、国において関係省庁と連携し、電動塵芥車の性能向上に向けた技術開発に関する更なる支援に取り組むとともに、助成制度についても検討するなど、収集業務における脱炭素化の推進に努めてほしい。

要望事項：一般廃棄物処理事業実態調査の公表データ取扱の注意事項記載について

一般廃棄物実態調査の結果を毎年公表する際、マスコミ等によりごみ処理量やリサイクル率に基づくランキングを作成し公表している。しかし、公表されている数値は、行政回収のみであることや市町村間で分別品目が異なることから、その比較は公平性に欠けている。このような比較は、地域の取組や努力が正当に評価されず、誤解を招く可能性がある。

そのため、数値に関して取扱の注意事項の記載を要望する。

協議会名：北陸東海地区協議会

提案会員：富士市

提案理由

一般廃棄物実態調査について、公表されるデータは行政回収に基づくため、市町村ごとの分別品目の種類や、民間店舗の古紙回収ボックスの普及など、各市町村の実情は異なる。

しかし、公表されたデータのみを根拠に比較されることは、地域の特色や取組を評価されず、市民のモチベーションの低下につながる。

そのため、各市町村の分別品目が異なることや民間の回収は数値に含まれていないこと、安易な市町村間のランキングによる比較を行わないなど、注意事項を明記することを要望する。

要望事項：放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物」埋立基準の変更について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：那須塩原市

提案理由

現在、放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）に基づき、「特定一般廃棄物」となったばいじんは、放射性物質が溶出しないよう、最終処分場に埋め立てた後、上部を不透水層にして雨水浸入を防止するなど、廃棄物処理法に上乗せされた埋立基準が適用されている。

一般廃棄物の最終処分場は、本来、埋立廃棄物に雨水を浸透させることで、安定化を図るものであるが、現在、上乗せ基準で埋め立てた区域は、雨水が浸透しないことから、埋立地内部が安定化するまでに長期間を要し、浸出水処理など維持管理費用が増大するとともに、将来的な跡地の利活用にも、大きく影響を及ぼすこととなる。

つきましては、雨水が浸透して埋立地内部が安定化するよう、特措法の埋立処分基準の改正を要望する。

要望事項：放射性物質汚染対処特措法に基づく特定一般廃棄物の焼却施設に係る対象地域要件の見直しについて

協議会名：関東地区協議会

提案会員：東京二十三区清掃一部事務組合

提案理由

東京都（島しょ部除く。）に所在する一般廃棄物焼却施設は、放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物処理施設」に該当し、ばいじん等の汚染状況の調査義務や空間放射線量率の測定等の維持管理基準が適用される。

当組合が管理運営する東京 23 区的一般廃棄物焼却施設については、ばいじん等の放射能濃度が大幅に減少しており、環境大臣の定める要件に該当する旨の確認を受けたため、稼働中の全施設が特定一般廃棄物処理施設から除外されている。また、施設から生じるばいじんについても同様に環境大臣の確認を受けており、特定一般廃棄物から除外されている。なお、建替工事中の施設については試運転開始後すみやかにばいじん等の放射能測定を行い、分析結果が揃い次第、環境大臣の確認を受けるようにしている。

平成 23 年 3 月の福島第一原子力発電所の事故の発生から 10 年以上が経過したが、ばいじん等の放射能濃度はどの施設も低い値で安定的に推移しており、多摩地域についても同様の状況であると思われる。

については、個別施設ごとの確認により対象から外すだけでなく、現状の放射性物質の状況を踏まえ、汚染の影響がない都県を対象地域から外すなどの要件の見直しを図ることを要望する。

要望事項：焼却灰処理費用の損害賠償について

協議会名：関東地区協議会

提案会員：栃木市、横須賀市

提案理由

東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故により処理費用が増加した焼却灰処理事業に対する損害賠償については、平成30年度分までは継続的に全額補償されているが、「100Bq/kg以下の副次産物（焼却灰）の保管処理費用」については賠償対象にならないとされている。

しかし、東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故以降、各自治体や廃棄物処理事業者が独自の基準を設け、100Bq/kg以下でも焼却灰を受け入れない実態があるため、事故以前の状況に戻るまでは、国の責任において東京電力が全額補償するよう要望する。